

即ち大正十二年に政友會が建議案の形に於て地租委讓を提唱して以來は兩稅委讓特に地租委讓は政友會の一枚看板になり、遂に此の法案を昭和四年の第五十六議會に提出したのである。本案は衆議院のみは通過したが貴族院に於て審議未了となり遂に實現を見ず、而も其後の情勢は此の問題を没し去つたのである。此問題を兩稅委讓論と名づけてゐる人もあるが、中心點は何と云つても地租委讓論である。地方團體と土地とは非常に縁の深いものであつて地租に地方團體の重要財源を求めんとするのは確かに一つの考である。然し近代の經濟情勢社會情勢は根本的に變化し、一國の富の重心が郡部より市部に推移すると共に富の内容が不動産より動産にうつり更に土地所得の中に於ても田畑所得よりも宅地所得に中心が動いてゐる有様である。かゝる情勢の下に於て地租を地方稅の根幹として果して地方財政が保てるものであらうか、或は數字的には地方財政行政の辻褄が合ふにしても郡部の人達は結局は地租の重壓に耐えかね決して財政的に救はれるものでない。これ以來の地租委讓論者が其の説を改め地方財政調整交付金を支持するに至つた所以である。併し地租委讓論に内在する長所は棄て難きものあり何等かの形で之を發揮せねばならぬ。

第二は義務教育費全額國庫負擔問題である。政友會の地租委讓論に對し民政黨は義務教育費國庫負擔論を唱へて來たが濱口總裁の時に至り全額國庫負擔論を明瞭にした。かくて大正七年に千萬圓であつた負擔金が四千萬圓となり七千萬圓となり七千五百萬圓となり、只今では八千五百萬圓に増額せられ全額負擔に近づいて來たのであ

る。茲に困る事はこの國庫負擔金の分配方法が、原則の「市町村立尋常小學校の教員數と市町村の就學兒童數」とによるのであれば差支ないが、例外的に「財政困難の市及び町村に對しては特に分配歩合を大にし」、而も例外の方が原則よりも大となつてゐるのである。即ち現行の市町村義務教育費國庫負擔金は、義務教育費の大部分を國家が支辨する事と財政困難の市町村の財政を國家が援助する事との二つの要素よりなつてゐる。極端なる例であるが或大都市の如きは教員俸給の二割の援助を受けてゐるに止まるに對し、或特別町村の如きは九割八分の援助を受けてゐる。義務教育費の全額を國庫が負擔する事によつて、大都市は大いに喜ぶのであるが、特別町村は殆んど關心を持たないのである。即ち義務教育費全額國庫負擔を實現する爲めには町村財政を潤はず何物かを用意してかゝる必要がある。

茲に現はれたのは内務省地方局を中心として考へ出された地方財政調整交付金の考へ方であつて兩三年の地方財政問題は殆んど本問題にリードせられてゐる形であつた。併し此の考に對しては少くも二つの反對論がある。第一は財源問題である。内務省案は資本利子稅、第二種所得稅、相續稅等の増徴を視つてゐたが此等の財源は恰も大藏省が望んでゐる所であつて餘りにも地方財政本位の議論となるが故に大藏省としては到底承認出來なかつたのである。第二は使途の問題であつて義務教育費國庫負擔金の悪例を履むを慮るのである。併し本問題は日に白熱化して來たのである。第六十五議會（昭和九年）には政友會、民政黨、國民同盟の三派から地方財政調整

交付金法案を提出し慎重審議の結果として所謂三派併合の修正案が衆議院を通過したのである。第六十七議會には民政黨より地方財政調整法案が提出せられ、更に政友會よりは臨時地方財政補整金法案が提出せられたのである。

地方財政調整法案（富田幸次郎君外二十名提出）

（昭和十年三月六日衆議院本會議）

地方財政調整法

- 第一條 政府ハ地方財政調整ノ爲本法ニ依リ北海道、府縣及市町村ニ對シ交付金ヲ交付ス
- 第二條 交付金ノ總額ハ毎年度五千八百萬圓ヲ下ラザルモノトス
- 第三條 交付金ハ其ノ總額ノ百分ノ七十ヲ町村ニ百分ノ十五ヲ市ニ百分ノ十五ヲ道府縣ニ配分ス

（後略）

臨時地方財政補整金法案（前田米藏君外三十名提出）

（昭和十年三月六日衆議院本會議）

臨時地方財政補整金法

- 第一條 政府ハ本法ニ依リ北海道、府縣及市町村ニ對シ當分ノ間地方財政補整金ヲ支出ス
- 第二條 前條ノ規定ニ依リ國庫ノ支出スベキ金額ハ毎年度五千七百萬圓ヲ下ラザル額トス
- 第三條 地方財政補整金ハ北海道及府縣ト市町村トニ對シ左ノ通配分ス

- 一 北海道及府縣ニ對シテハ國庫支出額ノ十分ノ三
- 二 市町村ニ對シテハ國庫支出額ノ十分ノ七

（後略）

地租委讓と義務教育費全額國庫負擔と地方財政調整交付金とは我が地方財政改革に際し支配的に行はれた三つの提案である。

第五 地方財政調整交付金體系

一 地方税制の根本的改革を行はんとする時に常に障害となる議論は、先づ地方の行政機構を改革し然る後に地方税制を改革すべしと云ふのである。かう考へて行くと行政機構の改革を行ふに當り中央制度の改革と地方制度の改革との何れを先きにすべきかと先づ問題となつて来る。中央行政機構の改革は比較的容易であるが、地方行政機構に至つては地方民の利害關係が錯綜し殆んど手のつけ様のない状態である。精々、實現するにせよ、府縣と市町村との間に中間機構を作ると云ふが如き積極的施設を行ふ程度に止まる。府縣の廢合を行ふが如き地方民に消極的影響を齎すが如き改革は云ふべくして實現し難いのである。

我國の地方制度が時代に添はなくなつた事は何人も認むる所であり、特に其の弊害の最も強く現はれたのは地

方財政及税制が時代遅れになつた事である。地方行政機構も改革せねばならぬ、地方財政及税制をも改革せねばならぬ。概念的に云へば地方財政及税制は廣義の地方制度の一部であるから、先づ地方制度を改革し然る後に地方財政及税制に及ぶべきである。併し地方制度を相當思ひ切つて改革する事は、國家が非常時に直面し地方行政機構を何とかせねば動きがとれぬ時であつて、平時には到底之を實現する事が出来ない。實際論としては弊害の最も強く現はれてゐる所から取り敢へず着手してかゝるべきである。この地方財政及税制を先づ改革すべく、逆に此の事が地方制度全體を反省する動機ともなるのである。

かくの如く、地方制度に手を加へ然る後に地方財政及税制の改革に及ぶべしと唱へる議論は結局、地方財政及税制を現状のままに放任すべしと云ふ議論に陥るのである。筆者は、此種の微温的態度には到底満足し得ないのである。

廣田内閣成立するや、馬場大藏大臣は在來の概念論に支配せらるゝ事なく、短刀直入に地方税制の改革に乗り出したのである。而して、地租委譲にあらず、義務教育費全額國庫負擔にあらず、地方財政調整交付金で我が地方税制を立て直さんとしたのである。

二 中央財政と地方財政とを經常收入本位に分類して見ると、從來は國税體系と地方税體系との二つのみに分れてゐたのである。勿論、多少の補助金はあるが之は例外的のものとして問題としない。馬場財政の税制改革案

では國税體系と地方税體系と地方財政調整交付金體系との三分法を採る譯である。

先づ國税體系について見るに、從來の國税收益税體系は地租、營業收益税、資本利子税等よりなり家屋税を逸してゐたのである。今度は家屋税を國税に移管し收益税制度を整へんとしてゐる。次に我國には動的財産税たる相続税はあるが靜的財産税は存してゐない。非常時財源として財産税を作らんとしてゐる。更に國税流通税體系に於て價格流通税が發達してゐるが財産流通税は幼稚である。賣上税、有價證券移轉税を非常時財源にあてんとする所以である。揮發油税は燃料國策より出發したものである。國税體系の方面に於て直接に地方財政に影響を及ぼすものは家屋税の中央移管である。

第二の地方税體系は附加税と獨立税とに之を分つ事が出来る。所得税の附加税は道府縣のみが之を課し得る事とし而も其額を一割と定めた、(地方財政調整交付金に加へる分は二割であるから、全部を合計して所得税の附加税は三割となる)家屋税、地租、營業收益税の附加税は本税の十三割(道府縣七割市町村六割)に之を定めた。今日では制限外課税が原則となり制限内課税が例外となつてゐるのであるが、之を整理して附加税制度を制限内課税の常道に戻した所は注目すべき點である。獨立税に於ては戸數割は之を全廢し雜種税を改革し多年の懸案を解決せんとするのである。

第三の地方財政調整交付金體系の確立は新しき試みであるだけに最も注目に値する。所得税の二割と資本利子

税とよつて道府縣間の財政の不均衡を調整せんとするのである。更に市町村間の財政の不均衡は地租と家屋税と營業收益税とによつて之を調整する事とした。而して此等の地方財政調整交付金を市町村に對して分配する標準であるが、地租と家屋税とは徵税地に之を戻す事となつてゐるが、營業收益税の分配標準は折角考慮中である、家屋税中央移管の思想と地租委讓の思想とを地方財政調整交付金に混じて採用した所が、手際を示すべき點である。

最後に注意すべきは義務教育費全額國庫負擔の問題である。市町村立尋常小學校教員俸給額は昭和十年度に於て一億六千八百萬圓に上り、其の中八千五百萬圓を國庫が負擔し八千三百萬圓を道府縣が負擔する事となつた。結局の所は、市町村は義務教育費の全額について負擔を免れたのである。此の問題は一見した所は簡單の様であるが決してそうでない。現行法では其の分配標準に地方財政調整交付金の思想が多分に盛られてゐる。義務教育費國庫負擔金より地方財政調整目的の分子を遊離して地方財政調整交付金體系の中に加へ、之を純粹の義務教育費の負擔としたる所に其の價値が存してゐる。義務教育費全額國庫負擔の問題は、多少は形が變へられたと言ひ條かくして解決を見たのである。

第二節 地方財政の改革と地方税法案

第一 地方財政の改革

一 廣田内閣の庶政一新の項目として各種の國策が考へられてゐるが其の最も重要なものゝ一は税制改革である。馬場大藏大臣の税制改革の目標は、(一)中央財政と地方財政とに通ずる税制の根本的改革(二)動産と不動産との負擔の均衡、(三)法人と個人との負擔の調和、(四)非常時財源の涵養、(五)稅務行政の刷新の五つとする事が出来る。以上の五目標の中で第一の目標は劃期的のものとしても最も注目に値するのである。大藏内務の兩省にまたがるのみならず道府縣市町村の税制に影響する所が少なくない雄大な計畫である。

税制改革の規模は時局の認識の深さ如何によつて異なるのである。事もなげに時局を取扱ふ人にとつては、現行租税の稅率を一齊に引上げるのが最も容易なる方法である。甚だしきに至つては増税それ自體の必要をも認めない諸論もある。況んや中央財政と地方財政とに通ずる税制の改革の如きは、無用の閑事業と考へる人さへある。

然し筆者は時局を相當に深刻に考へ特に中央財政と地方財政とに通ずる税制の改革は今日を措いて他に適當なる實行の機會なしと信じてゐる。即ち

一、都鄙に於ける租稅負擔の不均衡が大となつてゐる事と六大都市の經濟的實力が大となつてゐる事とは打ち消し難い事實である。之が對策として一方には特別市制の如き方法で六大都市の實力を稅法上に書き表はすと共に、他方には地方財政調整交付金の如き方法により日本全國の租稅負擔の不均衡を地ならしする必要がある。負擔の地方的不均衡の除去が第一目的である。

二、特に我國財政の現状に於ては相當額の増稅を行はねばならぬ、それには國家稅制と協調を保つ様に地方稅制を整理しておく必要がある。そうでないと或地方に活動してゐる人は比較的軽い負擔ですまし得るに反し、他の地方に活動してゐる人は過度の増稅により窒息状態に陥る處がある。地方財政に確定財源を與へ、中央財政と地方財政とに弾力性を與へる事が第二目的である。

中央地方に通ずる稅制の根本的改革の中で、(一)家屋稅の中央移管、(五)地方財政調整交付金、(六)大藏省の地方財政監督權の擴大とは國稅と地方稅とに通ずる問題であり、(二)戸數割の廢止、(三)雜種稅の整理、(四)地方附加稅を原則的として容認する事は地方稅のみの問題である。場合を二つに分つ。

二 交通機關が發達し地方相互間の關係が密接となり地方費中で國政事務費が大となり、經濟單位としての國家の地位が重きをなしてゐる今日に於ては、地方財政を其の地方の地方稅のみによつて賄はんとする原則は破られてゐるのである。現に義務教育費國庫負擔金の如き臨時町村財政補給金の如き實質上に於ては一種の地方財政

調整交付金であつて、此事自體が已に地方財政の獨立性を破つてゐる。

地方財政調整交付金の財源としては所得稅地租營業收益稅資本利子稅家屋稅を擧げてゐる。此等の租稅の中で所得稅と地租と營業收益稅と資本利子稅とは國稅であるが、家屋稅のみは府縣稅として收益稅體系の例外をなしてゐる。現在の家屋稅なるものは府縣によつて課稅標準を異にし、課率を異にし、市町村によつて附加稅率を異にし、頗る不完全の稅であるから、恰もこの際に家屋稅を國稅に移管し以て收益稅體系を完成せねばならぬ。家屋稅を國家に移管すると、第一に課稅標準たる賃賃價格を全國的に統一すべく、第二に地方財政調整交付金を通じて家屋稅を再分配せねばならぬ。

第一の賃賃價格統一は誰しも異存のない處である。或る府縣では家屋稅の賃賃價格の中に土地の賃賃價格が混入してゐると云ふ不都合がある。土地の賃賃價格が已に全國的に調べられてゐるから之を家屋に押し進める必要がある。

難點は寧ろ第二である。地方財政調整交付金に入れた收益稅を如何なる標準に従て分配するかの問題である。第一次には徵收地に返却し、第二次に人口を用ひ、第三次に窮乏の程度を考へて再分配をするとしても最後の窮乏の程度なるものは測定に困難である。家屋稅地租の如き擔稅地と納稅地との一致してゐるものは納稅地に凡て返却する事となつてゐるが、營業收益稅資本利子稅の如き納稅地と擔稅地との明瞭ならざるものに對しては人口

又は窮乏の程度による再分配の方法を採用せねばならぬ。

地方財政調整交付金を採用する以上は大藏省が地方財政の監督に一步を進めるのは當然である。但し自治を侵さざる程度は之を忘れてはならぬ。

三 地方税の中で批難の最も高いものは地方附加税と戸數割と雜種税と家屋税とであるが、家屋税については已に述べたからそれ以外の問題を扱ふ事とする。

戸數割は條文の上に於ては最もよく出来てゐて而も實質の最も伴はない租税である。戸數割の半額存置論者があるが戸數割の良否は量の問題でなく質の問題である。いづれにしても戸數割は之を廢止するか少くとも之に大修正を加へる必要がある。

雜種税については法定のものの特例のものによつて扱ひをかへねばならぬ。地方によつて或る程度の差別のある事は已むを得ないが、不合理なる差等の存してゐる事については、この際大修正を加へて之を除く必要がある。

地方附加税は道府縣税と市町村税とによつて問題を異にする。本税に増税が行はれんとする時であるから之を廢止するか又は均一化する必要があるが、實際問題としては地方により多少の差がある事は已むを得ないのである。但し所得税の附加税は之を少くするか又は少くともその差を縮める必要がある。蓋し、第三種所得税は累進

税率を採用してゐるから附加税に多少の差があつても結局に於て非常に強く響くのである。即ち本税が累進税である場合は本税が比例税である時よりも一層不均衡を増し、耐へられなくなるからである。

以上是一般市町村について述べたのであるが六大都市については特別の考慮を必要とする。六大都市の或るものは歐洲の小國をも凌駕する財政上の實力を有してゐるから其の實力を反映せしめる様な税制を要求する權利を有してゐる、然しこの權利は當然に義務を伴ふものである。六大都市は地方財政調整交付金を通じて財政の窮乏せる地方に對し相當の援助を惜んではならぬ。農山漁村が財政上に餘裕を得て購買力を増す事はやがて都市の繁榮を促す原動力となる。本問題に關し六大都市は徒らに目前の小さき利害に捉へられる事なく堂々たる態度をとり以て國家のために多少の犠牲を拂はれたいものである。

第二 地方税法案

我國は從來しばしば税制改革を行つたが其の重點は専ら國稅體系に置かれ地方稅體系については根本的と云ふよりも、寧ろ便宜的の改革が行はれたに過ぎなかつた。廣田内閣成立するや、大藏省は從來否認し續けてゐた地方財政調整交付金を肯定する、内務省は固守して離さなかつた家屋税を中央に移管すると云ふ風に、兩省が互讓の精神の下に協力し此の難事業が成就せられんとしたのである。これ非常時局にそなふる財政の弾力性を發揮す

る必要ある事と國內相剋を除去する爲めに地方稅負擔の不均衡を除去する事との二點に於て兩省の意見が一致したからである。かゝる空氣の中より生れたのが、地方稅法案であり、府縣制中改正法律案であり、市制中改正法律案であり、町村制中改正法律案である。不幸にして此等の法律案は流産に終つたが、やがては此の法律案そのまゝか又は此の法律案の精神を傳へたものが生れ、實質的には國民負擔の均衡をはかり地方稅の輕減を行ふ事に役立つと共に形式的には不整理の地方稅四種の法律を統一する事となつたのである。立案者の苦心に酬はると共に將來の立法者の參考に供する爲めにこの四法案を採録する事とした。

地方稅法

第一章 總則

第一節 通則

第一條 本法ニ於テ地方團體ト稱スルハ府縣及市町村ヲ、地方稅ト稱スルハ府縣稅及市町村稅ヲ謂フ

本法ニ於テ條例ト稱スルハ府縣條例及市町村條例ヲ謂フ

本法中府縣ニ關スル規定ハ北海道地方費ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ府縣稅、府縣知事、府縣會、府縣參事會又ハ府縣條例トアルハ夫々北海道地方稅、北海道廳長官、北海道會、北海道參事會又ハ北海道條例トス

本法中市町村ニ關スル規定ハ町村制ニ代ル施行スル地ノ町村ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ市町村稅、市町村長、市町村會又ハ市町村條例トアルハ夫々其ノ町村稅、町村長、町村會又ハ町村條例若ハ町村規則トス

第二條 府縣稅トシテ賦課徵收スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅附加稅

二 獨立稅

三 特別稅

市町村稅トシテ賦課徵收スルコトヲ得ベキモノ左ノ如シ

一 國稅附加稅

二 府縣稅附加稅

三 獨立稅

四 特別稅

第三條 府縣ハ國稅ノ課稅客體ニ對シテ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外府縣稅ヲ課スルコトヲ得ズ

市町村ハ國稅又ハ府縣稅ノ課稅客體ニ對シテ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外市町村稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第四條 地方稅及其ノ賦課徵收ニ關シ必要ナル事項ハ條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第二節 賦課

第五條 地方團體内ニ住所ヲ有スル者ハ地方稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

三月以上地方團體内ニ滞在スル者ハ其ノ滞在ノ初ニ廻リ地方稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

地方團體内ニ住所ヲ有セズ又ハ三月以上滞在スルコトナシト雖モ左ニ掲グル者ハ各號ノ定ムル所ニ依リ地方稅ヲ納ムル義務ヲ負フ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

- 一 地方團體内ニ於テ土地、家屋又ハ物件ヲ所有シ、使用シ又ハ占有スル者ニ付テハ其ノ土地、家屋若ハ物件又ハ其ノ收入ニ對シ賦課スル地方稅
 - 二 地方團體内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニ付テハ其ノ營業又ハ其ノ收入ニ對シ賦課スル地方稅
 - 三 地方團體内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ニ付テハ其ノ行爲ニ對シ賦課スル地方稅
- 第六條 左ニ掲グル者ハ各號ノ定ムル所ニ依リ地方稅ヲ納ムル義務ヲ負フ
- 一 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ニ付テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ニ合併前ノ事實ニ付賦課セラレベキ地方稅ニシテ未ダ賦課セラレザルモノ
 - 二 相續人又ハ相續財團ニ付テハ被相續人ニ相續開始前ノ事實ニ付賦課セラレベキ地方稅ニシテ未ダ賦課セラレザルモノ
- 前項第二號ニ掲グル場合ニ於テ國籍喪失ニ因リ相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財產ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負フ
- 第一項第二號ニ掲グル場合ニ於テ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人モ亦其ノ義務ヲ負フ
- 第七條 納稅者ノ地方團體外ニ於テ所有シ、使用シ若ハ占有スル土地、家屋若ハ物件又ハ其ノ收入ニ對シテハ地方稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ地方團體外ニ於テ營業所ヲ設ケテ爲ス營業又ハ其ノ收入ニ對シ亦同ジ
- 第八條 地方團體ノ内外ニ於テ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲ス者ニシテ其ノ營業又ハ收入ニ對スル本稅ヲ分別シテ納メザル者ニ關係地方團體ニ於テ營業收益稅附加稅又ハ所得稅附加稅ヲ賦課スルトキハ其ノ本稅額ノ歩合ハ本稅ヲ決定シタル稅務官署ノ定メタルモノニ依ル

- 稅務官署ハ本稅ヲ決定シタルトキハ直ニ前項ノ規定ニ依ル本稅額ノ歩合ヲ定メ之ヲ關係府縣知事及市町村長ニ通知スベシ
- 關係府縣知事ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ稅務官署ノ定メタル本稅額ノ歩合ニ異議アルトキハ本稅額ノ歩合ハ內務大臣及大藏大臣之ヲ定ム
- 關係府縣知事ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル稅務官署ノ定メタル本稅額ノ歩合ニ異議ナキトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ歩合ヲ定メタルトキハ其ノ歩合ニ依ル本稅額ヲ以テ其ノ府縣ニ於ケル本稅額ト看做ス
- 市町村長ニ於テ府縣内市町村間ノ本稅額ノ歩合ニ異議アルトキハ本稅額ノ歩合ハ府縣知事之ヲ定ム
- 第三項及前項ノ異議ハ其ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ之ヲ申出ヅベシ
- 第九條 地方團體ノ内外ニ於テ鑛業ニ關スル事務所其ノ他ノ營業所ヲ設ケタル場合又ハ鑛區ガ營業所所在ノ地方團體ノ内外ニ涉ル場合關係地方團體ニ於テ鑛產稅附加稅ヲ賦課スルトキハ前條ノ例ニ依ル
- 第十條 鑛區又ハ砂鑛區ガ地方團體ノ内外ニ涉ル場合ニ於テ鑛區稅又ハ砂鑛區稅ノ附加稅ヲ賦課スルトキハ鑛區又ハ砂鑛區ノ屬スル地表ノ面積ニ依リ本稅額ヲ分割シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ
- 第十一條 住所滞在ガ地方團體ノ内外ニ涉ル者ノ收入ニシテ土地、家屋、物件又ハ營業所ヲ設ケタル營業ヨリ生ズル收入ニ非ザルモノニ對シ地方稅ヲ賦課セントスルトキハ其ノ收入ヲ平分シ其ノ一部ニノミ賦課スベシ但シ住所又ハ滞在ガ其ノ時ヲ異ニシタルトキハ納稅義務ノ發生シタル翌月ノ初ヨリ其ノ消滅シタル月ノ終迄月割ヲ以テ賦課スベシ
- 第十二條 年稅又ハ期稅タル地方稅ノ賦課期日後納稅義務ノ發生シタル者ニハ其ノ發生シタル月ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ地方稅ヲ賦課ス

前項ノ地方稅ノ賦課期日後納稅義務ノ消滅シタル者ニハ其ノ消滅シタル月迄月割ヲ以テ地方稅ヲ賦課ス
第一項ノ地方稅ノ賦課後其ノ課稅客體ノ承繼アリタル場合ニ於テハ前納稅義務者ノ納稅ヲ以テ後ノ納稅義務者ノ納稅ト看
做シ前二項ノ規定ヲ適用セズ

月稅タル地方稅ノ賦課期日後其ノ月十五日迄ニ納稅義務發生シタルトキハ其ノ地方稅ノ全額十六日以後納稅義務發生シタ
ルトキ又ハ十五日迄ニ納稅義務消滅シタルトキハ其ノ半額ヲ賦課ス

前二項ノ場合ニ一ノ地方團體ニ於テ納稅義務消滅シ他ノ地方團體ニ於テ納稅義務發生シタルトキハ納稅義務ノ發生シタル
地方團體ハ納稅義務ノ消滅シタル地方團體ニ於テ賦課シタル部分ニ付テハ地方稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第十三條 國稅附加稅及府縣稅附加稅ノ賦課率ハ本稅ノ屬スル年度ノ附加稅賦課率ニ依ル但シ地租附加稅及地租割ノ賦課率
ハ本稅ノ屬スル年ノ四月一日ニ始ル年度ノ附加稅賦課率ニ依ル

法人ノ所得稅附加稅及營業收益稅附加稅ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ事業年度終了ノ日ノ屬スル年度ノ附加稅賦課率ニ依
ル

第十四條 左ニ掲グルモノニ對シテハ地方稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

- 一 所得稅法第十八條ニ掲グル所得
- 二 神社、寺院、祠宇又ハ佛堂ノ境内地及教會所又ハ説教所ノ境内地但シ有料借地及有料貸地ヲ除ク
- 三 國、地方團體其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ノ事業又ハ行爲
- 四 家屋稅法第三條ニ掲グル家屋但シ有料借家及有料貸家ヲ除ク
- 五 國、地方團體其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル物件但シ有料ニテ使用シ又ハ使用

收益セシムルモノヲ除ク

六 國有ノ土地、家屋又ハ物件但シ使用收益セシムルモノヲ除ク

七 地租法第六十五條及第六十六條ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラレタル土地但シ其ノ年度分ニ限ル

八 免租年期地ニ對シ地方稅ヲ賦課スベキ場合ニ於テ市町村ノ全部又ハ一部ニ亘ル災害又ハ天候不順ニ因リ收穫皆無ニ歸
シタル田畑ニシテ納稅義務者ヨリ地方稅免除ノ申請アリタルモノ但シ其ノ年度分ニ限ル

九 前各號ノ外法律勅令ヲ以テ定ムルモノ

第十五條 獨立稅ノ課稅客體、課稅標準及賦課ノ制限ニ關シテハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十六條 地方團體ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ課稅ヲ不適當トスル場合又ハ不適當トスル者アルトキハ課稅ヲ爲サザルコ
トヲ得

地方團體ハ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アルトキハ不均一ノ稅率ヲ以テ課稅ヲ爲スコトヲ得

市町村前二項ノ規定ニ依リ課稅ヲ爲サズ又ハ不均一ノ稅率ヲ以テ課稅ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第十七條 地方團體ハ地方團體ノ一部ニ對シ特ニ利益アル事件ニ關シテハ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ地方團體ノ一部ニ賦課ヲ
爲スコトヲ得

市町村前項ノ規定ニ依リ不均一ノ賦課ヲ爲シ又ハ市町村ノ一部ニ賦課ヲ爲サントスルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第十八條 府縣知事又ハ市町村長ハ條例ノ定ムル所ニ依リ納稅者中特別ノ事情アル者ニ對シ納稅延期ヲ許スコトヲ得

第十九條 府縣知事又ハ市町村長ハ特別ノ事情アル場合又ハ特別ノ事情アル者ニ限り府縣參事會又ハ市町村會ノ議決ヲ經テ
地方稅ヲ減免スルコトヲ得

第三節 徵收

第一款 普通徵收

第二十條 市町村ハ其ノ市町村内ノ府縣稅ヲ徵收シ之ヲ府縣ニ納入スルノ義務ヲ負フ但シ第二十二條第二項又ハ第三十七條

第一項ノ規定ニ依リ徵收スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

府縣ハ前項ノ規定ニ依ル徵收ノ費用ヲ補償スル爲徵收金額及徵稅傳令書數ニ應ジ府縣條例ノ定ムル所ニ依リ其ノ市町村ニ對シ取扱費ヲ交付スベシ

前項ノ規定ニ依ル府縣條例ノ規定ハ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

第二十一條 市町村ハ避クベカラザル災害ニ因リ既收ノ府縣稅ヲ失ヒタルトキハ其ノ稅金納入義務ノ免除ヲ府縣知事ニ申請スルコトヲ得

府縣知事前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スベシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願スルコトヲ得

府縣制第三十八條、第二百二十八條及第二百二十八條ノ二ノ規定ハ前四項ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第二十二條 府縣稅ヲ徵收セントスルトキハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員ハ市町村ニ對シ徵稅命令書ヲ發シ、市町村長ハ徵稅命令書ニ依リ徵稅傳令書ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付スベシ

府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ府縣吏員ハ納稅人ニ對シ直接徵稅令書ヲ交付スルコトヲ得

第二十三條 市町村稅ヲ徵收セントスルトキハ市町村長ハ徵稅令書ヲ納稅人ニ交付スベシ

第二十四條 第二十二條第一項ノ徵稅傳令書又ハ前條ノ徵稅令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ市町村(市町村金庫ヲ置キタルモノニ在リテハ市町村金庫)ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス

第二十二條第二項ノ徵稅令書ヲ受ケタル納稅人ハ其ノ稅金ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ納稅ノ義務ヲ了ス

市町村ハ其ノ徵收シタル府縣稅ヲ府縣金庫ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ稅金納入ノ義務ヲ了ス

稅金ノ拂込又ハ其ノ拂込金ノ納入ニ付郵便振替貯金ノ方法ニ依リタル場合ニ於テハ納稅人又ハ市町村ハ稅金ヲ郵便官署ニ拂込ミ又ハ納入スルニ依リテ其ノ義務ヲ了ス

第二十五條 府縣稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書又ハ徵稅傳令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

市町村稅ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ徵稅令書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ一月以内ニ市町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事又ハ市町村長ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會又ハ市參事會若ハ町村會ノ決定ニ付スベシ

前項ノ決定ヲ受ケタル者其ノ決定ニ不服アルトキハ府縣稅ニ付テハ行政裁判所ニ出訴シ市町村稅ニ付テハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第五項ノ訴願ニ對スル裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル決定及裁決ニ付テハ府縣稅ニ在リテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員、市町村稅ニ在リテハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ訴願シ又ハ出訴スルコトヲ得

府縣制第三十八條、第二百二十八條及第二百二十八條ノ二ノ規定ハ前五項ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第二十六條 府縣稅ノ徵稅令書若ハ徵稅傳令書又ハ市町村稅ノ徵稅令書ヲ受ケタル納稅人期限內ニ税金ヲ完納セザルトキハ府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員又ハ市町村長ハ遅クトモ納期限後二十日迄ニ督促狀ヲ發スベシ
督促狀ニハ條例ヲ以テ定メタル期間內ニ於テ相當ノ期限ヲ指定スベシ

特別ノ事情アル地方團體ニ於テハ條例ヲ以テ第一項ニ規定スル期限ト異リタル期限ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條 前條ノ督促狀ヲ發シタルトキハ手数料ヲ徵收ス
手数料ノ額ハ條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

府縣稅ニ關シ市町村吏員ヲシテ督促狀ヲ發セシメタル場合ニ於ケル手数料ハ其ノ市町村ノ收入トス

第二十八條 第二十六條ノ規定ニ依ル督促ヲ受ケタル者督促狀ノ指定期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納セザルトキハ府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員又ハ市町村長ハ條例ヲ以テ定メタル期間內ニ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ處分スベシ

府縣ノ徵收金（府縣稅、府縣稅ノ督促手数料、延滞金及滯納處分費）ハ國ノ徵收金ニ、市町村ノ徵收金（市町村稅、市町村稅ノ督促手数料、延滞金及滯納處分費）ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時效ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル但シ附加稅タル地方稅ニシテ本稅ノ決定ニ因リ賦課シ得ルニ至ルモノノ時効ハ本稅決定ノ日ヨリ進行ス

前二項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣稅ニ在リテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員、市町村稅ニ在リテハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ差押處分ノ確定ニ至ル迄之ヲ停止ス

府縣制第三十八條、第二百二十八號及第二百二十八條ノ二ノ規定ハ前五項ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第二十九條 督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ一日ニ付稅金額ノ萬分ノ四以內ニ於テ條例ノ定ムル割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ税金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付府縣知事又ハ市町村長ニ於テ酌量スベキ情狀アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

徵稅令書又ハ徵稅令書一通ノ稅金額五圓未満ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納稅者ノ住所及居所ガ帝國內ニ在ラザル爲又ハ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納稅ノ命令又ハ督促ヲ爲シタルトキ督促狀ノ指定期限迄ニ税金及督促手数料ヲ完納シタルトキハ延滞金ハ之ヲ徵收セズ

第三十條 納稅人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ既ニ徵稅令書又ハ徵稅傳令書又ハ徵稅傳令書ヲ交付シタル地方稅ニ限リ納期前ト雖モ納稅義務ノ確定シタル税金ノ全額ヲ徵收スルコトヲ得

一 國稅徵收法ニ依ル滯納處分ヲ受クルトキ

二 強制執行ヲ受クルトキ

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 競賣ノ開始アリタルトキ

五 法人解散シタルトキ

六 納稅人連股ヲ謀ルノ所爲アリト認ムルトキ

前項ノ規定ニ依ル徵收ニ付テハ國稅徵收ノ例ニ依ル

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第三十一條 左ニ掲グル者ハ各號ノ定ムル所ニ依リ地方稅、督促手数料、延滞金及滞納處分費ヲ納ムル義務ヲ負フ

一 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リ設立シタル法人ニ付テハ合併ニ因リ消滅シタル法人ノ納付スベカリシモノ

二 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ清算終了前ノ事實ニ付賦課セラレタル地方稅並ニ其ノ督促手数料、延滞金及延滞納處分費ヲ納付セズシテ殘餘財産ヲ分配シタル清算人ニ付テハ其ノ法人ノ納付スベカリシモノ

三 相續人又ハ相續財團ニ付テハ被相續人ノ納付スベカリシモノ

前項第二號ニ掲グル清算人ハ殘餘財産ノ價額ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負ヒ同項第三號ニ掲グル場合ニ於テ國籍喪失ニ因ル相續人又ハ限定承認ヲ爲シタル相續人ハ相續ニ因リテ得タル財産ヲ限度トシテ其ノ義務ヲ負フ

第一項第三號ニ掲グル場合ニ於テ戸主ノ死亡以外ノ原因ニ依リ家督相續ノ開始アリタルトキハ被相續人モ亦其ノ義務ヲ負フ

第三十二條 共有物、共同事業、共同事業ニ因リ生ジタル物件又ハ共同行為ニ對スル地方稅並ニ其ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ納稅人連帶シテ其ノ義務ヲ負フ

前條第一項第二號ニ掲グル地方稅並ニ其ノ督促手数料、延滞金及滞納處分費ハ分配當時ノ全清算人連帶シテ其ノ義務ヲ負フ

第三十三條 同一年度ノ地方稅ニシテ既納ノ稅金過納ナルトキハ爾後ノ納期ニ於テ徵收スベキ同一稅目ノ稅金ニ充ツルコトヲ得

第三十四條 納稅義務者納稅地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ納稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲メ納稅管理人ヲ定メ府縣稅ニ付テハ府縣知事ニ、市町村稅ニ付テハ市町村長ニ之ヲ申告スベシ其ノ納稅管理人ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第三十五條 徵稅令書、徵稅傳令書、督促狀及滞納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住所又ハ居所ニ送達ス名宛人ガ相續財團ニシテ財産管理人アルトキハ財産管理人ノ住所又ハ居所ニ送達ス

納稅管理人アルトキハ納稅ノ告知及督促ニ關スル書類ニ限リ其ノ住所又ハ居所ニ送達ス

第三十六條 書類ノ送達ヲ受クベキ者ガ其ノ住所若ハ居所ニ於テ書類ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ其ノ者ノ住所及居所ガ帝國内ニ在ラザルトキ若ハ不明ナルトキハ書類ノ要旨ヲ公告シ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ書類ノ送達アリタルモノト看做ス

前項ノ規定ニ依ル公告ハ地方團體ノ揭示場ニ之ヲ爲スベシ

第二款 特別徵收

第三十七條 地方團體ハ内務大臣及大藏大臣ノ指定スル地方稅ニ付テハ其ノ徵收ノ便宜ヲ有スル者ヲシテ之ヲ徵收セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ地方團體ニ對シ其ノ徵收スベキ地方稅ヲ納入スルノ義務ヲ負フ

第一項ノ地方稅ノ徵收ニ付テハ第二十二條又ハ第二十三條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三十八條 前條第一項ノ規定ニ依リ地方稅ヲ徵收セシムル場合ニ於テハ納稅人ハ其ノ稅金ヲ徵收義務者ニ拂込ムニ依リテ納稅ノ義務ヲ了ス

前條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ其ノ徵收スベキ地方稅ニ相當スル金額ヲ府縣稅ニ在リテハ府縣金庫ニ、市町村稅ニ在リテハ市町村(市町村金庫ヲ置キタルモノニ在リテハ市町村金庫)ニ拂込ミ其ノ領收證ヲ得テ稅金ノ徵收及納入ノ義務ヲ了ス

第三十九條 第三十七條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ハ其ノ徵收スベキ地方稅ニ相當スル金額ヲ府縣知事又ハ市町村長ノ指定シタル期日迄ニ府縣稅ニ在リテハ府縣金庫ニ、市町村稅ニ在リテハ市町村(市町村金庫ヲ置キタルモノニ在リテハ市町村金庫)ニ之ヲ納入スベシ

第四十條 第三十七條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者其ノ徵收スベキ地方稅ニ相當スル金額ヲ指定期日迄ニ納入セザルトキハ府縣知事又ハ市町村長ハ相當ノ期限ヲ指定シ督促狀ヲ發スベシ

第三十七條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者其ノ徵收スベキ地方稅ヲ正當ノ事由ニ因リ徵收スルコト能ハザリシトキハ徵收義務者ノ申請ニ依リ之ニ相當スル既納ノ金額ハ之ヲ還付スベシ

前項ノ規定ニ依ル還付ノ方法ハ條例ヲ以テ之ヲ規定スベシ

第四十一條 第三十七條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者避クベカラザル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其稅金納入義務ノ免除ヲ府縣稅ニ在リテハ府縣知事ニ、市町村稅ニ在リテハ市町村長ニ申請スルコトヲ得

府縣知事又ハ市町村長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ七日以内ニ府縣參事會又ハ市參事會若ハ町村會ノ決定ニ付スベシ

前項ノ規定ニ依ル府縣參事會ノ決定ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル府縣參事會ノ決定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル市參事會又ハ町村會ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第六項ノ訴願ニ對スル裁決ニ不服アル者ハ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二項ノ規定ニ依ル市參事會又ハ町村會ノ決定ニ付テハ市町村長ヨリモ訴願スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル府縣參事會ノ裁決ニ付テハ市町村長又ハ府縣知事ヨリモ內務大臣ニ訴願スルコトヲ得

府縣制第三十八條、第二百二十八條及第二百二十八條ノ二ノ規定ハ前六項ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第四十二條 第六條、第二十條第二項及第三項、第二十四條第四項並ニ第二十八條乃至第三十二條ノ規定ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依リ地方稅ヲ徵收セシムル場合ノ納入金ニ之ヲ準用ス

第四十三條 地方團體ハ內務大臣及大藏大臣ノ指定スル地方稅ニ付テハ第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依ラズ其ノ地方團體ニ於テ發行スル證紙ヲ以テ地方稅ヲ拂込マシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方團體ハ證憑書類、入場券ノ類其ノ他ノモノニ證紙ヲ貼用セシメ又ハ證紙金額ニ相當スル現金ノ納付ヲ受ケ納稅済印ノ捺捺ヲ爲シ證紙ノ貼用ニ代ヘシムルコトヲ得

證紙ヲ貼用スルトキハ證紙ヲ貼用シタルモノノ紙面ト證紙ノ彩紋トニカケテ當該地方團體ノ印章又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル徵收義務者ノ印章若ハ署名ヲ以テ判明ニ之ヲ消スベシ

第四十四條 府縣及市町村ハ同一人ニ對シ同一課稅客體ニ付府縣稅及市町村稅ヲ同時ニ賦課スル場合ニ於テハ其ノ協議ニ依リ一ノ證紙ヲ以テ府縣稅及市町村稅ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十五條 本法ニ依リ地方稅、督促手数料、延滞金若ハ滯納處分費ヲ徵收セラルベキ者又ハ其ノ者ノ財產ガ當該地方團體外ニ在ルトキハ府縣知事若ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏若ハ吏員又ハ市町村長ハ本人又ハ財產所在地ノ當該官吏又ハ吏員ニ其ノ徵收ヲ囑託スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル徵收金ノ徵收ハ囑託ヲ受ケタル者ノ屬スル地方團體ノ例ニ依ル

第一項ノ規定ニ依リ徵收處分ノ囑託ヲ爲シタル場合ニ於テハ囑託事務及送金ニ要スル費用ハ囑託ヲ受ケタル者ノ屬スル地方團體ノ負擔トシ前項ノ規定ノ適用アリタル場合ノ督促手数料及滯納處分費ハ囑託ヲ受ケタル者ノ屬スル地方團體ノ收入

トス

第二章 普通稅

第一節 府縣稅

第一款 附加稅

第四十六條 國稅附加稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキ府縣稅及其ノ制限率左ノ如シ

所得稅附加稅 所得稅百分ノ十

地租附加稅 地租百分ノ七十

營業收益稅附加稅 營業收益稅百分ノ七十

家屋稅附加稅 家屋稅百分ノ七十

取引所營業稅附加稅 取引所營業稅百分ノ十

礦業稅附加稅 礦業稅 金 百分ノ十
其ノ他 百分ノ二十

試掘礦區稅百分ノ三

探掘礦區稅百分ノ七

砂鑛區稅百分ノ十

砂鑛區稅附加稅

第四十七條 府縣稅所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ所得稅法第二十一條第二項又ハ大正九年法律第十二號第三條ノ二第一項第

三項、第三條ノ三若ハ第三條ノ四第一項ノ規定ニ依ル第二種ノ所得稅額ノ控除ヲ爲サザルモノヲ以テ第一種ノ所得稅額ト看做ス

所得稅法第二十三條ノ二ノ規定ニ依ル附加所得稅及第二種ノ所得稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

府縣稅地租附加稅ノ賦課ニ付テハ地租法第七十條ノ規定ニ依ル地租ノ免除ハ之ヲ爲サザルモノト看做ス

府縣稅營業收益稅附加稅ノ賦課ニ付テハ營業收益稅法第十條第二項及第五項ノ規定ニ依ル資本利子稅額ノ控除ヲ爲サザルモノヲ以テ營業收益稅額ト看做ス

第四十八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ府縣稅地租附加稅、府縣稅營業收益稅附加稅及府縣稅家屋稅附加稅ハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ制限率ヲ超過シテ之ヲ課スルコトヲ得

一 府縣債(一時ノ借入金、借入ノ翌年度ニ於テ償還スルモノ、轉貸ノ爲借入レタルモノ及上水道、電氣、瓦斯、鐵道、軌道、自動車等ノ事業ノ爲借入レタルモノヲ除ク)ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二 災害善後ノ爲費用ヲ要スルトキ

三 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

四 市町村立小學校教員ノ俸給費及恩給費增加ノ爲費用ヲ要シ已ムヲ得ザル事情アルトキ

前項ノ規定ニ依リ制限率ヲ超過シテ課稅スルハ他ノ國稅附加稅ノ賦課ガ第四十六條ニ規定スル制限率ニ達シタルトキニ限ル

第四十九條 府縣稅地租附加稅、府縣稅營業收益稅附加稅及府縣稅家屋稅附加稅ノ賦課率ハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二款 獨立稅

第五十條 獨立稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキ府縣稅左ノ如シ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

- 營業稅
- 段別稅
- 船稅
- 車稅
- 電柱稅
- 犬稅
- 狩獵稅
- 不動產取得稅
- 漁業權稅
- 藝妓稅
- 觀覽稅
- 遊興稅

府縣ハ前項ニ掲グルモノヲ除クノ外内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ別ニ稅目ヲ起シテ獨立稅ヲ賦課スルコトヲ得

第五十一條 營業稅ハ營業收益稅ノ賦課ヲ受ケザル營業者及營業收益稅ヲ賦課セザル營業ヲ爲ス者ニ其ノ營業ニ對シ營業ノ純益ヲ標準トシテ之ヲ賦課シ、營業ノ收入金額(賣上金額、請負金額、報價金額ノ類ヲ含ム)、資本金額、營業用建物ノ賃貸價格若ハ從業者ノ數ヲ標準トシテ之ヲ賦課シ又ハ定額ヲ以テ之ヲ賦課ス

第五十二條 營業稅ハ第五條第三項第二號及第七條ノ規定ニ拘ラズ主タル營業所所在ノ府縣ニ於テ之ヲ賦課スベシ

主タル營業所ノ所在ニ付關係府縣知事ニ於テ異議アルトキハ内務大臣之ヲ定ム

第五十三條 營業收益稅法第二條ニ掲グル營業ニ對スル營業稅ノ賦課額ハ同法ニ依ル個人ノ營業收益稅額ノ最低額未滿トス營業收益稅ヲ賦課セザル營業ニ對スル營業稅ノ賦課率又ハ賦課額ハ營業收益稅法ニ依ル個人ノ營業收益稅ノ稅率又ハ稅額ニ比率シテ之ヲ定ムベシ

第五十四條 左ニ掲グル營業ニ對シテハ營業稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

- 一 政府ノ發行スル印紙切手類ノ賣捌
- 二 度量衡ノ製作、修復又ハ販賣
- 三 自己ノ採掘シ又ハ採取シタル礦物ノ販賣
- 四 新聞紙法ニ依ル出版
- 五 自己ノ收穫シタル農產物、林產物、畜產物若ハ水產物ノ販賣又ハ之ヲ原料トスル製造但シ特ニ營業所ヲ設ケテ爲ス販賣又ハ製造ヲ除ク

第五十五條 段別稅ハ免租年期地ニ對シ評定賃貸價格ヲ標準トシテ其ノ所有者(質權又ハ百年ヨリ長キ存續期間ノ定アル地上權ノ目的タル土地ニ付テハ其ノ質權者又ハ地上權者)ニ之ヲ賦課ス但シ免租年期地ト爲リタル年及其ノ翌年ヨリ二年間ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ズ

前項ノ評定賃貸價格ハ類地ノ賃貸價格ニ比率シ當該免租年期地ノ品位及情況ニ應ジ府縣條例ノ規定スル所ニ依リ之ヲ定ムベシ

第五十六條 段別稅ノ賦課率ハ其ノ府縣ニ於ケル地租附加稅ノ賦課率ノ賃貸價格ニ對スル比率ト同一トスベシ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第五十七條 船稅ハ船ニ對シ主タル定置場所所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ賦課ス
主タル定置場不明ナルトキハ定置場所所在ノ府縣中船籍港ノ存スル府縣ニ主タル定置場アルモノト看做ス
前二項ノ規定ノ適用ニ付關係府縣知事ニ於テ異議アルトキハ内務大臣及大藏大臣之ヲ定ム

第五十八條 車稅ハ車ニ對シ主タル定置場所所在ノ府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

第五十九條 電柱稅ハ電柱ニ對シ其ノ所在府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

第六十條 犬稅ハ犬ニ對シ飼育地府縣ニ於テ其ノ所有者ニ之ヲ賦課ス

第六十一條 狩獵稅ハ狩獵ノ免許ヲ受クル者ニ對シ其ノ住所地府縣ニ於テ之ヲ賦課ス

第六十二條 不動産取得稅ハ不動産ノ取得ニ對シ其ノ不動産所在ノ府縣ニ於テ其ノ取得者ニ之ヲ賦課ス

第六十三條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ不動産取得稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ
一 家督相續又ハ遺產相續ニ因ル不動産ノ取得
二 法人ノ合併ニ因ル不動産ノ取得
三 保險業法ニ依リ會社ガ其ノ保險契約全部ノ移轉契約ニ依リテ不動産ヲ移轉スル場合ニ於ケル不動産ノ取得
四 信託ノ受託者交迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ不動産ノ取得
五 自作農創設維持ノ施設ニ係ル不動産ノ取得

第六十四條 信託財產タル不動産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル不動産ノ取得ニ對シテハ委託者以外ノ者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託ニ因リ取得スル場合ノ外不動産取得稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ其ノ後信託條項ヲ變更シタル爲當該不動産ガ委託者以外ノ者ニ於テ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託ト爲リタル場合ニ於テハ其ノ時ニ不動産ノ取得アリタル

モノト看做シ不動産取得稅ヲ賦課スルコトヲ得

第六十五條 左ニ掲グル信託ニ因ル受益者ノ不動産取得ニ對シテハ不動産取得稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

- 一 委託者以外ノ者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託
- 二 委託者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託
- 三 委託者ガ元本ノ受益者ニシテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トガ收益ノ受益者ナル信託

第六十六條 漁業權稅ハ漁業權又ハ漁業權ノ取得ニ對シ其ノ漁場所在ノ府縣ニ於テ其ノ漁業權者又ハ漁業權取得者ニ之ヲ賦課ス

第六十七條 藝妓稅ハ藝妓其ノ他之ニ類スル者ニ對シ其ノ住所地府縣ニ於テ之ヲ賦課ス

第六十八條 觀覽稅ハ演劇其ノ他ノ興行及地方競馬ノ觀覽(聽聞ヲ含ム)ニ對シ其ノ行爲地府縣ニ於テ其ノ觀覽者ニ之ヲ賦課ス

第六十九條 遊興稅ハ遊興ニ對シ其ノ行爲地府縣ニ於テ其ノ遊興者ニ之ヲ賦課ス

第二節 市町村稅

第一款 附加稅

第七十條 國稅附加稅ニシテ賦課スルコトヲ得ベキ市町村稅及其ノ制限率左ノ如シ

地租附加稅	地租百分ノ六十
營業收益稅附加稅	營業收益稅百分ノ六十
家屋稅附加稅	家屋稅百分ノ六十

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第三編 日本租稅政策

取引所營業稅附加稅

取引所營業稅百分ノ十

鑛業稅附加稅

鑛產稅 金鑛百分ノ六十
其ノ他百分ノ百二十

試掘鑛區稅百分ノ三

探掘鑛區稅百分ノ七

砂鑛區稅附加稅

砂鑛區稅百分ノ十

第四十七條第三項ノ規定ハ前項ノ地租附加稅ノ賦課ニ付同條第四項ノ規定ハ前項ノ營業收益稅附加稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

第七十一條 府縣稅附加稅トシテ賦課スルコトヲ得ベキ市町村稅及其ノ制限率左ノ如シ

營業稅附加稅

營業稅百分ノ八十

段別稅附加稅

評定貨價價格百分ノ三・八ノ百分ノ六十

船稅附加稅

船稅百分ノ八十

車稅附加稅

車稅百分ノ八十

電柱稅附加稅

電柱稅百分ノ八十

犬稅附加稅

犬稅百分ノ八十

狩獵稅附加稅

狩獵稅百分ノ八十

不動産取得稅附加稅

不動産取得稅百分ノ八十

漁業權稅附加稅

漁業權稅百分ノ八十

藝妓稅附加稅

藝妓稅百分ノ八十

觀覽稅附加稅

觀覽稅百分ノ八十

遊興稅附加稅

遊興稅百分ノ八十

其ノ他府縣獨立稅附加稅

府縣獨立稅百分ノ八十

第五十六條ノ規定ハ前項ノ段別稅附加稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

營業稅附加稅ハ第五條第三項第二號及第七條ノ規定ニ拘ラズ主タル營業所所在ノ市町村ニ於テ之ヲ賦課スベシ

特別稅タル府縣稅ニ對シテハ附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

第七十二條 左ニ掲グル場合ニ於テハ市町村稅地租附加稅、市町村稅營業收益稅附加稅及市町村稅家屋稅附加稅ハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケ其ノ制限率ヲ超過シテ之ヲ課スルコトヲ得

一 市町村債(一時ノ借入金、轉貸ノ爲借入レタルモノ及上水道、電氣、瓦斯、鐵道、軌道、自動車、中央卸賣市場法ニ

依ル市場等ノ事業ノ爲借入レタルモノヲ除ク)ノ元利償還ノ爲費用ヲ要スルトキ

二 災害善後ノ爲費用ヲ要スルトキ

三 傳染病豫防ノ爲費用ヲ要スルトキ

四 市町村立小學校及青年學校ノ維持管理ノ爲又ハ其ノ校舍ノ新築、増築若ハ改築ノ爲費用ヲ要シ已ムヲ得ザル事情アル

トキ

前項ノ規定ニ依リ制限率ヲ超過シテ課稅スルハ他ノ國稅附加稅ノ賦課ガ第七十條ニ規定スル制限率ニ達シタルトキニ限ル

第七十三條 特別ノ必要アル場合ニ於テハ府縣稅附加稅ハ府縣知事ノ許可ヲ受ケ其ノ制限率ヲ超過シテ之ヲ課スルコトヲ得

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第七十四條 市町村稅地租附加稅、市町村稅營業收益稅附加稅及市町村稅家屋稅附加稅ノ賦課率ハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十五條 府縣稅附加稅(段別稅附加稅ヲ除ク)ノ賦課率ハ之ヲ同一ト爲スベシ但シ公益上其ノ他ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ府縣知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十六條 營業收益稅法第二條ニ掲グル營業ニ對スル營業稅附加稅ノ賦課額ハ前條ノ規定ニ拘ラズ同法ニ依ル個人ノ營業收益稅額ノ最低額ヲ納ムベキ者ノ納ムル當該府縣及市町村ノ營業收益稅附加稅額ノ合算額未滿トス

第二款 獨立稅

第七十七條 市町村ハ獨立稅ヲ賦課セントスルトキハ內務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ

第七十八條 所得、資産又ハ資力ヲ標準トシテ賦課スル市町村稅獨立稅ハ所得稅納稅者ニ非ザル者ニ之ヲ賦課ス前項ノ獨立稅ノ賦課額ハ所得稅法ニ依ル個人ノ所得稅納稅額ノ最低額未滿トス

第一項ノ獨立稅ニ付テハ第七條及第十一條(但書ヲ除ク)ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第七十九條 府縣ガ段別稅ヲ賦課セザル場合ニ於テ市町村ノ賦課スル段別稅ニ關シテハ第五十五條及第五十六條ノ規定ヲ準用ス

第三章 特別稅

第八十條 府縣ハ都市計畫法ノ施行ニ要スル費用ニ充ツル爲左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得

地租割

地租百分ノ十三以内

營業收益稅割

營業收益稅百分ノ十三以内

家屋稅割

家屋稅百分ノ十三以内

府縣稅獨立稅割

府縣稅獨立稅百分ノ十三以内

其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

第四十七條第三項ノ規定ハ前項ノ地租割ノ賦課ニ付、同條第四項ノ規定ハ前項ノ營業收益稅割ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

地租割

地租百分ノ三十以内

營業收益稅割

營業收益稅百分ノ三十以内

家屋稅割

家屋稅百分ノ三十以内

府縣稅獨立稅割

府縣稅獨立稅百分ノ三十以内

其ノ他勅令ヲ以テ定ムルモノ

第四十七條第三項ノ規定ハ前項ノ地租割ノ賦課ニ付、同條第四項ノ規定ハ前項ノ營業收益稅割ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

第八十二條 府縣ハ水利ニ關スル事業ノ爲必要ナル費用ニ充ツル爲該事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル土地ニ對シ左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得

地租割

段別割

第四十七條第三項ノ規定ハ前項ノ地租割ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

第一項ノ特別稅ノ賦課額(數年ヲ期シテ賦課スルトキハ其ノ總額)ハ當該土地ノ受益ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第一項ノ特別稅ノ賦課額ガ毎年度一段歩ニ付一圓ヲ超ユルモノアルトキハ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ
第八十三條 市町村ハ水利事業其ノ他土地ノ利益ト爲ルベキ事業ノ爲必要ナル費用ニ充ツル爲該事業ニ因リ著シク利益ヲ受クル土地ニ對シ左ノ特別稅ヲ賦課スルコトヲ得

地租割
段別割

第四十七條第三項ノ規定ハ前項ノ地租割ノ賦課ニ付之ヲ準用ス
第一項ノ特別稅ノ賦課額ガ毎年度一段歩ニ付一圓ヲ超ユルモノアルトキハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ
前條第三項ノ規定ハ第一項ノ特別稅ノ賦課ニ付之ヲ準用ス

第四章 補則

第八十四條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ地方稅ヲ遁脫シタル者ニ付テハ條例ヲ以テ其ノ遁脫シタル金額ノ五倍ニ相當スル金額(其ノ金額十圓未満ナルトキハ十圓)以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
前項ニ定ムルモノヲ除クノ外地方稅ノ賦課徵收ニ關シテハ條例ヲ以テ二十圓以下ノ過料ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得
過料ヲ科シ及之ヲ徵收スルハ府縣知事、市町村稅ニ關シテハ市町村長之ヲ掌ル
府縣稅ノ賦課徵收ニ關シ過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
市町村稅ノ賦課徵收ニ關シ過料ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村長ヨリモ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十六條乃至第二十八條並ニ府縣制第三十八條、第二百二十八條及第二百二十八條ノ二ノ規定ハ前六項ノ規定ノ適用ニ付之ヲ準用ス

第八十五條 地方稅ノ賦課ニ關シ必要アル場合ニ於テハ當該官吏及吏員ハ日出ヨリ日没迄ノ間營業ニ關シテハ仍其ノ營業時間内家宅若ハ營業所ニ臨檢シ又ハ帳簿物件ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ當該官吏及吏員ハ其ノ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帯スベシ

第八十六條 市町村組合又ハ町村組合ニシテ地方稅ヲ賦課徵收スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一市町村、其ノ組合會ハ之ヲ市町村會、其ノ組合管理者ハ之ヲ市町村長、其ノ組合吏員ハ之ヲ市町村吏員、其ノ組合條例ハ之ヲ市町村條例ト看做ス

第八十七條 地方稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ本法又ハ他ノ法律ニ規定アルモノヲ除クノ外勅令ノ定ムル所ニ依ル

第八十八條 本法ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ要スル事項ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ許可ノ職權ハ之ヲ府縣知事ニ委任スルコトヲ得

本法ニ依リ主務大臣又ハ府縣知事ノ許可ヲ要スル事項ニシテ輕易ナルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受ケシメザルコトヲ得

第八十九條 本法ニ依リ主務大臣又ハ府縣知事ノ許可ヲ要スベキ事項ニ付テハ主務大臣又ハ府縣知事ハ許可申請ノ趣旨ニ反セズト認ムル範圍内ニ於テ更正シテ許可ヲ與フルコトヲ得

第九十條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テ地方稅ノ賦課徵收ニ關シ本法ニ依リ難キ事項ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

附則

第九十一條 本法ハ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅附加稅及家屋稅割ニ關スル規定ハ昭和十三年度分ヨリ之ヲ適

用ス

國稅附加稅及府縣稅附加稅ニ關シテハ昭和十二年度分ニ限リ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第九十二條 明治四十一年法律第三十七號及大正十五年法律第二十四號ハ昭和十一年度分限リ之ヲ廢止ス但シ家屋稅及同附加稅ニ關シテハ昭和十二年度分迄ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ル

漁業(法人ノ漁業ヲ除ク)ニ對スル雜種稅及同附加稅ニ關シテハ昭和十四年度分迄ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ル

第九十三條 昭和十二年ノ所得稅法中改正法律附則第六條ノ規定ニ依リ附加所得稅ヲ課セザルモノニハ府縣稅所得稅附加稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ

府縣稅所得稅附加稅ノ賦課ニ付テハ昭和十二年ノ所得稅法中改正法律附則第四條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲サザルモノヲ以テ第一種ノ所得稅額ト看做ス

第九十四條 家屋稅法第七十三條ノ規定ニ依リ家屋稅ヲ課セザル家屋ニハ當分ノ内地方稅ヲ賦課スルコトヲ得ズ但シ有料借家及有料貸家ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

第九十五條 都市計畫法第八條ヲ削除ス

前項ノ規定ハ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス但シ家屋稅ニ關シテハ昭和十二年度分ニ限リ仍從前ノ規定ニ依ル
第九十六條 罹災救助基金法第四條ヲ削除シ同法中「明治四十一年法律第三十七號第一條乃至第三條ノ制限」ヲ「地方稅法第四十六條ノ制限率」ニ改ム

前項ノ規定ハ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス

同法中「及所得稅」ヲ「所得稅及家屋稅」ニ改ム

前項ノ規定ハ昭和十三年度分ヨリ之ヲ適用ス

第九十七條 北海道地方費法第二條及第三條ヲ削除シ同法第八條ノ三中「第三百三條第二項」ヲ「第三百三條」ニ改メ、「第一百五條第二項乃至第五項、第一百六條第二項乃至第九項、第一百七條」ヲ削除

前項ノ規定ハ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス

第九十八條 水利組合法第四十八條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス
第四十八條ノ二 水利組合法トシテ賦課スルコトヲ得ベキモノノ制限率左ノ如シ

土地割 地租百分ノ六十

段別割 一段歩ニ付一圓

家屋割 家屋稅百分ノ六十

土地割ノ賦課ニ付テハ地租法第七十條ノ規定ニ依ル地租ノ免除ハ之ヲ爲サザルモノト看做ス

第一項ノ制限ヲ超過シテ組合費ノ賦課ヲ爲ス場合ニ於テハ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受ケシメザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ勅令ノ定ムル限度ヲ超ユルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

工作物割ハ家屋割ニ比準シテ組合規約ヲ以テ之ヲ定メ府縣知事ノ許可ヲ受クベシ

第九十九條 北海道土工組合法第五條ノ次ニ左ノ一條ヲ加ヘ昭和十二年度分ヨリ之ヲ適用ス

第五條ノ二 組合ハ左ノ制限以内ノ土地割、段別割又ハ家屋割ヲ課スルノ外土地又ハ家屋ニ對シテ組合費ヲ課スルコトヲ得

土地割	地租百分ノ六十
段別割	一段歩ニ付一圓
家屋割	家屋稅百分ノ六十

土地割ノ賦課ニ付テハ地租法第七十條ノ規定ニ依ル地租ノ免除ハ之ヲ爲サザルモノト看做ス

第一項ノ制限ヲ超過シテ組合費ノ賦課ヲ爲ス場合ニ於テハ北海道廳長官(勅令ノ定ムルモノニ付テハ北海道廳支廳長)ノ許可ヲ受クベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ許可ヲ受ケシメザルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ勅令ノ定ムル限度ヲ超ユルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ内務大臣及大藏大臣ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第百條 本法施行ノ際必要ナル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

地方稅法案理由書

國民負擔ノ均衡ヲ圖リ地方稅ノ輕減ヲ行フト共ニ地方稅ニ關スル法令ノ整理統一ヲ行フ等ノ爲新ニ地方稅法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

府縣制中改正法律案

府縣制中左ノ通改正ス

第百三條 府縣ハ地方稅法ノ定ムル所ニ依リ府縣稅ヲ賦課徵收スルコトヲ得

第百四條乃至第百十一條及第百十三條 削除

第百十四條第一項中「使用料」ノ下ニ「又ハ手数料」ヲ加ヘ「又ハ府縣稅ヲ通脫シ」及「又ハ通脫シ」ヲ削リ「三倍」ヲ

「五倍」ニ、「五圓」ヲ「十圓」ニ改ム

同條第二項中「使用料、手数料及府縣稅ノ賦課」ヲ「使用料及手数料ノ」ニ、「五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第百十五條 使用料又ハ手数料ノ納付者其ノ納付ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納付命令ヲ受ケタル日(納付命令ヲ

受ケザル場合ニ在リテハ納付ノ日)ヨリ一月以内ニ府縣知事ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ府縣知事ハ七日以内ニ之ヲ府縣參事會ノ決定ニ付スベシ其ノ決定ニ不服アル者ハ行政裁

判所ニ出訴スルコトヲ得

夫役現品ノ賦課ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル

本條ノ決定ニ關シテハ府縣知事又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏員ヨリモ出訴スルコトヲ得

第百十六條第一項ヲ削リ同條第二項中「府縣稅」ヲ削リ同條第四項中「第二項」ヲ「第一項」ニ、第五項中「第二項及第

三項」ヲ「第一項及第二項」ニ、第七項及第九項中「第四項」ヲ「第三項」ニ改ム

第百四十條 削除

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十一年度分以前ノ府縣稅並ニ昭和十二年三月三十一日以前ノ使用料、手数料及夫役現品ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

昭和十二年度ニ限り左ニ掲グル事件ニ付テハ府縣參事會ノ議決ヲ以テ府縣會ノ議決ニ代フルコトヲ得

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

- 一 昭和十二年度歳入歳出豫算ノ追加及更正但シ年度開始後三月分以内ノモノニ限ル
 - 二 府縣稅ノ徵收期ノ繰下但シ昭和十二年七月三十一日迄ニ到來スル徵收期ニ限ル
- 從來市部及郡部ノ經濟ヲ分別シタル縣ノ財產ニシテ本法施行ノ際特ニ處分ヲ必要トスルモノノ處分ニ關シテハ縣會ノ意見ヲ徵シ内務大臣之ヲ定ム
- 從來市部會及郡部會ヲ設ケタル縣ニ於テ本法施行ノ際現ニ名譽職參事會員及其ノ補充員タル者ハ最近ノ改選期ニ於テ後任者ノ就任スルニ至ル迄在任ス
- 前項ノ場合ニ於テ名譽職參事會員ノ補充員ノ補缺順位ハ府縣知事抽籤シテ之ヲ定ム
- 第一項但書及第二項ノ規定ハ北海道地方費ニ關シ之ヲ準用ス

府縣制中改正法律案理由書

地方稅法ヲ制定シ地方稅ニ關スル法令ノ整理統一ヲ行フニ伴ヒ府縣制中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

市制中改正法律案

市制中左ノ通改正ス

- 第四十二條第五號及第八十七條第二項第五號中「又ハ夫役現品」ヲ「夫役現品又ハ受益者負擔金」ニ改ム
- 第一百六條第二項ヲ削ル
- 第一百七條 市ハ市住民ニ對シ市稅、夫役現品及受益者負擔金ヲ賦課徵收スルコトヲ得市住民ニ非ズト雖モ三月以上市内ニ滞在シ、市内ニ於テ土地、家屋若ハ物件ヲ所有シ、使用シ若ハ占有シ、市内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ市内ニ於テ特

定ノ行爲ヲ爲ス者ニ對シ亦同ジ

市稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル

第一百八條乃至第二百一十一條ノ二 削除

第二百二十二條 財產又ハ營造物ノ設置維持ニ必要ナル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ財產又ハ營造物ノ設置維持ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ其ノ一部ヲ受益者負擔金トシテ負擔セシムルコトヲ得費用ノ全部又ハ一部ヲ市ニ於テ負擔スル施設ニ付亦同ジ

第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十七條及第二百二十八條 削除

第二百二十九條第一項中「手数料及特別稅」ヲ「手数料及受益者負擔金」ニ改ム

同條第二項中「使用料」ノ下ニ「手数料又ハ受益者負擔金」ヲ加ヘ「又ハ市稅ヲ通脫シ」及「又ハ通脫シ」ヲ削リ「三倍」ヲ「五倍」ニ、「五圓」ヲ「十圓」ニ改ム

同條第三項中「市稅」ヲ「受益者負擔金」ニ、「五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第三十條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項中「使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品」ヲ「加入金ノ徵收並ニ夫役現品及受益者負擔金」ニ改ム

使用料又ハ手数料ノ納付者其ノ納付ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納付命令ヲ受ケタル日（納付命令ヲ受ケザル場合ニ在リテハ納付ノ日）ヨリ一月以内ニ市長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三百三十一條第一項中「市稅」ヲ「受益者負擔金」ニ改ム

第三百六十七條但書中「第六號及第十一號」ヲ「第五號及第八號」ニ改メ同條第五號ヲ左ノ如ク改メ同條第六號乃至第八號ヲ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第三編 日本租稅政策

削リ同條第九號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

五 受益者負擔金ヲ新設シ又ハ變更スルコト

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十一年度分以前ノ市稅並ニ昭和十二年三月三十一日以前ノ使用料、手数料及夫役現品ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

市制中改正法律案理由書

地方稅法ヲ制定シ地方稅ニ關スル法令ノ整理統一ヲ行フニ伴ヒ市制中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

町村制中改正法律案

町村制中左ノ通改正ス

第四十條第五號及第七十二條第二項第五號中「又ハ夫役現品」ヲ「夫役現品又ハ受益者負擔金」ニ改ム
第九十六條第二項ヲ削ル

第九十七條 町村ハ町村住民ニ對シ町村稅、夫役現品及受益者負擔金ヲ賦課徵收スルコトヲ得町村住民ニ非ズト雖モ三月以上町村内ニ滞在シ、町村内ニ於テ土地、家屋若ハ物件ヲ所有シ、使用シ若ハ占有シ、町村内ニ營業所ヲ設ケテ營業ヲ爲シ又ハ町村内ニ於テ特定ノ行爲ヲ爲ス者ニ對シ亦同ジ

町村稅及其ノ賦課徵收ニ關シテハ地方稅法ノ定ムル所ニ依ル
第九十八條乃至第一百一條ノ二 削除

第二百二條 財産又ハ營造物ノ設置維持ニ必要ナル費用ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ財産又ハ營造物ノ設置維持ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ其ノ一部ヲ受益者負擔金トシテ負擔セシムルコトヲ得費用ノ全部又ハ一部ヲ町村ニ於テ負擔スル施設ニ付亦同ジ

第二百三條、第二百四條、第二百七條及第二百八條 削除

第二百九條第一項中「手数料及特別稅」ヲ「手数料及受益者負擔金」ニ改ム

同條第二項中「使用料」ノ下ニ「手数料又ハ受益者負擔金」ヲ加ヘ「又ハ町村稅ヲ通脫シ」及「又ハ通脫シ」ヲ削リ「三倍」ヲ「五倍」ニ、「五圓」ヲ「十圓」ニ改ム

同條第三項中「町村稅」ヲ「受益者負擔金」ニ、「五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第一百十條第一項ヲ左ノ如ク改メ同條第四項中「使用料手数料及加入金ノ徵收並夫役現品」ヲ「加入金ノ徵收並夫役現品及受益者負擔金」ニ改ム

使用料又ハ手数料ノ納付者其ノ納付ニ付違法又ハ錯誤アリト認ムルトキハ納付命令ヲ受ケタル日(納付命令ヲ受ケザル場合ニ在リテハ納付ノ日)ヨリ一月以内ニ町村長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第一百一十一條第一項中「町村稅」ヲ「受益者負擔金」ニ改ム

第一百四十七條但書中「第六號及第十一號」ヲ「第五號及第八號」ニ改メ同條第五號ヲ左ノ如ク改メ同條第六號乃至第八號ヲ削リ同條第九號ヲ第六號トシ以下順次繰上グ

五 受益者負擔金ヲ新設シ又ハ變更スルコト

附 則

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十一年度分以前ノ町村稅並ニ昭和十二年三月三十一日以前ノ使用料、手数料及夫役現品ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

町村制中改正法律案理由書

地方稅法ヲ制定シ地方稅ニ關スル法令ノ整理統一ヲ行フニ伴ヒ町村制中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三節 家屋稅中央移管問題

第一 稅制改革と家屋稅法案

馬場財政の稅制改革の目標の第一は中央財政と地方財政とに通ずる稅制の根本的改革であつて各種の内容を有してゐる。其の中で最も注目すべきは、從來は道府縣稅であつた家屋稅を中央に移管して國稅とせんとした事である。かくて家屋稅は地租、資本利子稅、營業收益稅と共に收益稅體系を形成し所得稅を補つて收得稅系統を完備するのである。同時に家屋稅の附加稅は本稅の十三割（道府縣附加稅が七割、市町村附加稅が六割）を越ゆるを得なくなり又本稅は地方財政調整交付金の財源となり地租と共に徵收地たる市町村に其のまゝ還付せられる事と定められた。試みに家屋稅法案を掲ぐれば次の如くである。

家屋稅法案

第一章 總 則

- 第一條 本法施行地ニ在ル家屋ニハ本法ニ依リ家屋稅ヲ課ス
- 第二條 本法ニ於テ家屋トハ住家、店舗、倉庫、工場其ノ他ノ建物ヲ謂フ
- 第三條 左ニ掲グル家屋ニハ家屋稅ヲ課セズ但シ有料借家ハ此ノ限ニ在ラズ
 - 一 國、北海道、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スル家屋
 - 二 北海道、府縣、市町村其ノ他勅令ヲ以テ指定スル公共團體ニ於テ公用又ハ公共ノ用ニ供スルモノト決定シタル其ノ所有家屋但シ其ノ決定ヲ爲シタル日ヨリ一年内ニ公用又ハ公共ノ用ニ供セザルモノヲ除ク
 - 三 神社、寺院、祠宇、佛堂、教會所又ハ說教所トシテノ用ニ供スル家屋但シ住家ニシテ教會所又ハ說教所トシテノ用ニ供スルモノヲ除ク
 - 四 國寶保存法又ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ國寶又ハ史蹟若ハ名勝トシテ指定セラレタル家屋
 - 五 私立ノ幼稚園、小學校、中學校、高等女學校、實業學校、專門學校、高等學校及大學並ニ大藏大臣ノ指定スル其ノ他ノ私立學校ニ於テ直接ニ保育又ハ教育ノ用ニ供スル家屋
 - 六 一時ノ使用ニ供スル家屋
- 第四條 家屋ニハ一個毎ニ家屋番號ヲ附シ其ノ床面積及賃貸價格ヲ定ム但シ家屋稅ヲ課セザル家屋ニ付テハ賃貸價格ヲ附セズ

前項ノ場合ニ於テ附屬家屋アルトキハ之ヲ合シタルモノヲ以テ一個ノ家屋ト看做ス

第五條 稅務署ニ家屋臺帳ヲ備ヘ左ノ事項ヲ登錄ス

一 家屋ノ所在

二 家屋番號

三 種類、構造及床面積

四 賃賃價格

五 所有者ノ住所及氏名又ハ名稱

本法ニ定ムルモノノ外家屋臺帳ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 家屋番號ハ大字又ハ之ニ準ズベキ地域毎ニ起番シテ之ヲ定ム

床面積ノ計算ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 家屋稅ノ課稅標準ハ家屋臺帳ニ登錄シタル賃賃價格トス

賃賃價格ハ貸主ガ公課、修繕費其ノ他家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負擔スル條件ヲ以テ之ヲ賃賃スル場合ニ於テ貸主ノ收得スベキ一年分ノ金額ニ依リ之ヲ定ム

第八條 賃賃價格ハ五年毎ニ一級ニ之ヲ改訂ス第一回ノ改訂ハ昭和十九年ニ於テ之ヲ行フ

前項ノ場合ニ於テハ賃賃價格ハ家屋賃賃價格調査委員會ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第九條 家屋ノ異動ニ因リ賃賃價格ヲ設定シ又ハ修正スル場合ニ於テハ賃賃價格ハ類似ノ家屋ノ賃賃價格ニ比準シ其ノ家屋ノ情況ニ應ジ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ床面積及賃賃價格ハ家屋所有者ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ定ム

第十條 家屋稅ノ稅率ハ百分ノ三・三トス

第十一條 家屋稅ハ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 其ノ年八月一日ヨリ三十一日限

第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限

第十二條 家屋稅ハ納期開始ノ時ニ於テ家屋臺帳ニ所有者トシテ登錄セラレタル者ヨリ之ヲ徵收ス

第二章 家屋ノ異動

第十三條 家屋ヲ建築シタルトキ、家屋稅ヲ課セザル家屋ガ家屋稅ヲ課スル家屋ト爲リタルトキ又ハ家屋稅ヲ課スル家屋ガ

家屋稅ヲ課セザル家屋ト爲リタルトキハ家屋所有者ハ三十日內ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第十四條 家屋ヲ建築シタルトキ又ハ家屋稅ヲ課セザル家屋ガ家屋稅ヲ課スル家屋ト爲リタルトキハ直ニ其ノ賃賃價格ヲ設定ス

第十五條 家屋ヲ増築シタルトキハ家屋所有者ハ三十日內ニ其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

第十六條 家屋ヲ増築シタルトキハ直ニ其ノ賃賃價格ヲ修正ス家屋ノ毀損アリタル場合ニ於テ家屋所有者其ノ旨ヲ申告スルトキ亦同ジ

第十七條 家屋ヲ分割シ又ハ合併セントスルトキハ家屋所有者ハ其ノ旨ヲ稅務署長ニ届出ヅベシ

本法ニ於テ分割トハ家屋臺帳ニ於テ一個ノ家屋ヲ數個ノ家屋ト爲スヲ謂ヒ合併トハ家屋臺帳ニ於テ數個ノ家屋ヲ一個ノ家

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

屋ト爲スヲ謂フ

第十八條 家屋ニ付左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ヲ生ジタルトキハ前條第一項ノ届出ナキ場合ニ於テモ稅務署長ハ其ノ家屋ヲ分割ス

一 家屋稅ヲ課スル家屋ノ一部ガ家屋稅ヲ課セザルモノト爲ルトキ

二 家屋稅ヲ課セザル家屋ノ一部ガ家屋稅ヲ課スルモノト爲ルトキ

三 家屋ノ一部ガ所有者ヲ異ニスルトキ

第十九條 家屋ノ分割ヲ爲シタルトキハ各家屋ノ情況ニ應ジ分割前ノ賃賃價格ヲ配分シテ其ノ賃賃價格ヲ定ム

家屋ノ合併ヲ爲シタルトキハ合併前ノ各家屋ノ賃賃價格ヲ合算シタルモノヲ以テ其ノ賃賃價格トス

第二十條 賃賃價格ノ設定又ハ修正ヲ爲シタル家屋ニハ其ノ設定又ハ修正ヲ爲シタル年ノ翌年分ヨリ設定賃賃價格又ハ修正賃賃價格ニ依リ家屋稅ヲ課ス

第二十一條 家屋稅ヲ課スル家屋ガ家屋稅ヲ課セザル家屋ト爲リタルトキハ申告アリタル後ニ開始スル納期ヨリ家屋稅ヲ徵收セズ

第二十二條 家屋ガ滅失シタルトキ其ノ他家屋トシテノ效用ヲ失ヒタルトキハ家屋所有者ノ申請ニ依リ申請アリタル後ニ開始スル納期ヨリ家屋稅ヲ徵收セズ

第三章 賃賃價格ノ改訂
第二十三條 賃賃價格ヲ一般ニ改訂スル場合ニ於テハ稅務署長ハ改訂スベキ年ノ前年四月一日現在ノ家屋（家屋稅ヲ課セザル家屋ヲ除ク）ニ付賃賃價格ヲ調査シ其ノ調査書ヲ賃賃價格調査委員會ニ提出スベシ

前項ニ定ムルモノヲ除クノ外賃賃價格ノ調査ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 賃賃價格ヲ一般ニ改訂スベキ年ノ前年四月二日以後賃賃價格ヲ改訂スル迄ノ間ニ於テ異動シタル家屋ニ付テハ第八條第二項ノ規定ニ拘ラズ第九條第一項又ハ第十九條ノ例ニ準ジ其ノ改訂賃賃價格ヲ定ム

第二十五條 賃賃價格ヲ一般ニ改訂スル毎ニ各稅務署所轄内ニ賃賃價格調査委員會ヲ置ク賃賃價格調査委員會ハ稅務監督局長ノ命ズル調査委員及家屋稅ヲ課スベキ家屋ノ所有者ノ選舉ニ依リ調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

稅務監督局長ノ命ズル調査委員及選舉ニ依リ調査委員ノ各定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ稅務監督局長ノ命ズル調査委員ノ定數ハ選舉ニ依リ調査委員ノ定數ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二十六條 稅務監督局長ノ命ズル調査委員ハ賃賃價格調査委員會ヲ置クベキ區域内ニ居住スル者ノ中ヨリ之ヲ命ズ選舉ニ依リ調査委員ノ選舉區ハ賃賃價格調査委員會ヲ置クベキ區域ニ依リ、投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル

第二十七條 選舉區域内ニ於テ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル個人ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ハ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セララルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者
二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者
五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ
六 第六十二條、第六十五條第二項又ハ第六十六條乃至第六十八條ノ規定ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

二二九

年ヲ經ザル者

七 第六十七條又ハ第六十八條ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間内ノ者竝ニ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

法人ニシテ家屋稅ヲ課スベキ家屋ヲ所有スル者ハ前項ノ規定ニ準ジ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關スル代表者ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第一項各號ノ一ニ該當スル者ハ前項ノ規定ニ依ル法人ノ代表者タルコトヲ得ズ
選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第二十九條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前ニ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

第三十條 調査委員ノ選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スベシ

第三十一條 市町村長ハ當該市町村内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムベシ

立會人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ支給ス

第三十二條 投票ノ效力ハ立會人ノ意見ヲ聽キ市町村長之ヲ決定スベシ

第三十三條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ通知スベシ

一 投票人及投票ノ數竝ニ有效投票及無效投票ノ數

二 投票ヲ無効ト決定シタル事由

三 被選舉人ノ住所、氏名及其ノ得票數

第三十四條 稅務署長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査シ當選人ヲ決定スベシ

第三十五條 稅務署長ハ選舉區域内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選舉會ニ立會ハシムベシ

第三十六條 有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票數同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同ジキトキハ稅務署長抽籤シテ之ヲ定ム

第三十七條 稅務署長當選人ヲ決定シタルトキハ其ノ住所及氏名ヲ公示シ且其ノ旨ヲ當選人及市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ住所及氏名ヲ公示スベシ

第三十八條 調査委員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第三十九條 調査委員ハ貸賃價格調査委員會ノ會議ノ終了ニ依リ退任ス

第四十條 稅務監督局長ノ命ズル調査委員其ノ貸賃價格調査委員會ヲ置クベキ區域内ニ居住セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

選舉ニ依ル調査委員第二十七條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ
第四十一條 調査委員ノ選舉ニ於テ當選人ノ數ガ選舉ニ依ル調査委員ノ定數ニ達セザルトキ又ハ其ノ調査委員ニ缺員ヲ生ジ
タルトキハ稅務監督局長ノ命ズル補充員ヲ以テ之ヲ補充ス但シ賃賃價格調査委員會開會後缺員ヲ生ジタルトキハ之ヲ補充
セザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ調査委員ト爲リタル者ハ之ヲ選舉ニ依ル調査委員ト看做ス
第二十六條第一項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十二條 賃賃價格調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク其ノ開會日數ハ三十日以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以
テ之ヲ定ム

第四十三條 賃賃價格調査委員會ハ開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スベシ

會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年齢多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第四十四條 賃賃價格調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ決議スルコトヲ得ズ
議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十五條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ガ所有スル家屋ノ賃賃價格ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ズ

第四十六條 賃賃價格調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スベシ

第四十七條 賃賃價格ヲ一般ニ改訂スベキ年ノ三月三十一日迄ニ賃賃價格調査委員會成立セザルトキハ稅務署長ニ於テ改訂
賃賃價格ヲ定ム

賃賃價格調査委員會開會ノ日ヨリ第四十二條ノ期間内又ハ前項ノ期日迄ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ改訂賃賃

價格ヲ定ム

第四十八條 稅務署長ハ賃賃價格調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ十日内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當
ト認ムルトキ又ハ再議期間内ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ改訂賃賃價格ヲ定ム

第四十九條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ賃賃價格調査委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第五十條 調査委員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ支給ス

第五十一條 第八條第二項、第四十七條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ定メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ
通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日間關係者ノ縦覽ニ供スベシ縦覽期間ハ豫メ之ヲ公示スベシ

第五十二條 自己ノ所有スル家屋ノ賃賃價格ニ付異議アル者ハ前條ノ縦覽期間滿了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ稅
務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第五十三條 前條第一項ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スベシ

第五十四條 前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十五條 賃賃價格ヲ改訂シタルトキハ改訂シタル年ノ分ヨリ其ノ改訂賃賃價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス但シ改訂シタル年
ノ一月一日以後賃賃價格ヲ改訂スル迄ノ間ニ於テ建築シタル家屋又ハ家屋稅ヲ課セザル家屋ガ家屋稅ヲ課スル家屋ト爲リ
タルモノニ付テハ改訂シタル年ノ翌年年ヨリ其ノ改訂賃賃價格ニ依リ家屋稅ヲ徵收ス

第四章 家屋稅ノ徵收

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

第五十六條 稅務署長ハ家屋ノ異動其ノ他家屋稅徵收ニ關シ必要ト認ムル事項ヲ市町村ニ通知スベシ
第五十七條 家屋稅ハ各納稅義務者ニ付同一市町村内ニ於ケル家屋ノ賃賃價格ノ合計金額ニ依リ算出シ之ヲ徵收ス但シ賃賃價格ノ合計金額ガ十圓ニ滿タザルトキハ家屋稅ヲ徵收セズ

第五十八條 市町村ハ家屋稅ノ納期毎ニ其ノ納期開始前十五日迄ニ賃賃價格及家屋稅ノ總額並ニ其ノ各納期ニ於ケル納額ヲ稅務署長ニ報告スベシ但シ前報告後異動ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ報告後納期開始迄ニ報告事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ其ノ異動額ヲ稅務署長ニ報告スベシ

第五章 雜 則

第五十九條 稅務署家屋ノ異動ニ因リ家屋番號、種類、構造、床面積又ハ賃賃價格ヲ家屋臺帳ニ登錄シタルトキ又ハ登錄ヲ變更シタルトキハ家屋所有者ニ通知スベシ

第六十條 納稅義務者其ノ家屋所在ノ市町村内ニ現住セザルトキハ家屋稅ニ關スル事項ヲ處理セシムル爲其ノ市町村内ニ現住スル者ニ就キ納稅管理人ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第六十一條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サザルトキハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第六十二條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ家屋稅ヲ遁脫シタル者ハ其ノ遁脫シタル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ家屋稅ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第六十三條 本法ニ依リ申告ヲ爲スベキ義務ヲ有スル者其ノ申告ヲ爲サズ仍テ家屋稅ニ不足額アルトキハ直ニ之ヲ徵收ス
第六十四條 前二條ノ規定ニ依リ家屋稅ヲ徵收スル場合ニ於テハ第五十七條ノ規定ニ拘ラズ當該家屋一個毎ニ其ノ家屋稅ヲ算出ス

第六十五條 稅務署長又ハ其ノ代理人ハ家屋ノ檢査ヲ爲シ又ハ家屋ノ所有者、占有者其ノ他利害關係人ニ對シ必要ナル事項ヲ質問スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ家屋ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十六條 賃賃價格ノ調査若ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ賃賃價格調査委員會ノ議事ニ參加シタル者其ノ調査、審査又ハ議事ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ他ニ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十七條 調査委員ノ選舉ニ關シ當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ變應接待、其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ供與、變應接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同ジ
前二項ノ行爲ニ關スル周旋又ハ勸誘ヲ爲シタル者亦第一項ニ同ジ

第六十八條 調査委員ノ選舉ニ關シ投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメザル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個個ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第六十九條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ本法ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス

市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ本法中市ニ關スル規定ハ區ニ、市長ニ關スル規定ハ區長ニ之ヲ適用ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベ
キモノニ之ヲ適用ス

第七十條 本法ハ國有ノ家屋ニ之ヲ適用セズ

附 則

第七十一條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ家屋稅ノ賦課徵收ニ關スル規定ハ昭和十三年分家屋稅ヨリ之ヲ適用ス
昭和十三年分家屋稅ニ限リ第十一條ノ規定中第一期其ノ年八月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年九月一日ヨリ三十日限
トス

第七十二條 第四條及第五條ノ規定ハ當分ノ内家屋稅ヲ課セザル家屋ニ付之ヲ適用セズ
第七十三條 左ニ掲グル家屋ニハ當分ノ内命令ノ定ムル所ニ依リ家屋稅ヲ課セズ但シ有料借家ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 商工會議所、農會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、酒造組合、酒造組合聯合會、水産組合、水産組合聯合會其ノ他勅令ヲ以テ指定スル此等ノ法人ニ準ズベキモノノ用ニ供スル家屋
- 二 民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノニ於テ公益ノ用ニ供スル家屋
- 三 産業組合、産業組合聯合會、産業組合中央會、産業組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、工業組合中央會、商業組合、商業組合聯合會、商工組合中央金庫、漁業組合、漁業組合聯合會、輸出組合、輸出組合聯合會、海外移住組合、海外移住組合聯合會、家畜保險組合、農事實行組合、養蠶實行組合其ノ他勅令ヲ以テ指定スル此等ノ法人ニ準ズベキモノノ用ニ供スル家屋

四 農業倉庫業者又ハ聯合農業倉庫業者ノ農業倉庫又ハ聯合農業倉庫

五 救護法ニ依ル救護施設ノ用ニ供スル家屋

六 鑛業又ハ砂鑛業ノ用ニ供スル家屋

七 鋼鐵獎勵法又ハ自動車製造事業法ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレベキ事業ノ用ニ供スル家屋

八 大藏大臣ノ指定スル社會事業ノ用ニ供スル家屋

第七十四條 政府ハ昭和十二年四月一日現在ノ家屋（家屋稅ヲ課セザル家屋ヲ除ク）ニ付賃賃價格ヲ調査ス

第七十五條 政府ハ昭和十二年四月一日現在ノ家屋（家屋稅ヲ課セザル家屋ヲ除ク）ニ付賃賃價格ヲ調査ス

第七十六條 昭和十二年四月一日ニ於テ家屋（家屋稅ヲ課セザル家屋ヲ除ク）ヲ所有スル者ハ同年六月十五日迄ニ其ノ旨ヲ

稅務署長ニ申告スベシ

第七十七條 昭和十二年四月二日以後前條ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ定ムル迄ノ間ニ於テ異動シタル家屋ニ付テハ第九條第一

項又ハ第十九條ノ例ニ準ジ其ノ賃賃價格ヲ定ム

前項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ定メタル家屋ニ付テハ昭和十三年分ヨリ家屋稅ヲ徵收シ昭和十三年中ニ於テ建築シタル家屋

又ハ家屋稅ヲ課セザル家屋ガ家屋稅ヲ課スル家屋ト爲リタルモノニ付テハ昭和十四年分ヨリ家屋稅ヲ徵收ス

第七十八條 昭和十二年四月一日ニ於テ家屋（家屋稅ヲ課セザル家屋ヲ除ク）ヲ所有スル者ハ同年六月十五日迄ニ其ノ旨ヲ

稅務署長ニ申告スベシ

昭和十二年四月二日以後ニ於テ家屋ニ異動ヲ生ジタルトキハ家屋所有者ハ其ノ都度其ノ旨ヲ稅務署長ニ申告スベシ

家屋稅法案理由書

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

税制ヲ改革シテ地方税家屋税ヲ國ニ移管シテ直接國税ノ體系ヲ整備スルト共ニ家屋税負擔ノ適正ヲ期スルガ爲家屋税法ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

この法案は廣田内閣の辭職と共に遂に成立するに至らなかつたが、必ずや將來には復活すべきである。以下、本法案を中心として家屋税中央移管問題を論じたい。

第二 現行家屋税と其の改正案

一 家屋税は徳川時代にも之を見る事が出来るが、明治十五年に郡區部會規則に依り市部に限り戸數割に代へて賦課し得る事となつたのを現行家屋税の起源とする事が出来る。其後、明治二十三年に府縣制を施行するや、市部と郡部とを問はず戸數割にかへ家屋税を賦課することを許した。明治三十二年に府縣税家屋税に關する勅令の結果として、府縣は其の全部又は一部の地に於ける家屋に對し家屋税を賦課し得ることとなり、只だ家屋税を賦課すれば戸數割を賦課出来ないとしたのである。大正十五年に地方税に關する法律が發布せられ、昭和二年より府縣税戸數割を廢すると共に家屋税を府縣税として一般的に採用する事となつたのである。

かくの如く家屋税の從來の課税權主體は市町村又は府縣であつて、後者の場合に於ても府縣が直接に課するものがあり又は市町村に配賦するものがあり極めて不統一であつた。昭和二年より府縣のみが課税權主體となり、

而も原則として——兵庫縣費の全部の分賦を受けたる神戸市を例外として——府縣が直接に課税する事となつたのである。然し根本論として地租、營業收益税、資本利子税の如き動産、不動産に關する物税を國税とせるに拘らず家屋税のみを地方税とするのは、我國の租税體系の上より見て統一を破るものである。

次に家屋税の課税標準を見るに、建坪税、家屋階級税、家賃税、家屋價格税等種々に分れて不統一であつたが、大正十五年に至り賃賃價格を課税標準に定めたから、現行家屋税は家賃税となつたのである。然し其の賃賃價格なるものが各府縣により大いに異つてゐるのは、現行家屋税の大なる缺點である。是れ家屋税を國税とせんとする有力なる理由である。

かくの如く現行家屋税は、家屋の賃賃價格を課税標準とする府縣税である、而して各市町村は——神戸市が家屋税そのものを課してゐるのを除き——家屋税に對して附加税を課してゐる。更に戸數割を賦課せざる市町村は戸數割を賦課する市町村よりも多くの家屋税附加税を賦課する事を許されてゐるから、——他の理由にもよるが——市財政は町村財政よりも家屋税附加税に依頼する事多く、大都市財政にとつては家屋税附加税は最も重要な財源である。

以上が現行家屋税の概要であるが、茲に「家屋税の中央移管」と云つてゐるのは果して内容的に何を意味するものであらうか。項を改めて研究する。

- 二 家屋税中央移管の問題は明治三十二年よりの懸案であつて實際界でも學界でも研究を積まれ相當具體的に議論の中心となつてゐるから、「家屋税の中央移管」と聞いたゞけでも大體の見當がつく。但し今回の家屋税法案にて注目すべきは「家屋税の中央移管」の外に「地方附加税は道府縣市町村共に原則的として容認する」といふ消極的條件と「地方財政調整交付金は所得税、地租、營業收益税、資本利子税、家屋税の收入を以て充當し家屋税と地租とは徴收地たる市町村に其のまゝ還付する」といふ積極的條件とが附せられてゐる事である。曰く
 - 一 道府縣税家屋税を廢止し國税家屋税を新設する
 - 二 國税家屋税に對しては道府縣も市町村も附加税を賦課する
 - 三 國税家屋税額と道府縣附加税と市町村附加税との總額は現行の道府縣税家屋税と市町村附加税との總額と大した變動を來たさない
 - 四 國税家屋税の課税標準は國の調査にかゝる家屋の賃貸價格とす
 - 五 國税家屋税の收入は地方財政調整交付金に入れ更に徴收市町村に再分配する事とし一般國費の支辨には充當しない

以上五項目の中で最も重要な點は、四の「國税家屋税の課税標準をば國の調査にかゝる家屋賃貸價格とする事」と五の「國税家屋税の收入を一般國費の支辨にあてずして地方財政の調整に用ふる事」との二つの點である。二の「國税家屋税に地方附加税を許す事」と三の「家屋税關係の負擔に大差を生ぜしめない事」との二つの點は問題を滑かに解決する目的より出發してゐる。

三 家屋税中央移管に對しては各方面から賛成論が唱へられてゐるが、其の論據の主なるものは次の如くである。

第一は前述の租税體系論である。昭和十一年度現計（地方税は豫算）により國税と地方税（道府縣、市町村、水利組合）とを收得税系統につき計算すれば、次の結果を得るのである。

第一表 昭和十一年度の收得税（單位千圓）

所得税	國 税		地 方 税		合 計
	所得税	臨時利得税	所得税	臨時利得税	
所得税	二七六、五〇八	四四、六八〇	五五、三一〇	四四、六八〇	三三一、八一八
臨時利得税	—	—	—	—	—
戸數割	—	—	一四八、〇一二	一四八、〇一二	一四八、〇一二
地租（特別地稅）	—	—	一三二、四三四	一三二、四三四	一九一、〇二四
家屋税	—	—	一〇八、一一七	一〇八、一一七	一〇八、一一七

收益稅	營業收益稅(營業稅)	七三、二三〇	七三、四九二	一四六、七二二
	營業稅	五、二八二	二、二九二	七、五七四
	取引所營業稅	二、五七〇	四五八	三、〇二八
	資本利子稅	一五、〇三四	—	一五、〇三四
	動的財產稅(相續稅)	三一、七八九	—	三一、七八九
收得稅系統合計		五〇七、六八三	五二〇、一二五	一、〇二七、八〇八

第一表の示すが如く、我國の收得稅系統は一般所得稅を基幹とし、補充稅として收益稅を採り、不勞利得稅の體系として相續稅を設けてゐる。然るに補充稅たる收益稅體系の中を見るに、地租と營業稅(營業收益稅、鑛業稅、取引所營業稅)と資本利子稅とは何れも國稅なるに拘らず、家屋稅のみは地方稅となり國稅より脱落してゐる。これ現行の道府縣稅家屋稅を廢し國稅家屋稅を新設し以て收益稅體系を整へんとする所以である。

第二に現行道府縣稅家屋稅の課稅標準たる賃貸價格が頗る不合理に流れてゐるから、國家の手により統一的に調査し直す事が家屋稅中央移管の有力なる理由である。土地の賃貸價格が土地賃貸價格調査法によつて全國統一的に調べ上つてゐるのであるから、更に家屋についても同様の手續を施せば、不動産收益稅の課稅標準が完備する譯である。加ふるに此種の材料を整へて置くと、所得稅、相續稅、登録稅、不動産取得稅等の現行稅法を課稅

する場合にも財產稅の如き新稅を作る場合にも家屋の評價に役立つものであるから、可なり實益の多いものである。

第三は國稅家屋稅を地方財政調整交付金の財源に用ひんとするのである。我が地方財政を救済する方法として地租營業收益稅を地方に委讓する議論と義務教育費全額國庫負擔論との二つが對立して行はれてゐたが、只今では地方財政調整交付金論が支配的となつてゐる。地方財政調整交付金の財源として各種の租稅が考へられてゐるが家屋稅が其の最も有力なるもの、一つである。

第四は營業收益稅と家屋稅との重複課稅を避ける爲めには家屋稅の中央移管を必要とすると云ふのである。現行法に於ては營業收益稅より地租及び資本利子稅を控除して重複課稅を避けてゐるのであるが、家屋稅と營業收益稅との重複課稅は、家屋稅が地方稅なるが爲めに之を避ける事が困難である。此の意味よりして家屋稅を國家の手に移さん事を要求してゐる。而して此の要求は、營業資本の大部分を家屋に投資せる倉庫業者、旅人宿業者、ビルディング業者より出されてゐる。例へば昭和六年十月に日本倉庫業聯合會が「家屋稅賦課輕減に關し大藏、内務及び商工大臣に對する陳情書」を提出してゐるし、其の第一項には「現行府縣稅たる家屋稅を直接國稅に編入し地租と同じく營業收益稅より其稅額を控除すること」を望んでゐる。

以上四つの論據の中で第一の論據は説明をまたざる程に明かなるものであり、第四の論據は可なり部分的のも

のであるから共に之を略し、専ら第二と第三との二點につき研究を進めたいのである、家屋賃貸価格再調査問題と地方財政調整交付金問題とが之である。

第三 家屋賃貸価格再調査問題

一 現行家屋税の課税標準は家屋の賃貸価格であつて家屋税調査委員の調査に依り北海道に在りては北海道長官、府縣に在りては府縣知事が之を決定する事となつてゐる。但し神戸市は兵庫縣費の全部の分賦を受けてゐるから神戸市長が家屋の賃貸価格を決定するのである。

家屋の賃貸価格については「地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件」(大正十五年十一月十七日勅令第三百三十九號)に規定せられてゐる。即ち家屋の賃貸価格は「貸主が公課、修繕費其の他家屋の維持に必要な経費を負担する條件を以て家屋を賃貸する場合に於て貸主の取得すべき金額の年額」を以て之を算定する事となつてゐる。而して家屋の賃貸価格は五年毎に一般に之を改訂する事とし、改訂したる家屋賃貸価格は改訂したる翌年度分より之を家屋税の課税標準としてゐる。

かう云ふと家屋税の課税標準たる家屋の賃貸価格が一目瞭然に調査せられてゐる様であるが決してそうではない。道府縣内部の問題を暫く措くとしても、道府縣の異なるに従ひ或は重く評價せられ或は軽く評價せられてゐるのである。試みに第二表に「内閣統計局が國富を推計するに用ひたる昭和五年末私有建物価格」と「道府縣と神戸市とが家屋税賦課に用ひたる昭和十年家屋賃貸価格」と「道府縣と神戸市とが家屋税賦課に用ひたる昭和十年家屋賃貸価格の中で、住宅賃貸価格の一坪當り平均」とを掲げたのである。更に此等の數字が各道府縣毎に如何に異つてゐるかを示す爲めに、道府縣平均數字を一〇〇として比率を示すと共に大小の順序に配列して順番をつけたのである。

内閣統計局調査の昭和五年末私有建物価格と道府縣調査の昭和十年家屋賃貸価格とは一致しないのが當然である。片一方は財産であり他方は収益である外に、對象となる家屋の範圍も違ひ調査の年代も違ふからである。然し大體に於て兩者は類似の擴がりを示すべき筈であるに拘らず、第二表では必ずしもそれは表はれてゐない。私有建物価格では、最高は東京府の十七億五千五百萬圓(比率三九八%)であつて最低の鳥取縣一億三千三百萬圓(比率三〇%)の十三倍に上り比較的に差が少い。之に反し家屋賃貸価格では、最高の東京府三億六千七百三十萬圓(比率一、〇七五%)は最低の沖繩縣二百六十四萬圓(比率八%)の實に百三十九倍に上つてゐるのである。筆者は必ずしも内閣統計局の國富推計に百パーセントの信頼を置かない迄も一應の標準としてゐる。然るに家屋税の課税標準との間にかゝる隔りを生ずるのは、其の大半の原因は家屋賃貸価格の調査方法の不完全に歸すべきでなからうか。

第二表 道府縣別の建物価格と家屋賃賃価格

	實 數			比 率 (%)			順 番		
	昭和五年 末私有建 物價格 (百万圓)	昭和十年 度家屋賃 賃價格 (千圓)	昭和十年 度一坪當 り住宅賃 賃價格 (圓)	昭和五 年私有建 物價格 價格	昭和十 年度家 屋賃賃 價格	昭和十 年度一 坪當り 住宅賃 賃價格	昭和五 年私有建 物價格	昭和十 年度家 屋賃賃 價格	昭和十 年度一 坪當り 住宅賃 賃價格
道 縣	660	34.791	2.52	150	105	75	8	11	27
海 縣	194	17.466	3.32	44	51	101	40	30	9
森 縣	199	18.027	2.62	45	53	81	38	29	26
手 縣	238	23.759	3.22	54	70	98	32	19	11
城 縣	216	14.119	2.21	49	41	67	35	33	33
形 縣	231	20.488	2.96	53	60	90	34	24	18
島 縣	323	28.728	3.05	73	84	93	25	15	16
城 縣	531	23.146	2.88	121	82	87	11	16	22
木 縣	371	17.115	2.40	84	60	73	22	31	29
馬 縣	374	18.539	2.10	85	64	64	21	26	38
玉 縣	468	25.471	2.71	106	74	82	16	17	25
葉 縣	548	33.524	3.39	125	98	103	9	13	8
京 府	1,755	367.305	12.95	398	1,075	393	1	1	1
奈 縣	528	41.272	3.67	120	121	168	12	7	6
川 縣	444	40.333	2.72	101	118	83	18	8	24
沼 縣	194	14.282	2.12	44	42	64	39	36	36
山 縣	210	21.465	3.16	48	63	96	37	23	13
井 縣	179	10.777	1.98	41	32	60	43	41	40
野 縣	149	6.745	1.42	34	20	43	46	46	46
島 縣	435	33.589	2.11	99	98	64	19	12	37
野 縣	300	20.429	1.90	68	60	58	26	25	42
島 縣	909	36.375	3.08	206	107	93	6	10	14
愛 縣	1,358	82.857	2.78	308	242	84	2	3	23
三 縣	694	29.657	3.04	157	87	92	7	14	17
滋 縣	231	18.033	3.08	64	53	93	29	23	15
京 府	512	50.227	4.72	116	147	143	13	6	3
阪 府	1,018	126.382	6.82	231	370	207	4	2	2
庫 縣	921	76.974	3.80	209	223	115	5	4	5
良 縣	212	15.066	2.92	48	44	89	36	35	19
山 縣	293	14.254	2.41	68	42	73	27	37	28
歌 縣	133	7.261	1.74	30	21	58	47	44	44
取 縣	255	13.519	2.36	53	40	72	33	39	30
根 縣	333	23.350	1.91	87	69	58	20	21	41
山 縣	438	38.261	2.90	111	112	88	14	9	20
口 縣	362	24.276	2.17	82	71	66	24	18	35
島 縣	164	10.619	2.36	37	31	72	45	42	31
川 縣	176	7.324	1.34	40	21	41	42	43	47
香 縣	232	22.275	2.89	64	65	88	23	22	21
高 縣	168	7.121	1.71	38	21	52	44	45	45
福 縣	1,019	60.821	4.36	231	178	132	3	5	4
佐 縣	276	11.036	3.21	63	32	97	30	40	12
野 縣	457	18.197	2.35	104	53	71	17	27	32
本 縣	486	15.859	1.74	110	46	53	15	33	43
分 縣	366	15.361	2.20	83	45	57	23	34	34
本 縣	247	16.471	3.46	56	48	105	31	32	7
島 縣	540	23.657	3.31	123	69	100	10	20	10
鹿 縣	183	2.643	2.00	42	8	61	41	47	39
平 均	441	34.156	3.30	100	100	100			

特に注目すべきは一坪當り住宅賃賃價格である。東京府(十二圓九十五錢)、大阪府(六圓八十二錢)、京都府(四圓七十二錢)、福岡縣(四圓三十六錢)、兵庫縣(三圓八十錢)、神奈川縣(三圓五十七錢)の順序は一應理解出来るとして、宮崎縣(三圓四十六錢)が第七位を占め、青森縣(三圓三十二錢)が第九位を占め、鹿兒島縣(三圓三十一錢)が第十位を占め、愛知縣(二圓七十八錢)が第二十三位に落ちてゐるのは、納得出来ない事實である。

二 以上の諸事實を考へて見ると、家屋税の課税標準たる家屋の賃賃價格なるものは少くとも道府縣間に於ては權衡がとれてゐない事を知るのである。「土地賃賃價格調査法」が「地租の課税標準たる土地の賃賃價格」を定めてゐると同様に、「地方税ニ關スル法律施行ニ關スル件」が「家屋税の課税標準たる家屋の賃賃價格」を定めてゐるに拘らず、家屋の賃賃價格が土地の賃賃價格ほどに都合よく調査出来ないのは何故であらうか。これ全く過去の宿弊が抜け切れない爲めである。

現行家屋税の課税標準たる家屋の賃賃價格は二段の手續をへて調査せられてゐる。即ち市町村長の下調をしたるものを先づ第一次家屋税調査委員に於て調査する、次に第一次家屋税調査委員の結果をば數市町村を合したる區域の第二次家屋税調査委員に於て調査し府縣内の權衡を圖る機構となつてゐる。然し實際上に於ては必ずしも好都合に運んでゐないのである。甚だしき町村に至つては、従前の府縣税たる戸數割の税額より逆算して家屋の

賃貸価格を調べてみると云ふものもある。道府県内部が已にかくの如くである。加ふるに道府県は相互間に何等の聯絡をとる事なく獨自に賃貸価格を決定してゐる。例へば家屋の賃貸価格に土地の賃貸価格を包含するものあり、せざるものあり、其他千差萬別である。

法文に書いた様な意味の家屋の賃貸価格を調べる爲めには、どうしても家屋税を國税に改め從來の行き掛りを棄て、國家の手により家屋の賃貸価格を再調査するしか方法がない。かくして得たる國税家屋税の收入額を其儘で地方團體に返却するか、又は國家の手に納めるか、又は地方財政調整交付金のプールに組み入れるか、其等は第二段に起つてくる問題である。少くとも家屋の賃貸価格を無理の無い様に市町村間にも道府県間に統一する事が先決問題である。

第四 地方財政調整交付金問題

一 家屋税に關する批難は更に課率の不均衡なる事にも加へられてゐる。即ち家屋賃貸価格を標準として道府県の課率が高低區々に分れてゐる事が第一の批難であり、家屋賃貸価格を標準として市町村附加税の課率が高低區々に分れてゐる事が第二の批難であるから、第三表には家屋税課率の高低を比較し以て此の批難を考へたのである。市町村附加税の課率については更に二つの點を考へねばならぬ。第一に神戸市の課率のみが特に大なる數

字を示してゐるが、これは兵庫縣費の全部分賦を受けてゐる結果であるから除外した。第二に市町村の中で戸數割を賦課せざるものと戸數割を賦課せるものとは、家屋税の附加税の制限率が非常に違つてくるから之を區別すべく特に市について其の必要がある。かくて道府県の課率の平均を一〇〇として最高率と最低率とを求め、市町村の課率の平均を一〇〇として最高率と最低率とを計算し第三表を得たのである。

第三表 家屋税課率高低比較 (昭和十年度)

全國平均	道府縣		市		町村
	最高率	最低率	戸數割ヲ賦課セザル市	戸數割ヲ賦課スル市	
一〇〇	四三六(鹿兒島縣大島)	一五(東京府)	ザル三十九市	一〇四七(帶廣市)	七一八(北海道)
一〇〇			二〇一(室蘭市)	二九(飯塚市)	九(新潟縣)
一〇〇			一四(東京市)		

第三表に示したのは最高最低の極端なる例であるが、其れにしても同じ日本國內に行はれる家屋税かと思はれる程の不均衡である。地方財政調整交付金を作つて此間の調和をはからうと云ふのも當然の要求である。然し茲に困つた事は、道府県の課率の不均衡よりも市町村の附加税率の不均衡よりも、問題の出發點たる家屋の賃貸價

格なるものに信用が置けないと云ふのである。道府縣によつて異り市町村によつて思ひ思ひに定めた標準を金科玉條としてゐる限りは、道府縣が不均衡とか市町村が不均衡だとか幾ら議論を闘はした所で仕方がない。かくて家屋の賃貸価格の調査を最初から遣り直すと云ふ點に重心を置いて家屋税を中央に移管する事は、國民生活全體の爲め更に市町村民相互間の負擔の均衡を保つ爲めに是非行はねばならぬのである。

それにも拘らず、何故に全國の都市特に六大都市が家屋税中央移管に對し反對の意思を表示してゐるかと云ふに、家屋税に大變動が起ると都市財政の運用に差支へを生ずる程に家屋税が都市収入に重要な部分を占めてゐるからである。これは家屋が都市に密集し都市の富の大部分を占め都市の有力なる財源になつてゐるのにもよるが、更に大都市にては戸數割を徴收せず家屋税が戸數割の代税たる役目を勤めてゐるのにもよる。特に兵庫縣費の全部の分賦を受けてゐる神戸市に於ては家屋税中心に市税を組織してゐると云つても過言でないのである。此間の消息を明かにする爲めに、第四表に「神戸市」と「神戸市以外の六大都市」と「六大都市以外の全國都市」と「町村」とにつき市税収入と家屋税収入との比較を試みたのである。

第四表は内務省の地方財政概要より得たる數字であるが、家屋税収入が六大都市の財政特に神戸市の財政に重要であると云ふ事と六大都市以外の都市では其れ程でもないと云ふ事と町村財政にとつては家屋税は大した問題でない事とが數字的に明かとなつた譯である。物は考へ様である。大都市の財務行政の運用の根源をなしてゐる

第四表 市町村別の家屋税収入（昭和十年度）

	家屋税収入	市税収入	家屋税収入が市税収入に占むる割合(%)
神戸市	四、〇九〇 <small>千円</small>	一〇、五一七 <small>千円</small>	三八・九
五大都市（東京市、大阪市、京都市、名古屋市、横浜市）	三三、二二六	八八、六四七	三七・五
六大都市以外ノ都市	一一、二一〇	六〇、九七二	一八・四
町村	一六、五四二	二七、七一	七・六

家屋税の地位を搖がす様な改革を行ふ事は自治權の侵害だと云ふ人があるかも知れぬが、それは専ら財務行政の立場より出發した議論である。市税収入の四割を占めてゐると云ふと、家屋税は市民にとつて重要な負擔である。其の家屋税が不合理なる課税標準で出發してゐるとせば、國民及び市民の立場よりは之が改正を要望せねばならぬ。勿論市の財務行政は國民及び市民の利害關係に影響を及ぼすものであるから、之を尊重すべきであるが、問題は國民及び市民の家屋税の公平負擔と大都市財務行政の運用とを如何に調和するかに存してゐる。この意味に於て家屋税移管の問題を決して自治權侵害の問題に結びつけてはならないのである。殊に神戸市を除けば家屋税の本税は道府縣税であつて、市町村税ではない。家屋税が道府縣税であると都市の自治が保たれ家屋税が

國稅となると都市の自治が保たれぬとは考へられぬ。家屋稅の國稅移管は或は一時的には都市の財務行政に不便を來す事があるかも知れぬが極力之を避くべく其の方法については筆者の私見を次に説明したい。

二 國民及び市民の公平負擔の立場より考へて家屋稅の中央移管の必要あると共に家屋稅の中央移管が大都市の財務行政に及ぼす影響も併せ考へねばならぬ。處が茲に困難なる問題は地方財政調整交付金と家屋稅との關係である。

思ふに地方財政を地方稅のみによつて賄はんとする原則は已に破られてゐる。交通機關が發達し地方相互間の關係が密接となり地方費中で國政事務費が大となり國家が一つの經濟單位となつてゐる今日に於ては已むを得ない事實である。現に義務教育費國庫負擔金の如き臨時町村財政補給金の如き實質上に於ては一種の地方財政調整交付金として現はれ地方財政の獨立性を破つてゐる。

地方財政調整交付金の財源として大藏省案は所得稅、地租、營業收益稅、資本利子稅、家屋稅の收入を以て之にあてんとしてゐるが、問題は此等所得稅、收益稅を地方に再分配する標準に如何なる指數を用ふべきかの點である。家屋稅、地租の如き擔稅地と納稅地との一致してゐるものは納稅地に凡て返却する事とし、營業收益稅、資本利子稅の如き納稅地と擔稅地との明瞭ならざるものについては人口又は窮乏の程度を用ふる事が考へられる。現に營業收益稅については地方附加稅を賦課するに當り、先づ本稅を地方的に分別し、此の假想的本稅に對

し地方附加稅の賦課が行はれてゐるのであるから、地方稅賦課に對し此種の人爲的方法を用ふる事は全く目新しきものではない。

地方財政調整交付金は財政の困難なる市町村、特に町村を目標としてゐるのであるが、六大都市の經濟的實力を財政制度の上に認める事も必要である。久しく唱へられてゐた特別市制の精神を何とかして此際に實現したいものである。地方財政調整交付金を確立すると共に六大都市の特別課稅權を或程度まで承認する事によつて町村と大都市との財政上の提携が出来るのである。

地方財政調整交付金は結局は富力大なる地方團體が僅少の負擔を提供し、それによつて富力少き地方團體の財政が浮び上るわけであつて、その精神に於て賛成すべきである。たゞ方法を誤ると大都市財政に大打撃を與へ都市と農村との相剋を齎らす事となる。大藏省案は地方附加稅を従前通り許すものであり、少くとも家屋稅に關する範圍内に於ては都市財政に急激なる變動を與へないものと解してゐるから、此點は安心である。

x

x

x

x

x

要するに家屋稅移管問題は賃賃價格再調査問題と地方財政調整交付金問題との二つよりなつてゐる。前者には筆者は無條件に賛成である。後者については條件付に賛成である。其の條件とは大都市の財務行政に急激なる變動を與へざる事である。殊に神戸市については特別の考慮を必要とする。然し何れにしても都市の自治權侵害と

は別問題である。

家屋税移管問題をして地方財政調整交付金問題と密接なる関係を有せしむる以上は、家屋税の中央移管は単に家屋税一個の負擔の問題に止まらず地方税全體の負擔の問題と關聯する。直接税負擔額を「六大都市」と「六大都市以外の都市」と「町村」とに分ち比較すると、六大都市の財政も決して餘裕多きものでないが、極度の財政難に苦んでゐるのは寧ろ町村である。町村財政が改善せられ町村の購買力を増せば總て都市の繁榮の原動力となる。大都市が僅かばかりの金額を地方財政調整交付金に注ぎ込む事によつて、之を受くる町村は蘇生し其の好影響は自ら大都市に及んでくる。而して地方財政調整交付金の最も有力なる財源は家屋税である。かくて家屋税の中央移管は大局より見て大都市の損害とはならない。

我國の第三種所得の四割六分は六大都市に集中してゐる。我國の六大都市の或るものは財政力に於ては世界の多くの小國を凌駕してゐる程度に發達してゐる。同じ日本國內に苦しんでゐる町村財政があれば、六大都市は目前の小損害に捉へらるゝ事なく寧ろ地方財政調整交付金を通じて進んで援助をするが如き襟度を示して貰ひ度いものである。然し六大都市に犠牲を負はすのみが能でないから、近く特別市制の問題の解決をも圖り、大都市財政の確立を併せ期すべきである。

第四節 根本的改革の前途

第一 臨時地方財政補給金

一 廣田内閣の税制改革の中で最も大なる期待をかけられてゐたのは地方税法案である。一方には農山漁村の負擔の重壓を軽減して我國の地方税負擔に存する地方的不均衡を除去すると共に他方には中央財政地方財政の財源を區分し非常時に際し國家財政をして充分に其の機能を發揮せしむるにあつた。馬場税制の他の部門に對しては世間にも議論あり筆者も多少は見解を異にする所もあつたが、中央地方に通ずる税制の根本的改革の必要なる事については其の當時に於ても最も多くの期待をかけてゐた、況んや非常時に直面した今日に於ては更に一層其の感を深くするのである。然し此の地方税法案は廣田内閣の辭職と共に流産せざるを得なかつたのである。

林内閣の結城大藏大臣は應急の處置として第七十回帝國議會に臨時地方財政補給金七千萬圓を要求したが、國內の情勢は之が増額を促し、遂に三千萬圓の追加豫算を提出し合計一億圓となつたのである。臨時地方財政補給金の實施に伴ひ、次の如く臨時地方財政補給金規則と臨時地方財政補給金交付方法を定めた。

臨時地方財政補給金規則 (昭和十二年七月二十九日 內務省令第三十一號)

第一條 政府ハ過重ナル地方稅負擔ヲ輕減セシムル爲北海道府縣ニ對シ臨時地方財政補給金(以下補給金ト稱ス)二千七百五十萬圓ヲ、市町村ニ對シ補給金七千二百五十萬圓ヲ交付ス
補給金交付ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 補給金ノ交付ヲ受ケタル北海道府縣又ハ市町村ハ內務大臣ノ指示ニ從ヒ之ヲ北海道地方稅若ハ府縣稅中地租附加稅(宅地分ヲ除ク)、特別地稅及雜種稅又ハ市町村稅中雜種稅附加稅及戶數割ノ輕減ニ充當スベシ

第三條 特別ノ事情アルトキハ北海道府縣ニ在リテハ內務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケ前條ノ規定ニ拘ラズ補給金ヲ內務大臣ノ指示ト異ナル方法ニ依ル稅ノ輕減、稅ノ増徴ニ依リ補填ヲ要スル歲入缺陷ノ補填又ハ將來ノ負擔ヲ著シク過重ナラシムベキ公債ノ繰上償還ニ充當スルコトヲ得

第四條 補給金ハ其ノ使途確定シタル後之ヲ交付ス

第五條 特別ノ必要アルトキハ內務大臣又ハ地方長官ハ補給金ノ交付ヲ受クル北海道府縣又ハ市町村ニ對シ歲入出豫算ノ追加又ハ更正ニ關シ豫メ承認ヲ受ケシムルコトヲ得

第六條 北海道府縣又ハ市町村本令若ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違背シタルトキ又ハ故意若ハ重大ナル過失ニ因リ不當ニ補給金ノ交付ヲ受ケ若ハ受ケントスルノ所爲アリタルトキハ內務大臣又ハ地方長官ハ北海道府縣又ハ市町村ニ對シ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ又ハ既ニ交付シタル補給金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得

第七條 町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル町村組合ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村ト看做ス

町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村又ハ町村稅ニ關スル規定ハ町村又ハ町村稅ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

臨時町村財政補給金規則ハ之ヲ廢止ス

臨時地方財政補給金交付方法 (昭和十二年七月二十九日 內務省告示第四百七十三號)

地方財政補給金ハ道府縣財政補給金及市町村財政補給金ノ二種トシ昭和十二年三月三十一日現在ノ道府縣及市町村ニ對シ左ノ方法ニ依リ之ヲ交付ス

第一 道府縣財政補給金

一、配分標準及方法

道府縣財政補給金ハ七百五十萬圓ヲ道府縣ノ課稅力ニ逆比例的ニ

二千萬圓ヲ道府縣ノ減稅所要額ニ比例的ニ配分スルコトトシ之ガ配分額ハ左ノ方法ニ依リ算出スルモノトス

(一) 課稅力ニ依ル配分

當該道府縣ノ課稅力ガ標準課稅力ニ違セザル道府縣ニ對シ其ノ差額ニ當該道府縣ノ人口ヲ乘ジテ得タル額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

當該道府縣ノ課稅力ハ制限率ニ依リ算出シタル當該道府縣ノ國稅附加稅額ノ人口一人當額トス

標準課稅力ハ制限率ニ依リ算出シタル全國道府縣ノ國稅附加稅額ノ人口一人當額ヲ基準トシタル額トス

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

(二) 減稅所要額ニ依ル配分

當該道府縣ノ地租附加稅(宅地分ヲ除ク)及特別地稅ノ制限外課稅額(地租附加稅ニ付テハ地方稅制限ニ關スル法律第五條第一項ノ制限外課稅額ヲ除ク)並ニ雜種稅中減稅セシムベキモノノ額ノ合算額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

(三) 制限ニ因リ生ジタル額ノ配分

當該道府縣ヲ除キタル他ノ道府縣ニ對シ(一)及(二)ノ方法ニ準ジ再配分ス

二、交付額ノ制限

(一) 當該道府縣ノ課稅力ガ標準課稅力ノ二倍ヲ超ユル道府縣ニ對シテハ道府縣財政補給金ハ之ヲ交付セズ

(二) 道府縣財政補給金ノ配分額ヲ制限率ニ依リ算出シタル國稅附加稅額ト看做シ計算シタル場合ニ於テハ當該道府縣ノ課稅力ガ標準課稅力ノ二倍ヲ超ユル道府縣ニ對シテハ道府縣財政補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス

(三) 道府縣財政補給金ノ配分額ト制限率ニ依リ算出シタル國稅附加稅額及減稅後ノ雜種稅額並ニ彌餘ノ稅額トノ合算ガ現在稅總額ヲ超ユル道府縣ニ對シテハ道府縣財政補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス

(四) 道府縣財政補給金ノ配分額ガ現在稅總額ノ百分ノ二ニ達セザル道府縣ニ對シテハ道府縣財政補給金ハ之ヲ交付セズ

三、配分標準等ノ算定方法

(一) 課稅力ニ依ル配分ニ用フル人口及國稅附加稅額ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 人

昭和十年國勢調査ニ依ル人口(部隊艦船及刑務所内ニ在リタル人員ヲ除ク)

(ロ) 國稅附加稅額

左ニ掲グルモノノ合算額

(1) 昭和十一年度地租附加稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額(地租附加稅ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ爲サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ地租附加稅ヲ含ム)ニ百分ノ八十ニ乘ジテ得タル額

(2) 地租附加稅以外ノ昭和十一年度ニ於ケル調定濟國稅附加稅(國稅附加稅ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ爲サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合調定シ得ベカリシ國稅附加稅ヲ含ム)ノ基本タル國稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ各法定制限率ヲ乘ジテ得タル額

(3) 昭和十一年度特別地稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル賃賃價格ニ百分ノ三・一ヲ乘ジテ得タル額

(4) 昭和十一年度ニ於ケル調定濟免租年期地段別割額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ昭和十一年度地租附加稅賦課率ヲ以テ百分ノ八十二ヲ除シテ得タル數ヲ乘ジテ得タル額

(5) 昭和十一年度ニ於テ下賜ヲ受ケタル御料林下賜金額

(6) 昭和十一年度ニ於テ交付ヲ受ケタル國有林野交付金額

(二) 減額所要額ニ依ル配分ニ用フル地租附加稅及特別地稅ノ制限外課稅額並ニ雜種稅中減稅セシムベキモノノ額ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 地租附加稅ノ制限外課稅額

昭和十一年度地租附加稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額(宅地分ヲ除ク)ニ昭和十一年度當初豫算ニ於テ定メタル地租附加稅賦課率ヨリ地租百分ノ九十一・八四ヲ控除シタル率ヲ乘シテ得タル額

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

(ロ) 特別地稅ノ制限外課稅額

昭和十一年度特別地稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル貨賃價格ニ昭和十一年度當初豫算ニ於テ定メタル特別地稅賦課率ヨリ貨賃價格百分ノ三・一ヲ控除シタル率ヲ乘ジテ得タル額

(ハ) 雜種稅中減稅セシムベキモノノ額

昭和十一年度ニ於ケル調定濟雜種稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ付内務大臣ノ指示ニ從ヒ減稅ヲ爲ス場合ニ於テ必要ナル額

(三) 交付額ノ制限ニ用フル國稅附加稅額、減稅後ノ雜種稅額、爾餘ノ稅額及現在稅總額ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 國稅附加稅額

三ノ(一)ノ(ロ)ノ額

(ロ) 減稅後ノ雜種稅額

昭和十一年度ニ於ケル調定濟雜種稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ免租年期地段別割及滯納ニ因ルモノヲ除ク)ヨリ(三)ノ(二)ノ(ハ)ノ額(免租年期地段別割ノ減稅ニ要スル額ヲ除ク)ヲ控除シタル額

(ハ) 爾餘ノ稅額

昭和十一年度ニ於ケル調定濟家屋稅額及營業稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ノ合算額

(ニ) 現在稅總額

昭和十一年度ニ於ケル調定濟道府縣稅總額(御料林下賜金、國有林野交付金及稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)

第二 市町村財政補給金

市町村財政補給金ハ一般補給金及特別補給金ノ二種トス

一、一般補給金ノ配分

一般補給金ハ三千二百五十萬圓ヲ市町村(人口五萬以上ノ市ヲ除ク)ノ課稅力ニ逆比例的ニ、三千五百萬圓ヲ町村ノ戶數割ノ過重額ニ比例的ニ配分スルコトトシ之ガ配分額ハ左ノ方法ニ依リ算出スルモノトス但シ伊豆七島及小笠原島ニハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ

(一) 課稅力ニ依ル配分

當該市町村ノ課稅力ガ標準課稅力ニ達セザル市町村ニ對シ其ノ差額ニ當該市町村ノ人口ヲ乘ジテ得タル額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

當該市町村ノ課稅力ハ制限率ニ依リ算出シタル當該市町村ノ國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額ノ人口一人當額トス

標準課稅力ハ制限率ニ依リ算出シタル全國市町村(伊豆七島及小笠原島ヲ除ク)ノ國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額ノ人口一人當額ヲ基準トシタル額トス

(二) 戶數割ノ過重額ニ依ル配分

戶數割ノ一世帯平均額ガ七圓ヲ超ユル町村ニ對シ當該町村ノ戶數割ノ過重額ヲ標準トシテ按分スルモノトス

戶數割ノ過重額ハ當該町村ノ戶數割ノ一世帯平均額ヨリ七圓ヲ控除シタル額ニ當該町村ノ世帯數ヲ乘ジテ得タル額トス

二、特別補給金ノ配分

特別補給金ハ五百萬圓トシ伊豆七島及小笠原島並ニ左ノ特別事情ニ因リ負擔過重トナレル市町村ニ對シ其ノ特別事情ヲ斟

酌シテ之ヲ配分スルモノトス

- (イ) 雜種稅ノ減稅ニ伴フ雜種稅附加稅ノ著シキ減收
- (ロ) 戶數割ニ代ル家屋稅附加稅
- (ハ) 人口ノ稀少
- (ニ) 公用地多キニ基ク財源ノ窮乏
- (ホ) 災害價ノ多額
- (ヘ) 臨時町村財政補給金ノ喪失ニ基ク財源ノ窮乏
- (ト) 町村ノ課稅力ト町村民ノ資力トノ著シキ不一致
- (チ) 其ノ他ノ特別事情

三、制限ニ因リ生ジタル額ノ配分

一般補給金ノ交付額ノ制限ニ因リ生ジタル額ハ之ヲ特別補給金ニ加フ

四、一般補給金ノ交付額ノ制限

- (一) 當該市町村ノ課稅力ガ標準課稅力ノ二倍ヲ超ユル市町村ニ對シテハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ
- (二) 一般補給金ノ配分額ヲ制限率ニ依リ算出シタル國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額ト看做シ計算シタル場合ニ於ケル當該市町村ノ課稅力ノ二倍ヲ超ユル市町村ニ對シテハ一般補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス
- (三) 一般補給金ノ配分額ト制限率ニ依リ算出シタル國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額(雜種稅附加稅ニ付テハ減稅後ノ額)並ニ彌餘ノ稅額トノ合算額ガ現在稅總額ヲ超ユル市町村ニ對シテハ一般補給金ハ其ノ限度迄減額シテ之ヲ交付ス

(四) 一般補給金ノ配分額ガ現在稅總額ノ百分ノ二ニ達セザル市町村ニ對シテハ一般補給金ハ之ヲ交付セズ

五、配分標準等ノ算定方法

- (一) 課稅力ニ依ル配分ニ用フル人口並ニ國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額ハ左ニ定ムルモノトス
- (イ) 人 口

昭和十年國勢調査ニ依ル人口(部隊艦船及刑務所内ニ在リタル人員ヲ除ク)

(ロ) 國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額

左ニ掲グルモノノ合算額

- (1) 昭和十一年度地租附加稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル地租額(地租附加稅ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ爲サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合測定シ得ベカリシ地租附加稅ノ基本タル地租額ヲ含ム)ニ百分ノ六十六ヲ乘ジテ得タル額

- (2) 昭和十一年度特別地稅附加稅ノ最終定期賦課期日ノ現在ニ依ル貨賃價格ニ百分ノ二・四八ヲ乘ジテ得タル額

- (3) 昭和十一年度ニ於ケル測定濟雜種稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ付道府縣ガ内務大臣ノ指示ニ從ヒ減稅ヲ爲シタルモノト看做シ計算シタル額ニ百分ノ八十九ヲ乘ジテ得タル額

- (4) 地租附加稅、特別地稅附加稅及雜種稅附加稅以外ノ昭和十一年度ニ於ケル測定濟國稅附加稅及道府縣稅附加稅(附加稅ヲ賦課シ得ルモノニシテ其ノ賦課ヲ爲サザルモノニ在リテハ之ヲ賦課スル場合測定シ得ベカリシ附加稅ヲ含ム)ノ基本タル國稅及道府縣稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ各法定制限率ヲ乘ジテ得タル額

(5) 昭和十一年度ニ於ケル調定済免租年期地段別割額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)ニ昭和十一年度地租附加稅賦課率(地租附加稅ヲ賦課セザル市町村ニ在リテハ其ノ市町村ノ屬スル道府縣ノ市町村地租附加稅賦課率ノ平均率)ヲ以テ百分ノ六十六ヲ除シテ得タル數ヲ乘ジテ得タル額但シ當該道府縣ガ免租年期地段別割ヲ賦課スル場合ニ於テ同一土地ニ對シ特別稅段別割ヲ賦課スル市町村ニ付テハ特別稅段別割ハ之ヲ賦課セザルモノト看做ス

(6) 昭和十一年度ニ於テ下賜ヲ受ケタル御料林下賜金額

(7) 昭和十一年度ニ於テ交付ヲ受ケタル國有林野交付金額及海軍助成金

(二) 戶數割ノ過重額ニ依ル配分ニ用フル戶數割額及世帶數ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 戶數割額

昭和十一年度當初豫算(同時議決ノ追加又ハ更正豫算ヲ含ム)ニ計上シタル戶數割額ヨリ歳出豫算中ノ納稅獎勵交付金及之ニ類スル歩戻金(道府縣ヨリ受クル補助金又ハ獎勵金ヲ財源トスルモノニ付テハ其ノ額ヲ除ク)ノ額ヲ控除シタル額

(ロ) 世帶數

昭和十年國勢調査ニ依ル世帶數

(三) 交付額ノ制限ニ用フル國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額、爾餘ノ稅額並ニ現在稅總額ハ左ニ定ムルモノトス

(イ) 國稅附加稅額及道府縣稅附加稅額

五ノ(一)ノ(ロ)ノ額

(ロ) 爾餘ノ稅額

(1) 昭和十一年度ニ於テ戶數割ヲ賦課シタル町村三圓五十錢ニ五ノ(二)ノ(ロ)ノ世帶數ヲ乘ジテ得タル額ト戶數割以外ノ特別稅ノ昭和十一年度ニ於ケル調定済額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)トノ合算額

(2) 市又ハ昭和十一年度ニ於テ戶數割ヲ賦課セザリシ町村
昭和十一年度ニ於ケル調定済特別稅額(稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノヲ除ク)

(ハ) 現在稅總額

昭和十一年度ニ於ケル調定済市町村稅總額(御料林下賜金、國有林野交付金、海軍助成金及稅外收入分ヲ含ム但シ滯納ニ因ルモノ及臨時町村財政補助金ノ交付ヲ受ケタルニ因リ町村稅ノ減稅ヲ爲シタルモノ昭和十一年度ニ於テ調定済額ヲ更正セザリシモノニ付テハ其ノ更正スベカリシ額ヲ除ク)ト臨時町村財政補助金額トノ合算額

二 臨時地方財政補助金は第六十九回帝國議會を通過したる臨時町村財政補助金二千萬圓の擴張である。總額一億圓の中で道府縣財政補助金は二千七百五十萬圓にして市町村財政補助金は七千二百五十萬圓に上り何れも過重なる地方稅負擔を暫定的に輕減せん事を目的としてゐる。三好重夫氏の計算によれば、道府縣財政補助金により地租附加稅及び特別地稅を一千七百五十萬圓、雜種稅を一千萬圓だけ減額し、市町村財政補助金により戶數割を六千七百五十萬圓、雜種稅附加稅を五百萬圓だけ減額する筈である。

然し臨時地方財政補助金は地方財政調整交付金と根本的性質を異にする事は、三好重夫氏の指摘せらるゝが如

く明かである。蓋し地方財政調整交付金は、(一)地方税負擔の不均衡を是正する事と、(二)中央財政地方財政を通じ弾力性ある税制を樹立する事との二つの目的を有してゐる恒久的制度を目標としてゐるが、臨時地方財政補給金は、(一)地方的負擔不均衡の是正と云ふ目的を暫定的に達せんとするのであつて、(二)の中央地方を通じ弾力性ある税制を樹立する事は考へてゐないのである。

第二 根本的改革の要望

臨時地方財政補給金の立法は全く應急的の處置であつて、恒久的對策としては中央地方に通ずる税制の根本的改革は是非とも之を實現せねばならぬ。賀屋大藏大臣は第七十回帝國議會の要望を容れ鋭意その準備に努力し現に税制調査會を開く事によつて官民協力の解決をまつてゐるのである。

かくて中央地方に通ずる税制の根本的改革は當然すぎる程に解決を急がれてゐたのである。現に系統農會は一致して

税制改革立案ノ期ニ際シ系統農會ハ國民負擔不均衡是正ノ左記事項ヲ包攝スル根本的税制改革

記

一、地 租

(一) 税率ヲ百分ノ三ニ引下ゲルコト

(二) 自作農地ノ免税點ハ土地賃賃價格四百圓未滿マデ引上ゲルコト

(三) 地方附加税ノ賦課率ヲ道府縣市町村合計シテ本税ト同額程度トスルコト

二、家 屋 税

(一) 道府縣家屋税ヲ國税ニ移管スルコト

(二) 税率ハ百分ノ三程度トスルコト

(三) 一定以下ノ農舍、靈室等ヲ免税トスルコト

(四) 地方附加税ノ賦課率ヲ道府縣、市町村合計シテ本税ト同程度トスルコト

三、不動産登録税

(一) 無償名義ニヨルモノヲ千分ノ三十、賣買等ニヨルモノヲ千分ノ五程度トシ其ノ他ノモノモ之ニ準ジテ輕減スルコト

四、道府縣税家屋税

(一) 廢止スルコト

五、特別地稅

(一) 特別地稅及同附加税合計額ヲ現行稅額ノ二分ノ一程度ニ輕減スルコト

六、雜 種 稅

(一) 自轉車、小型農用車、農耕肥育用牛馬ニ關スル稅、不動産取得稅ヲ廢減スルコト

七、戶 數 割

第二章 中央地方に通ずる税制の根本的改革

(一) 廢止スルコト

- 八、國稅收益稅（地租、營業收益稅、家屋稅、資本利子稅）ノ全額及所得稅ノ一部ヲ地方財政調整交付金トシテ道府縣、市町村ニ交付スルコト
- 九、消費稅ハソノ最高限度ヲ現行程度ニ止ムルコト

昭和十二年七月二十五日

の決議を發表してゐる。全國町村長會は之に和し次の意見書を公けにしてゐる。

稅制及地方財政改革ニ關スル意見書（昭和十二年七月 全國町村長會）

政府ハ次回通常議會ニ提案セラルベキ中央地方ヲ通ズル稅制ノ改革竝ニ恒久的地方財政調整交付金制度ノ立案ニ當リテハ左記諸項ヲ篤ト考慮セラレ國民ノ多年熱烈要望シ來レル國民租稅負擔ノ均衡化ト地方財政ノ調整トヲ徹底的ニ解決速成セラレシコトヲ要望ス

記

- 一、稅制改革ノ目標ハ國民負擔ノ均衡ヲ圖ルヲ第一義トスルコト
 曩ニ廣田内閣ノ立案セラレタル稅制改革案ハ國民租稅負擔ノ不均衡（地方的ノ不均衡動産ト不動産法人ト個人トノ間ニ於ケル不均衡等）ヲ是正スルヲ以テ根本眼目トシ之ヲ基調トシテ稅制全般ニ亘リ劃期的ナル改革ヲ企圖セラレタルモノニシテ當時國民ハ齊シク之ヲ欣仰支持セルト共ニ今尙其ノ實現ヲ庶幾シテ止マザル情勢ニ在リ而カモ其ノ後ノ經濟情勢ハ軍需

- 工業ノ發展都市商業ノ飛躍的發展等ニ依リ益々富ノ偏在ヲ助長シ國民負擔ノ不均衡ヲ激化セントスル傾向ニアルヲ以テ今次ノ稅制改革立案ニ當リテハ特ニ此ノ點ヲ重視シ負擔ノ不均衡是正ヲ第一義トスル徹底的改革方策ヲ樹立ヲ緊要トス
- 二、現行地方稅家屋稅ハ之ヲ國稅ニ移管シ道府縣市町村ハ之ニ附加稅ヲ賦課スルコト
 家屋稅ハ之ヲ租稅體系上ヨリスルモ國稅トシテ收益稅制度ヲ整備シ補完作用ヲ充分ナラシムル要アルノミナラズ之ヲ現行ノ如ク道府縣稅トシテ存置スルトキハ其ノ課稅標準タル貨賃價格ノ決定ト賦課率トニ甚シキ統一ヲ缺キ地方的ニ負擔ノ不均衡ヲ免レザル狀態ニアルヲ以テ本稅ハ國稅ニ移管シ道府縣市町村ハ之ニ一定限度ノ附加稅ヲ賦課スルコトニ改ムルヲ得策トス

三、地租（土地負擔）ヲ輕減シ其ノ稅率ヲ營業收益稅ト同一ニスルコト

現在國稅地方稅ヲ通ジテ土地（殊ニ農地）負擔ノ過重ナルハ周知ノ事實ニシテ今更茲說ヲ要セザル所ナリ然ルニ負擔均衡ヲ念トセル曩ノ廣田内閣ノ稅制改革案ニ於テモ其ノ措置ヲ誤ラレ彼ノ營業收益稅ノ如キ其ノ免稅點四百圓ヲ六百圓ニ引上ゲ更ニ純益千圓以下ニ對シテハ稅率百分ノ二・二ヲ百分ノ二ニ引下グントセルニ拘ラズ地租ニ付テハ免稅點（貨賃價格ニ百圓）及稅率（百分ノ三・八）ヲ其ノ據置トナシタリ由來營業收益稅ノ課稅標準ハ純益ニシテ地租ノ課稅標準ハ貨賃價格タル租收入ナリ故ニ寧ロ地租ノ課率ハ之ヲ營業收益稅ノ課率ヨリモ低下シテ然ルベキモノナルヲ以テ此際少クトモ其ノ課率ヲ營業收益稅ト同率程度ニ引下グ以テ土地負擔ノ輕減ヲ圖ルベキナリ

四、雜種稅及同附加稅ヲ社會政策的見地ニ於テ整理廢減スルコト

現行地方稅雜種稅ハ其ノ稅種極メテ雜多ニシテ其ノ中ニハ稅質上其ノ賦課ヲ不適當トスルモノ又ハ其ノ課率高キニ失シ負擔不均衡ノ根源ヲナスモノ尠カラズ而カモ之等ハ概ネ中産者以下ノ負擔ニ關スル所ナルヲ以テ此際其ノ全般ニ涉リ主トシ

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

テ社會政策的見地ヨリ廢減整理ヲ緊要トス

五、市町村特別稅戶數割ハ之ヲ全廢シ新ニ之ニ代ルベキ特別稅ヲ設クルコト

戶數割ハ町村唯一ノ特別稅トシテ從來町村歳入ノ根幹ヲ爲シ而カモ構戶者全體ガ周ク分擔スル點ニ於テ言外ニ頗ル妙味アリトサレ今尙之ガ廢止ニ異論ヲ唱フル向アルモ其ノ課稅標準頗ル曖昧ニシテ實際上適正ヲ期シ難キノミナラズ其ノ賦課一般ニ過重ニシテ負擔不均衡ノ根源ヲナシツツアルヲ以テ本稅ハ寧ロ此際全廢スルヲ可トスベシ併シ乍ラ之ヲ全廢スルニ於テハ住民ニシテ市町村ノ負擔ヲ分任セザル者ヲ生ジ自治行政ノ運営上ニ大ナル影響ヲ及ボス虞アルヲ以テ新ニ構戶者全部ニ對シ賦課スベキ特別稅(例ヘバ特別所得稅ノ如キ所得ヲ標準トスル單純ナルモノ)ヲ設クルコト而シテ之ガ賦課ニ付テハ一定ノ制限ヲ設ケ地方的負擔ノ均衡ヲ保持セシムルノ要アルハ勿論トス

六、恒久的地方財政調整交付金制度ヲ確立スルコト

稅制改革ニ於テ特別稅戶數割ノ全廢地租家屋稅ノ各附加稅其ノ他地方稅ノ廢減的整理ヲ行フ結果ハ地方的ノ負擔不均衡ヲ相當是正シ得ルコトナルモ之ガ爲ニハ地方團體ニ相當大ナル歳入缺陷ヲ生ズルヲ以テ之ガ補填ヲ爲スト共ニ新ニ地方團體ニ對シ自治運営上必要ナル財源ヲ附與スル爲恒久的ノ地方財政調整交付金制度ヲ確立スルコト而シテ之ガ配分ニ關シテハ其ノ標準中ニ國ヨリノ委任事務費ニ對スル綜合的補助ノ意味ヲ以テ特ニ交付金總額ノ一少部分ヲ限度トスル均等割及人口數ニ比例スルモノヲ加ヘ之ヲ町村及貧弱市ニ配分シ以テ他ノ理論的基準ニ依ル配分ヲ補完セシムルコト又市町村ニ對スル特別補給金ノ如キハ其ノ一定額ヲ府縣知事ニ委任シ若ハ各府縣ニ特別委員會ヲ設ケテ其ノ配分ヲ審議決定セシメ力メテ之ガ配分ヲ地方ノ實際ニ即セシムベキナリ

七、市町村ニ對スル財務監督ヲ可及的簡易ナラシムルコト

現行市町村ニ對スル財務監督ハ極メテ複雑多岐ニシテ其ノ手續煩瑣ニ堪ヘザルモノアリ然ルニ今次行ハレントスル稅制財政ノ改革ハ勢ヒ中央集權的ナラザルヲ得ザル必然ノ結果トシテ更ニ之ガ強化ヲ見ントスル情勢ニアルハ市町村ノ齊シク脅威トスル所ニシテ此ノ場合事務ノ簡捷ト經費節減ノ點ヨリ特ニ爲政者ノ考慮ヲ求メテ止マザルモノナリ又仄聞スル所ニ依レバ政府ハ稅制改革ヲ機會ニ地方財政ノ監督ヲ強化スル爲更ニ大藏省ノ機構ヲ擴大シテ直接之ニ當ラシメントスル方針ノ如クナルモ地方財政ニ關シテハ府縣知事及内務省ノ監督ニテ充分ナルヲ以テ之ト更ニ重複スルガ如キ監督機關ヲ設置スルノ必要ヲ認メ難シ

結論は違つてゐるが、六大都市の市長即ち東京市長、京都市長、大阪市長、横濱市長、神戸市長、名古屋市長は次の陳情書を提出してゐる。

陳 情 書

政府ニ於カセラレテハ中央地方ヲ通ズル稅制ノ改革ニ付目下御調査中ノ御趣承リ候處大都市ノ財政ハ其ノ現状ヨリ觀テ將來甚ダ憂慮ニ堪ヘザルモノ有之候條今回ノ御改正ニ當リテハ大都市財政ノ特殊性ニ付特ニ御賢察ヲ賜リ何卒別紙要望趣旨御採納相成様御配慮相願度連署ノ上此段及陳情候也

昭和十二年 月 日

一、大都市ト其ノ所在府縣トノ間ニ於ケル財源分布ノ適正ヲ期セラレタキコト

理 由

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

大都市所在府縣ノ財政ハ之等大都市財政ノ窮乏ニ反比例シテ年々富裕ノ度ヲ加ヘ來レリ。蓋シ大都市ハ何レモ人口ノ著シキ都市集中ニ伴ヒ、年ト共ニ激増スル各種必要經費ヲ負擔スルコト多キニ反シ、之等ノ府縣ハ市部ニ於ケル國府縣道ノ擴築並維持費ヲ始メトシ各種施設經費ノ負擔ヲ免レ居ルガ故ニシテ、此ノ傾向ハ將來益々深刻ノ度ヲ加フルモノト思料セラ。是レ全ク過去ニ於ケル地方稅制ノ改革ニ際シ、大都市ノ特殊事情ヲ考慮セズシテ、之等ノ府縣ヲ一般他縣ト同様全國劃一的ニ取扱ヒタル結果、其ノ課稅權ハ實ニ國稅附加稅ノミナラズ獨立稅ニ於テモ都市ヨリモ遜ニ優遇サレツツアルガ如キ甚シキ不合理ノ狀態ニ在リ。依テ今回ノ改革ニ際シテハ、從來ノ全國劃一主義ヲ革メ六大都市ニ限リ其ノ所在府縣トノ間ニ於ケル財源分布ニ付特例ヲ設ケ、例ヘバ國稅附加稅ノ制限率ノ割合ヲ府縣ヨリモ相當高率トセラルルノ外、車稅ノ如キハ市ノ獨立稅トナス等財源分布ノ適正ヲ期セラレタシ

二、大都市ニ於ケル租稅收入ノ彈力性ヲ確保セラレタキコト
理由

大都市ノ經營ハ其ノ外觀ノ絢爛タルニ比シ、其ノ内實ハ行政及ヒ財政ノ兩面ニ渡リ甚ダ窮迫ニ陥リツツアルニ拘ラズ、市民ノ文化生活向上ニ對シ缺クベカラザル各般ノ施設經營費ハ、人口ノ累増ニ伴ヒ年ト共ニ増加ノ蓋然性ヲ有スル現狀ニ在リ、就中學齡兒童ノ増嵩ニ伴フ義務教育費ノ遞増ヲ始メトシ、都市計畫事業ノ進捗ニ伴フ道路面積ノ擴大、市民生活ノ向上ニ必要ナル保健衛生及社會事業費ノ累増等、市稅收入ニ依存スル所多カルベキ各種經常費ノ増加ニ考慮ヲ致ス場合ニ於テ、若シ之ニ對應スル稅收入ノ増加ヲ期待シ得ズトセバ、市財政ノ將來ハ甚ダ憂慮ニ堪ヘザルモノアリ。然ルニ曩ニ發表セラレタル市稅所得稅附加稅ノ廢止又ハ家屋稅ノ國稅移管ニ依リ、市ノ課稅權ヲ極度ニ掣肘セラルルガ如キ政府案ハ、全ク大都市租稅收入ノ彈力性ヲ喪失セシムルモノニシテ、到底忍ビ得ザルノミナラズ、其ノ結果ハ勢ヒ庶民階級ノ負擔增加

ヲ招來スルノ虞アリ。依ツテ今回ノ改革ニ當リテハ只現在ノ收入狀態ヲ維持セシムルノミニ止ラズ、將來ニ於ケル經費ノ増加ニ照應スベキ稅制ヲ樹立セラレタシ

三、大都市特殊事情ニ基ク課稅ヲ許容セラレタキコト
理由

大都市ハ一般市町村ト異リ各種ノ社會的經濟的施設ニ多額ノ經費ヲ投ジ居ルヲ以テ、其ノ反面ニハ、之等ノ施設ニ依リ直接間接ニ培養サレタル大都市特有ノ稅源トナシ得ベキモノ亦尠カラズ、依テ左記ノ如キ課稅權ヲ法規ヲ以テ明定セラレタシ

(一) 土地增價稅

都市計畫事業及一般土木事業ニ依ル道路ノ新設、改良或ハ電車、バス等ノ交通施設ニ基因スル土地價格ノ昂騰等ノ如キハ、全ク土地所有者ノ不勞所得ニシテ、從テ之等ニ對シ土地增價稅ノ如キ獨立稅ヲ賦課スルコトハ利益原則乃至社會政策の見地ヨリ極メテ當然ナルベシ

(二) 取引所取引稅附加稅

現行ノ稅制ニヨレバ、不動産ノ移轉ニ付賦課セラルル不動産取得稅ニ對シテハ附加稅ヲ課徵シ得ルニ拘ラズ、取引所ニ於ケル有價證券其ノ他動産ノ取引ニ付賦課セラルル取引稅ニ對シ、附加稅ヲ課徵シ得ザルハ衡平ノ原則ニ背馳スベシ。而モ都市ノ經濟活動ニ比例シテ極メテ鋭敏ナル反映性ヲ具フル取引稅ニ對シ附加稅ノ課徵ヲ許サレザルガ如キハ當ヲ得ザルモノト思料ス

(三) 相續ノ場合ニ於ケル不動産取得稅

第二章 中央地方に通ずる稅制の根本的改革

相續財産中特ニ不動産ニ付テハ大都市ノ諸施設ニ因ル受益尠カラザルヲ以テ、之ニ對シ不動産取得稅ヲ徵收シ得ル様改正セラレタシ

四、地方財政ノ調整ハ自治ノ本義ヲ没却セザル程度ニ止メラレタキコト

理由

地方團體ノ救済ノ爲、或程度ノ地方財政調整ノ制度ヲ設クルハ蓋シ己ムヲ得ザル處ナランモ、之ヲ高度化スルガ如キハ地方財政ノ急激ナル中央集權トナリ、自治ノ精神ヲ萎縮阻害セシムルノ虞アルヲ以テ最少限度ニ止メラレタシ

此等三種の考へ方は内容を異にしてゐるが、昭和十三年度に中央地方に通ずる税制の根本的改革の行はれる事を前提として立てられたものである。圖らずも北支事變勃發し、支那事變にまで擴大した此の際には、時局を見きわめるために根本的改革を猶豫するといふ空氣が相當廣く行はれてゐるのである。

第三章 國稅の改革

第一節 臨時租稅增徴法と新稅法と北支事件特別稅法

一 第一章昭和の税制改革に於て説明したるが如く、馬場大藏大臣の税制改革の目標は、(一)中央地方に通ずる税制の根本的改革であり、(二)動産と不動産との負擔の均衡であり、(三)個人中心の税制と共に法人中心の税制を完成せしめる事であり、(四)非常時財源の涵養であり、(五)稅務行政の刷新であり、新しき此等の五目標の地盤の上に相當額の増收をはからんとするのであつた。此等の五つの目標を充分に取り入れんとする税制改革は遂に成らず、結城大藏大臣は臨時租稅增徴法と若干の新稅法と臨時地方財政補給金制度とにより一時を凌ぎ、賀屋大藏大臣は北支事件特別稅により非常時財政にそなへたが、宿題は依然として未解決のままに残されてゐる。この中央財政地方財政に通ずる税制の根本的改革については第二章に於て之に觸れたるが故に之を略し、専ら茲には國稅の改革に問題を限る事とする。

結城大藏大臣は臨時租稅增徴法と法人資本稅法と外貨債特別稅法と揮發油稅法と有價證券移轉稅法とにより増

收をはかり、賀屋大蔵大臣は北支事件特別税法に財源を求めた。結局、昭和十二年度に行はれたる増税は初年度と平年度とに於て次の數字を示してゐる。(單位千圓)

結城税制の増新税		初年度	平年度
臨時租税増徴法	所得税	一六二、一七三	一八五、二六三
	法人營業收益税	三、九六二	三、四六四
	資本利子税	一三、七四八	一四、九〇九
	相続税	一、六一二	二九、七〇三
	酒税	九一一	一、〇七五
	砂糖消費税	一八、一一一	三六、八八四
	取引所税	七、四〇七	一五、三二六
	臨時利得税	六、〇六二	六、六一四
	計	一五、三四九	一九、八五五
	計	二三〇、三四〇	二九三、二四二
新税法	法人資本税	一五、四五四	二〇、六〇六
	外貨債特別税	二、七九三	二、七九三
	揮發油税	一四、九一三	一八、〇七七
	有價証券増新税	六、〇八〇	六、五〇〇
	計	三九、二四三	四七、九七九

所得特別税
臨時利得特別税
利益配當特別税
公債及社債利子特別税
物品特別税

賀屋税制の増新税		初年度	平年度
所得特別税	二七、五八〇	四〇、〇三七	
臨時利得特別税	五、六三二	一〇、五八一	
利益配當特別税	二三、一九六	三八、六六〇	
公債及社債利子特別税	一、三六一	二、二六八	
物品特別税	八、七七七	九、九九八	
計	六六、五四八	一〇一、五四七	
計	三三六、一三二	四四二、七六八	

昭和十二年度に行はれたる増新税

以上の數字を基礎として馬場財政と結城財政とが國民負擔の上に如何なる影響を及ぼさんとしてゐるか进行比较して見たい。但し北支事件特別税法は來年七月に終る事となつてゐるが、内外の情勢は之が取り止めを許さず、多分に永續性を有してゐる。平年度として一年分を計算したのは此の理由に基く。更に馬場財政に於ては地方財政調整交付金が初年度に二億二千萬圓、平年度に三億圓となつてゐたのを、結城財政にては之を取り止め、其の代りに臨時地方財政補給金一億圓を計上した事は第二章に於て説明した通りである。

馬場財政は、初年度に於て國庫は四億二千萬圓の増收を齎すと共に地方税に於て二億二千萬圓の減税を行ふが故に差引き二億圓の増税となり、平年度に於ては國庫に五億九千萬圓の増收をあげると共に地方税に於て二億九千萬圓の減税を行ふが故に差引き三億圓の負擔増加となる。

結城大蔵大臣が起つや、初年度に於ては臨時租税増徴法により二億三千万圓新税法により三千九百萬圓合計二

億七千萬圓の増收を齎し一億圓地方稅の減稅を行ひ差引き一億七千萬圓の増收を得、平年度に於ては臨時租稅増徴法により二億九千三百萬圓新稅法により四千七百萬圓合計三億四千萬圓の増收を得て他方に一億圓地方稅の減稅を行ひ差引き三億四千萬圓の増稅となるのである。

賀屋大藏大臣に至り北支事變勃發し北支事件特別稅を起したが、事件の推移を見れば本稅は多分に永續性を有してゐる。本稅を永續するものと考へ結城大藏大臣の増稅の上に賀屋大藏大臣の増稅を加へると、初年度に於ては國稅三億三千六百萬圓を増して地方稅を一億圓減じて差引き二億三千萬圓の増稅となり、平年度に於ては國稅四億四千二百萬圓を増し地方稅一億圓を減じ差引き三億四千萬圓の増稅となるのである。

要するに、國稅地方稅を通じて國民の負擔關係を見れば、初年度に於て馬場財政は三億圓の増稅となるに對し現實の財政は二億三千萬圓の増稅となり、平年度は馬場財政が、三億圓の増稅なるに對し現實の財政は三億四千萬圓の増稅と云ふ事になつてゐる。我國の内外の情勢を顧る時には増稅は實に不可避の現象なりと云はねばならぬ。

二 昭和十二年度の増稅は臨時租稅増徴法と外貨債特別稅法と法人資本稅法と有價證券移轉稅法と揮發油稅法と北支事件特別稅法との六つよりなつてゐるが、茲には臨時租稅増徴法と北支事件特別稅法との二稅法を掲げ、他の新稅法については、收得稅と流通稅と消費稅との各節に譲る事とする。

臨時租稅増徴法は所得稅、法人の營業收益稅、資本利子稅、相續稅、礦產稅、酒稅、砂糖消費稅、取引所稅、臨時利得稅の九種の租稅を増徴すると共に金鑛及び銀鑛に特別礦產稅を課するものであつて、次の内容を有してゐる。

臨時租稅増徴法 (昭和十二年三月三十日法律第三號)

- 第一條 當分の内本法ニ依リ所得稅、法人ノ營業收益稅、資本利子稅、相續稅、礦產稅、酒稅、砂糖消費稅、取引所稅及時利得稅ヲ増徴シ金鑛及銀鑛ニ特別礦產稅ヲ課ス
- 第二條 所得稅中法人ノ普通所得及清算所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得稅法第二十一條ニ規定スル稅率百分ノ五ヲ百分ノ十、百分ノ十ヲ百分ノ二十トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス
- 第三條 所得稅法第四條ノ規定ニ依リ法人ノ普通所得ヲ計算スル場合ニ於テハ國債ノ利子額中其ノ國債ヲ所有シタル期間ノ利子額百分ノ七十ニ相當スル金額ヲ申請ニ依リ其ノ普通所得ヨリ控除ス
- 前項ノ申請ハ所得稅法第二十四條ノ申告ト同時ニ控除ニ關スル明細書ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ
- 前二項ノ規定ハ法人ノ清算所得ノ計算ニ付テ之ヲ準用ス
- 第四條 所得稅中同族會社ノ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ニ付テハ所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ノ百分ノ五十ニ相當スル稅額ヲ増徴ス
- 前項ノ規定ニ依ル増徴稅額ハ普通所得ノ百分ノ四十ニ相當スル金額ヨリ普通所得及超過所得ニ對スル所得稅額(所得稅法第二十一條ノ二ノ規定ニ依リ普通所得ニ對スル所得稅ニ加算スル稅額ヲ含ム)ト第二條ノ規定ニ依ル増徴稅額トノ合計金

額ヲ控除シタル殘額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第五條 所得稅中第二種ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得稅法第二十二條第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 國債ノ利子

百分ノ二

國債以外ノ公債ノ利子

百分ノ六

其ノ他

百分ノ七・五

乙

百分ノ十

第六條 所得稅中第三種ノ所得ニ對スル所得稅ニ付テハ所得金額ノ階級ニ從ヒ左ノ割合ノ稅額ヲ増徴ス

所得金額二千圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ二十

同三千圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ三十

同七千圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ三十五

同一萬五千圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ四十

同十萬圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ四十五

同五十萬圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ五十五

同百萬圓以下ナル所得 所得稅額ノ百分ノ六十

同百萬圓ヲ超ユル所得 所得稅額ノ百分ノ七十

所得金額ガ二千圓ヲ超エ三千圓以下ナル所得ニ付テハ之ニ對スル所得稅額及増徴稅額ノ合計金額ヨリ所得金額二千圓ノ所

得ニ對スル所得稅額及増徴稅額ノ合計金額ヲ控除シタル殘額ガ所得金額中二千圓ヲ超ユル金額ヲ超過スルトキハ該超過額ニ相當スル金額ヲ其ノ増徴稅額ヨリ控除ス

前項ノ規定ハ所得金額ガ三千圓ヲ超エ七千圓以下ナル所得、同七千圓ヲ超エ一萬五千圓以下ナル所得、同一萬五千圓ヲ超エ十萬圓以下ナル所得、同十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下ナル所得、同五十萬圓ヲ超エ百萬圓以下ナル所得及同百萬圓ヲ超ユル所得ノ各同様ノ場合ニ付之ヲ準用ス

山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ前三項ノ規定ヲ適用ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前四項ノ規定ヲ適用ス戶主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同ジ

第七條 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ニ付テハ所得稅法第十四條第一項第四號ノ規定ニ拘ラズ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額（無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額）ヨリ其ノ十分ノ二ヲ控除シタル金額ニ依リ第三種ノ所得ヲ算出ス

第八條 法人ノ營業收益稅ニ付テハ營業收益稅法第十條ニ規定スル稅率百分ノ三・四ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第九條 資本利子稅ニ付テハ資本利子稅第六條ニ規定スル稅率百分ノ二ヲ百分ノ四トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス但シ貯蓄銀行ノ所有スル國債ノ利子ニ對スル資本利子稅ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 相續稅ニ付テハ課稅價格ノ階級ニ從ヒ左ノ割合ノ稅額ヲ増徴ス

課稅價格一萬圓以下ナルトキ

相續稅額ノ百分ノ二十

第三編 日本租稅政策

- 同三萬圓以下ナルトキ 相續稅額ノ百分ノ三十
- 同五萬圓以下ナルトキ 相續稅額ノ百分ノ五十
- 同十萬圓以下ナルトキ 相續稅額ノ百分ノ八十
- 同十萬圓ヲ超ユルトキ 相續稅額ノ百分ノ百

第六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第十一條 相續稅ヲ課スベキ相續財產ノ價額中不動産及不動産ノ上ニ存スル權利並ニ信託財產タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クベキ權利ノ價額ノ合計ガ相續財產ノ價額ノ二分ノ一ヲ超ユルトキハ相續稅法第十七條第一項但書ノ期間ハ之ヲ十年内トス

第十二條 釀產稅ニ付テハ釀業法第八十五條ニ規定スル稅率千分ノ五ヲ千分ノ六トシタル場合ノ差增額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第十三條 金銀及銀鍍ニハ釀產物ノ價格ノ千分ノ十三ノ稅率ニ依リ特別釀產稅ヲ課ス
釀業法中釀產稅ニ關スル規定ハ第八十八條ノ規定ヲ除クノ外前項ノ特別釀產稅ニ付之ヲ準用ス

第十四條 酒稅中清酒、白酒、味淋及燒酎ノ造石稅ハ酒造稅法第四條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依ル

- 一 酒精分二十三度以下ノ清酒及白酒並ニ酒精分三十度以下ノ味淋及燒酎 一石ニ付 四十五圓但シ連續式蒸餾機ニ依リ製造シタル燒酎ニ付テハ一石ニ付二圓ヲ加ヘタル金額
- 二 酒精分三十度ヲ超エ四十五度以下ノ燒酎 一石ニ付 四十五圓ニ酒精分三十度ヲ超ユル一度毎ニ一圓七十錢ヲ加ヘタル金額但シ連續式蒸餾機

ニ依リ製造シタルモノニ付テハ四十七圓ニ酒精分三十度ヲ超ユル一度毎ニ一圓八十錢ヲ加ヘタル金額

三 酒精分二十三度ヲ超ユル清酒及白酒、酒精分三十度ヲ超ユル味淋並ニ酒精分四十五度ヲ超ユル燒酎 一石ニ付 酒精分一度毎ニ二圓十五錢

第十五條 酒稅中麥酒稅ニ付テハ麥酒稅法第三條ニ規定スル稅率一石ニ付二十五圓ヲ三十五圓トシタル場合ノ差增額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第十六條 酒稅中酒精及酒精ヲ含有スル飲料ノ造石稅ニ付テハ酒精及酒精含有飲料稅法第二條ニ規定スル稅率中一圓八十錢ヲ二圓十五錢、四十二圓ヲ五十圓トシタル場合ノ差增額ニ相當スル稅額ヲ増徴ス

第十七條 砂糖消費稅ハ砂糖消費稅法第三條ノ規定ニ拘ラズ左ノ稅率ニ依ル

一 砂糖

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿ノ砂糖

甲 樽入黑糖及樽入白下糖但シ分蜜シタルモノ、黑糖及白下糖以外ノ砂糖ニ加工シテ製造シタルモノ並ニ全部又ハ一部ノ新式機械ニ依リ製造シタルモノヲ除ク 百斤ニ付 一圓

乙 其ノ他ノモノ 百斤ニ付 二圓七十錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿ノ砂糖 百斤ニ付 六圓五十錢

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上ノ砂糖 百斤ニ付 八圓

第四種 水砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ 百斤ニ付 十圓

第三章 國稅の改革

二 糖 蜜

第一種 氷砂糖ヲ製造スルトキニ生ズル糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ七十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 三圓五十錢

乙 其ノ他ノモノ

糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量百斤ニ付 八 圓

第二種 其ノ他ノ糖蜜

甲 糖分ヲ蔗糖トシテ計算シタル重量全重量ノ百分ノ六十ヲ超エザルモノ

百斤ニ付 一 圓

乙 其ノ他ノモノ

百斤ニ付 二圓七十錢

三 糖 水

百斤ニ付 六圓五十錢

第十八條 取引所稅ニ付テハ左ノ各號ニ定ムル稅額ヲ增徴ス

一 取引所營業稅ニ付テハ取引所稅法第一條ニ規定スル稅率百分ノ十五ヲ百分ノ十六・五トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額

二 第二種有價證券ノ賣買取引ニ對スル取引稅ニ付テハ取引稅法第五條ニ規定スル稅率萬分ノ一・五ヲ萬分ノ二・七、萬分ノ二・五ヲ萬分ノ四・五トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額

第十九條 臨時利得稅ニ付テハ臨時利得稅法第十四條ニ規定スル稅率百分ノ十ヲ百分ノ十五、百分ノ八ヲ百分ノ十トシタル場合ノ差増額ニ相當スル稅額ヲ增徴ス

第二十條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ本法ニ依リ增徴スル稅額(第七條及第二十二條ノ規定ニ依リ增額ト爲ル部分ヲ含マズ)又ハ本法ニ依リ課スル特別遺產稅ニ付附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

附 則

第二十一條 本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(以下略)

北支事件特別稅法は所得特別稅、臨時利得特別稅、利益配當特別稅、公債及び社債利子特別稅、物品特別稅の五種よりなり、次の條文よりなつてゐる。

北支事件特別稅法 (昭和十二年八月十二日法律第六十六號)

第一條 北支事件特別稅ハ之ヲ左ノ五種トス

一 所得特別稅

二 臨時利得特別稅

三 利益配當特別稅

四 公債及社債利子特別稅

五 物品特別稅

第二條 所得特別稅ハ所得稅ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第三條 第一種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ法人ノ本法施行後一年內ニ終了スル各事業年度ノ所得(清算所得ヲ除ク)

ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第一種所得稅額（臨時租稅增徴法ニ依ル増徴稅額ヲ含ム）ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第四條 第二種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ本法施行後一年內ニ支拂ヲ受クル第二種所得（國債ノ利子ヲ除ク）ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第二種所得稅額ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第五條 第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ昭和十二年分第三種所得ニ付之ヲ賦課シ其ノ所得ニ對スル第三種所得稅額（臨時租稅增徴法ニ依ル増徴稅額ヲ含ム）ノ百分ノ七・五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第六條 第一種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

第二種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ第二種所得金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅ハ其ノ稅額ヲ三分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三十一日限

第七條 臨時利得特別稅ハ臨時利得稅ヲ納ムル者ニ之ヲ課ス

第八條 法人ノ臨時利得特別稅ハ本法施行後一年內ニ終了スル各事業年度ノ利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ對スル臨時利得稅額（臨時租稅增徴法ニ依ル増徴稅額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第九條 個人ノ臨時利得特別稅ハ昭和十二年分利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ對スル臨時利得稅額（臨時租稅增徴法ニ依ル増徴稅額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十條 法人ノ臨時利得特別稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

個人ノ臨時利得特別稅ハ其ノ稅額ヲ三分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三十一日限

第十一條 利益配當特別稅ハ本法施行地ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配當ヲ受クル者ニ之ヲ課ス
所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得稅ヲ課セラレザル者ニハ利益配當特別稅ヲ課セズ

第十二條 利益配當特別稅ハ本法施行後一年內ニ前條ノ法人ヨリ支拂ヲ受クル利益ノ配當ニ付之ヲ賦課シ配當金中配當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十三條 利益配當特別稅ハ配當金支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十四條 公債及社債利子特別稅ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ受クル者ニ之ヲ課ス
所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得稅ヲ課セラレザル者ニハ公債及社債利子特別稅ヲ課セズ

第十五條 公債及社債利子特別稅ハ本法施行後一年內ニ支拂ヲ受クル公債又ハ社債（外貨債特別稅法第一條第二項ニ規定スル外貨債ヲ除ク）ノ利子ニ付之ヲ賦課シ利子金額中國債ニ在リテハ利率年四分、國債以外ノ公債及社債ニ在リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十六條 公債及社債利子特別稅ハ利子金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十七條 第六條第二項、第十三條又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收スベキ稅金ヲ徵收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金ヲ納付

セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第十八條 所得稅法第十二條及大正九年法律第十二號第三條ノ規定ハ第一種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅及法人ノ臨時利得特別稅ニ付之ヲ準用ス

所得稅法第七十二條及第七十三條ノ規定ハ第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅及個人ノ臨時利得特別稅ニ付之ヲ準用ス

第十九條 利益配當特別稅ヲ課セラルル利益ノ配當又ハ公債及社債利子特別稅ヲ課セラルル公債又ハ社債ノ利子ニ付所得稅(第一種所得稅ヲ除ク)又ハ資本利子稅ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利益配當金額又ハ利子金額ヨリ利益配當特別稅又ハ公債及社債利子特別稅相當額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ配當金額又ハ利子金額ト看做ス

第二十條 物品特別稅ハ左ニ掲グル物品ニシテ命令ノ定ムルモノニ之ヲ課ス

第一種

一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品

二 眞珠又ハ眞珠ヲ用ヒタル製品

三 貴金屬製品又ハ貴金屬ヲ用ヒタル製品

四 藍甲製品

五 珊瑚製品

第二種

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

二 寫眞用乾板、フィルム及感光紙

三 蓄音器及同部分品

四 蓄音器用レコード

五 樂器及同部分品

第二十一條 物品特別稅ノ稅率ハ價格百分ノ二十トス

前項ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ稅金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス

第二十二條 物品特別稅ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ヨリ、第二種ノ物品ニ付テハ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第二十三條 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ

第一種又ハ第二種ノ物品ヲ保稅地域ヨリ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課稅標準額ヲ決定ス

第二十四條 物品特別稅ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ但シ第二十二條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

第二十五條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品特別稅ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スルモノ

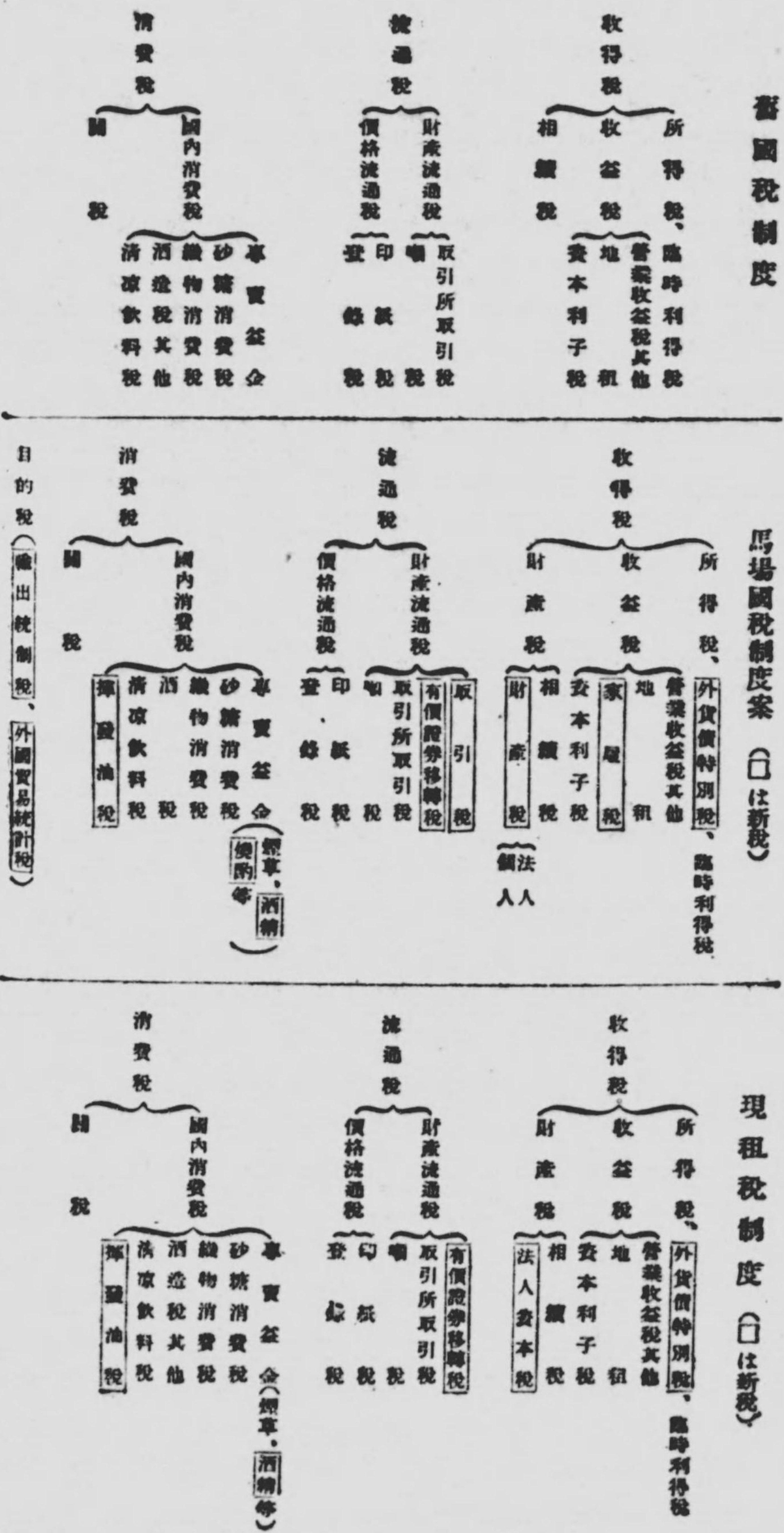
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ
- 第二十六條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ
- 第二十七條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ
- 第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ
- 第二十八條 收稅官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲グル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得
 - 一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ
 - 二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣ニ關スル一切ノ帳簿書類
 - 三 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造、貯藏又ハ販賣上必要ナル建築物、機械、器具、材料其ノ他ノ物件
- 第二十九條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ所得特別稅、臨時利得特別稅、利益配當特別稅又ハ公債及社債利子特別稅ヲ逃脫シタル者ハ其ノ逃脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ
- 第三十條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ物品特別稅ヲ逃脫シ又ハ逃脫セントシタル者ハ其ノ逃脫シ又ハ逃脫セントシタル稅金ノ五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ罰金額ガ二十圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二十四トス

- 第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 第二十三條ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
 - 二 政府ニ申告セズシテ第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營ミ又ハ第二種ノ物品ヲ製造シタル者
- 第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス
 - 一 第二十七條第一項ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隱匿シタル者
 - 二 第二十七條第二項ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
 - 三 第二十八條ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者
- 第三十三條 第二十九條又ハ第三十條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ
- 第三十四條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法中物品特別稅ニ關スル規定ニ違反シタルトキハ其ノ製造者又ハ販賣者ヲ處罰ス
- 第三十五條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ北支事件特別稅ニ付附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ
- 第三十六條 本法ニ於テ保稅地域ト稱スルハ關稅法ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三 以上の説明により馬場稅制と結城稅制と賀屋稅制との増稅關係を國稅方面に於て明かにしたのであるが、更に制度の上より見て改正前の國稅制度と馬場國稅制度案と現租稅制度とが如何なる關係に立つかを調べ次の表を得る事が出來た。

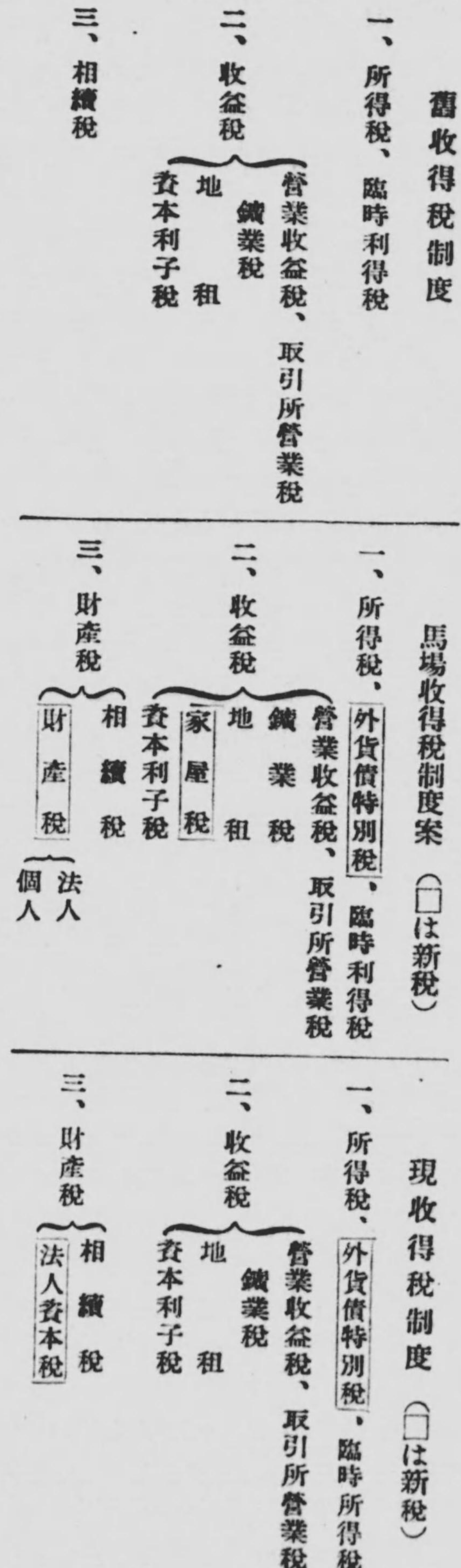


以下、收得稅と流通稅と消費稅との三系統に分ち、國稅の改革問題に觸れる事としたい。

第二節 收得稅の改革

第一概 說

一 前節に述べたるが如く收得稅體系につき舊國稅制度と馬場國稅制度案と現國稅制度とを比較すると、次の結果を得る事が出来る。



二 收得税系統は所得税と収益税と相続税との三つに分つ事が出来る。

收得税系統の中で最も重要なものは所得税であるが、藤井財政の産物たる臨時利得税との関係もあり思ひ切つた大修正を加へる必要がある。結城大藏大臣は臨時利得税を伸ばしたのであるが、基準年度が昭和六年前三年であつて其儘では現代には適應しないのである。臨時利得税に思ひ切つた修正を加へるか又は超過所得税の方面に新面を開拓するか何れかの方法を探らねばならぬ。動産と不動産との課税の均衡をはかり法人と個人との租税負擔を調和せしめるが如き、所得税に於て最もよく其の目的を達するのである。原則として法人は、簿記會計の技術が非常に進み税務當局の追蹤し得る所にあらず、個人に比し遙かに軽い負擔で済ましてゐる有様であるから、第一種所得税を修正して相當の増収を期待すべきである。法人の所得の計算方法は個人の其れと異り「財産の評價増評價減」を考慮する事となつてゐる。法人の計算方法を個人に及ぼすか、逆に「總収入より必要經費を控除して所得を計算する」個人の方法を法人に及ぼすか、或は個人と法人との折衷方法を同族會社に適用すべきか等の問題が残されてゐる。動産と不動産との租税負擔の均衡をはかる爲めには第二種所得税を第三種所得税に合流せしめる事が最大問題である。我國に於ては預金者又は委託者が銀行又は信託會社に要求するサービスとして、税務官廳に對し業務上の秘密を保つて貰ふ事を望んでゐる事があるが、此點は改めらるべきでなからうか。第二種所得の所得者の氏名が税務當局に閉鎖せられてゐる現状に於ては、相続税の税率引上を斷念すべく、財産税や

有價證券移轉税や賣上税の如き新税を作つても負擔の不均衡を増すばかりである。第三種所得税については、株式配當の全額より利子を控除したる殘額に課税し、「營利の事業に屬せざる一時の所得」を課税し、免稅點を八百圓見當に引下げる事が考へられる。現行の配當金、八割課税主義は極めて根據の薄弱なるものであるが、六割課税より一步を進めたる點は確かに進歩であつた。又「營利の事業に屬せざる一時の所得」が有名無實とならんとする際であり此の問題も明瞭に解決し以て財産差増税の思想を多少なりとも成文化する必要がある。免稅點千二百圓は高きに過ぎ第三種所得税の納稅戸數が全國の五パーセント（昭和十年に於て全國戸數が一三、四九九、四八三の中で第三種所得税を納める者は六七九、三四三戸）と云ふ有様になつてゐるから、引下げる必要がある。一見、反社會政策的とも考へられるが、低率の事でもあり、地方によつては免稅點以下の小所得に對し不公平なる特別所得税を課する事となつてゐるから、免稅點引下は負擔關係の大した攪亂とはならない。尙、國債利子の課税が實施せられたのは一つの進歩であるが、公益法人産業組合等の中間法人の課税も考へねばならぬ。

収益税の中で最も問題となるのは營業収益税である。現行の収益税の中で營業収益税が特に特別所得税的性質を有してゐるから、多少之を除き物税色彩を加味すべきである。其他各種の方法により中商工業者を保護する事も考へられる。法人と個人との關係については、所得税と同様の問題があるが、臨時租税増徴法が相當緩和した。資本利子税は第二種所得税の源泉課税か綜合課税かの問題と關連してゐる。外貨債特別税法の制定は税法の缺陷

を補ふものである。家屋稅の中央移管問題は第二節に之を譲る。

相続稅では不動産重課と動産輕課との弊が極端に現はれてゐるから、稅率増加の直接方法よりも寧ろ第二種所得稅の改正と云ふ間接方法を採用する方が增收の目的を達し易い。即ち無記名證券、銀行預金、信託財產にして相続稅を負擔してゐない現狀をどうか改める必要がある。往々、不動産重課の弊を避ける爲めに現物收納の方法を説く人があるが實行不可能である。寧ろ財産評價の際に處分價格の思想を盛る事によつて此點を救ふべきである。臨時租稅増徴法で不動産中心の相続財產の年賦延納期間を延長したのも此の方向に進むものである。

最後に非常時財源を涵養すると共に所得稅の第二次補充稅たらしめる爲めに財産稅を考へる事が出来る。馬場財政は財産稅の制定に努力したが成らず、結城財政は其の一部をなす法人資本稅を確立したのである。以下、所得稅と相続稅と財産稅と其他の租稅との四つに分ち、改正の點を一瞥する。

第二 所得稅

一 馬場大藏大臣は國稅改革の重心を所得稅に置き劃期的の改正を左の如く斷行せんとしたのである。

所得稅法中改正法律案

所得稅法中左ノ通改正ス

第二條第二號ヲ左ノ如ク改ム

二 本法施行地ニ於テ公債、社債若ハ銀行預金（銀行貯蓄預金並命令ヲ以テ定ムル預金及貯金ヲ含ム以下同シ）ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ノ支拂ヲ受クルトキ

第三條第二種ヲ左ノ如ク改ム

第二種

第一條ノ規定ニ該當セザル者ノ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル公債、社債又ハ銀行預金ノ利子及合同運用信託ノ利益並
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ受クル利益又ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配及利益又ハ剩餘金ノ處
分タル賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與

第三條ノ二中「貸付信託」ヲ「合同運用信託」ニ改メ第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相續人ヲ以テ受益者ト看做ス
公益信託ノ信託財產ニ付生スル所得ニハ所得稅ヲ課セズ

第三條ノ三 本法ニ於テ合同運用信託ト稱スルハ信託會社ノ引受ケタル金錢信託ニシテ共同セザル多數ノ委託者ノ信託財產
ヲ命令ノ定ムル方法ニ依リ合同運用スルモノヲ謂フ

第四條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

法人ノ普通所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ相互保險會社及會員組織ノ取引所ニ在リテ
ハ各事業年度ノ剩餘金ニ依ル

法人ガ國債ヲ所有スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ國債ノ利子金額百分ノ二十五ニ相當スル金額ヲ普通所得ヨリ控

除ス但シ國債ノ利子ガ外貨債特別稅ヲ課セラルルモノナルトキハ其ノ控除額ハ利子金額ヨリ外貨債特別稅相當額ヲ控除シタル殘額ノ百分ノ二十五ニ相當スル金額トス

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人ノ普通所得ハ本法施行地ニ於ケル資産又ハ營業ニ付前二項ノ規定ニ準ジ之ヲ計算ス

第五條中「年百分ノ十」ヲ「年百分ノ七」ニ改ム

第六條中「又ハ基金」ヲ「基金又ハ贈金」ニ改ム

第七條中「其ノ他ノ所得」ノ下ニ「(第四條第二項ノ控除額ヲ含ム)」ヲ加フ

第十一條中「拂込株式金額又ハ出資金額」ヲ「拂込株式金額又ハ出資金額及積立金ノ合計金額」ニ改メ同條ニ左ノ二項ヲ加フ

前二項ノ場合ニ於テ超過金額中ニ清算期間中ニ於テ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジタル本法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレザル所得ヨリ成ル金額アルトキハ該金額ハ之ヲ清算所得ヨリ控除ス

第四條第二項ノ規定ハ清算所得ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ算出シタル金額ノ合計額ニ依ル但シ第五號ノ所得ハ之ヲ他ノ所得ト合算セズ

- 一 國債ノ利子並本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル國債以外ノ公債、社債、銀行預金、產業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金若ハ商業組合貯金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益ハ前年中ノ收入金額(無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル金額

國債ノ利子

利子金額十分ノ五

銀行貯蓄預金、產業組合貯金、輸出組合貯金、

工業組合貯金及商業組合貯金ノ利子

利子金額十分ノ四

其ノ他

利子又ハ利益金額十分ノ三

二 營業ニ非ザル貸金ノ利子並前號以外ノ公債、社債、預金及貯金ノ利子ハ前年中ノ收入金額(無記名ノ公債及社債ノ利子ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額

三 山林ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額

五 一時恩給其ノ他退職ニ因ル給與ハ前年中ノ收入金額

六 法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年三月一日ヨリ其ノ年二月末日迄ノ收入金額(無記名株式ノ配當ニ付テハ支拂ヲ受ケタル金額)ヨリ其ノ元本ヲ得ルニ要シタル負債ノ利子ヲ控除シタル金額

七 俸給、給料、歳費、費用辨償(月額又ハ年額ヲ以テ支給スルモノ)、年金(郵便年金ヲ除ク)、恩給(一時恩給ヲ除ク)及此等ノ性質ヲ有スル給與ハ前年中ノ收入金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ支給ヲ受ケタルニ非ザルモノニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

八 前各號以外ノ所得ハ前年中ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額但シ前年一月一日ヨリ引續キ同様ノ方法ニ依リ運用シタルニ非ザル資産又ハ引續キ從事シタルニ非ザル營業若ハ職業ノ所得ニ付テハ其ノ年ノ豫算年額

前項第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ガ外貨債特別稅ヲ課セラルルモノナルトキハ外貨債特別稅相當額

ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ利子ト看做ス

第一項第一號乃至第三號及第六號ノ所得ニ付テハ被相續人ノ所得ハ之ヲ相續人ノ所得ト看做シ第八號ノ所得ニ付テハ相續シタル資産又ハ營業ハ相續人ガ引續キ之ヲ有シタルモノト看做シテ其ノ所得ヲ計算ス

第十四條ノ二 公債又ハ社債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支拂ヲ受クルトキハ元本ノ所有者ガ支拂ヲ受クルモノト看做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支拂ヲ受クル者ト看做ス第十四條ノ三 左ノ金額ハ之ヲ法人ノ利益ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ト看做ス

一、株式ノ消却又ハ社員ノ退社若ハ出資ノ減少ニ因リ法人ヨリ株主又ハ社員ニ交付スル金額ガ其ノ株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額

二 法人解散ノ場合ニ於テ殘餘財産ノ分配トシテ株主又ハ社員ニ交付スル金額ガ其ノ株主又ハ社員ノ有シタル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額

三 法人ノ合併ニ因リ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ニ交付スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額ガ其ノ株主又ハ社員ノ有シタル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額ヲ超過スル場合ニ於ケル其ノ超過金額

四 營利法人以外ノ法人ニ付前各號ニ準ズル超過金額アリタル場合ニ於ケル其ノ超過金額
第十五條第一項中「前條ノ規定」ヲ「第十四條ノ規定」ニ、「所得總額」ヲ「所得合計額」ニ、「(前條第一項第三號及第五號ノ所得)」ヲ「(第十四條第一項第四號及第七號ノ所得)」ニ改ム

第十六條第一項中「前二條ノ規定ニ依リ算出シタル所得總額」ヲ「第十四條及前條ノ規定ニ依リ算出シタル所得合計額」ニ

改ム

第十六條ノ二 第十四條第一項第五號ノ所得ハ他ノ所得ト區分シテ所得金額ヲ定ム所得金額五千圓以下ナルトキハ所得稅ヲ課セズ

第十五條、第十六條ノ三及第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ所得ニ付之ヲ適用セズ

第十八條 第二種又ハ第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ所得稅ヲ課セズ

一 軍人從軍中ノ俸給、手當及賞與

二 遺族又ハ傷痍疾病者ノ恩給

三 旅費、學資金、法定扶養料及月額又ハ年額ヲ以テ支給スルニ非ザル費用辨償

四 郵便貯金ノ利子及元本二千圓ヲ超エザル銀行貯蓄預金、産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金又ハ商業組合貯金ノ利子

五 第十四條第一項第八號ノ所得中營利ヲ目的トスル繼續的行爲ヨリ生ジタルニ非ザル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セザル者ノ本法施行地外ニ於ケル資産、營業又ハ職業ヨリ生ズル所得

前項第四號ノ元本ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第二十條第一項中「千二百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第二十一條第一項ヲ左ノ如ク改ム

第一種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲 普通所得

第三編 日本租稅政策

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人

百分ノ十

本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人

百分ノ二十

乙 超過所得

超過所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用ス

普通所得金額中資本金額ニ對シ年百分ノ七ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ八

同百分ノ十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ十六

同百分ノ二十五ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユル金額

百分ノ二十八

丙 清算所得

百分ノ十

同條第二項中「法人」ヲ「本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セザル法人」ニ改メ同條第四項ヲ削ル

第二十一條ノ第二項中「百分ノ十」ヲ「百分ノ十五」ニ、「百分ノ十五」ヲ「百分ノ二十五」ニ、「百分ノ二十」ヲ「百分ノ三十五」ニ、「百分ノ二十五」ヲ「百分ノ四十五」ニ、「百分ノ三十」ヲ「百分ノ五十五」ニ改メ「加算スルコトヲ得」ノ下ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ加算スベキ稅額ハ普通所得ノ百分ノ四十五ニ相當スル金額ヨリ前條第一項ノ規定ニ依リ賦課セラルベキ普通所得及超過所得ニ對スル稅額相當額ヲ控除シタル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ普通所得又ハ留保シタル金額ハ本法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレザル所得(第四條第二項ノ控除額ヲ含ム)

同條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

又ハ繰越缺損金ノ補填ニ充當セラレタル金額ヲ控除セズシテ之ヲ計算ス

第二十二條 第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

國債ノ利子

百分ノ四

銀行貯蓄預金ノ利子

百分ノ六

國債以外ノ公債、社債及銀行貯蓄預金以外ノ銀行預金ノ利子

百分ノ七

及合同運用信託ノ利益

百分ノ七

其ノ他

百分ノ十

第二十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム

第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ハ山林以外ノ所得ト之ヲ區分シ其ノ所得ヲ五分シタル金額ニ對シ此ノ稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ五倍シタルモノヲ以テ其ノ稅額トシ第十四條第一項第五號ノ所得ハ所得金額五千圓ヲ超ユル部分ノミニ付五千圓ヲ超ユル金額ニ對スル各稅率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

千圓以下ノ金額

百分ノ〇・八

千圓ヲ超ユル金額

百分ノ二

千二百圓ヲ超ユル金額

百分ノ三

千五百圓ヲ超ユル金額

百分ノ四

二千圓ヲ超ユル金額

百分ノ五・五

第三章 國稅の改革

第三編 日本租稅政策

三千圓ヲ超ユル金額
 五千圓ヲ超ユル金額
 七千圓ヲ超ユル金額
 一萬圓ヲ超ユル金額
 一萬五千圓ヲ超ユル金額
 二萬圓ヲ超ユル金額
 三萬圓ヲ超ユル金額
 五萬圓ヲ超ユル金額
 七萬圓ヲ超ユル金額
 十萬圓ヲ超ユル金額
 十五萬圓ヲ超ユル金額
 二十萬圓ヲ超ユル金額
 三十萬圓ヲ超ユル金額
 五十萬圓ヲ超ユル金額
 七十萬圓ヲ超ユル金額
 百萬圓ヲ超ユル金額
 二百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ七
 百分ノ九
 百分ノ十一・五
 百分ノ十四
 百分ノ十六・五
 百分ノ十九
 百分ノ二十二
 百分ノ二十五
 百分ノ二十八
 百分ノ三十一
 百分ノ三十四
 百分ノ三十七
 百分ノ四十
 百分ノ四十三
 百分ノ四十六
 百分ノ四十九
 百分ノ五十二

三百萬圓ヲ超ユル金額
 四百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ五十五
 百分ノ五十八

第二十三條ノ二 第一種又ハ第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ニハ本稅額百分ノ二十ノ附加所得稅ヲ賦課ス

第二十六條 第二項中「翌年」ヲ「翌年以後」ニ改ム

第二十八條 各稅務署所轄内ニ所得調查委員會ヲ置ク
 所得調查委員會ハ稅務監督局長ノ命ズル調查委員及選舉ニ依ル調查委員ヲ以テ之ヲ組織ス

稅務監督局長ノ命ズル調查委員及選舉ニ依ル調查委員ノ各定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ稅務監督局長ノ命ズル調查委員ノ定數ハ選舉ニ依ル調查委員ノ定數ヲ超ユルコトヲ得ズ

調查委員ノ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十九條 稅務監督局長ノ命ズル調查委員ハ所得調查委員會ヲ置クベキ區域内ニ住居シ引續キ三年以上第三種ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ之ヲ命ズ

第三十條 選舉ニ依ル調查委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉區ハ所得調查委員會ヲ置クベキ區域ニ依リ、投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ市制第六條又ハ第八十條第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノハ之ヲ一町村ト見做シ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノヲ町村ト見做ス

第三十一條 第一項ヲ左ノ如ク改ム

第三章 國稅の改革

選舉區域内ニ住居シ第三種ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ヲ爲シ且其ノ決定ヲ受ケタル者ニシテ選舉人名簿ニ登錄セラレタルモノハ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セララルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者

二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ

三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ

六 第七十四條乃至第七十六條ノ三又ハ營業收益稅法第二十八條乃至第三十條ノ規定ニ依リ罰金ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ經ザル者

七 第七十六條ノ二又ハ第七十六條ノ三ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑

ノ時効ニ因ル場合ヲ除クノ外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間内ノ者並其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受

クルコトナキニ至ル迄ノ者

第三十二條中「又ハ戸長」ヲ削リ「第三十條第二項」ヲ「第三十條第三項」ニ改メ「組合管理者」ノ下ニ「町村制ヲ施

行セザル地ニ付テハ町村長ニ準ズベキモノ」ヲ加フ

第三十三條中「及補闕員」及「又ハ戸長」ヲ削ル

第三十四條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ至リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

第三十五條中「又ハ戸長」ヲ削ル

第三十八條第二項ヲ削ル

第三十九條中「及補闕員」及「又ハ戸長」ヲ削ル

第四十條中「又ハ補闕員」ヲ削ル

第四十條ノ二 稅務監督局長ノ命ズル調査委員ノ任期ハ任命ノ日ノ屬スル月ヨリ四年トス

第四十一條中「調査委員及補闕員」ヲ「選舉ニ依ル調査委員」ニ改ム

第四十二條中「調査委員及補闕員ノ改選」ヲ「調査委員ノ任命又ハ改選」ニ改ム

第四十三條 調査委員ニ缺員ヲ生ズルモ其ノ缺員ノ數全調査委員定數ノ三分ノ一ニ達スル迄ハ之ガ補充ヲ行ハズ

調査委員ノ缺員ノ數全部ノ調査委員定數ノ三分ノ一ニ達シタル場合ニ於テ缺員ト爲リタル調査委員ガ稅務監督局長ノ命ジ

タルモノナルトキハ稅務監督局長之ガ補充員ヲ命ジ缺員ト爲リタル調査委員ガ選舉ニ依ルモノナルトキハ補缺選舉ヲ行フ

第四十四條中「又ハ補闕員」及「及補闕員」ヲ削ル

第四十五條 稅務監督局長ノ命ズル調査委員其ノ所得調査委員會ヲ置クベキ區域内ニ住居セザルニ至リタルトキ又ハ第三種

ノ所得ニ對スル所得稅ノ納稅義務ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

選舉ニ依ル調査委員第三十一條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ對スル所得稅若ハ營業收益稅

ノ何レニ付テモ納稅義務ヲ有セザルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉區域内ニ住居セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第五十五條中「利子支拂ヲ爲スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者」ヲ「利子ノ支拂ヲ爲スベキ公債又ハ社債ヲ募集シタル者
(委託募集ノ場合ハ委託ヲ受ケ募集シタル者)」ニ改メ左ノ一號ヲ加フ

五 各引受人ノ氏名又ハ名稱及住所並其ノ引受額面金額

第五十五條ノ二 本法施行地ニ於テ無記名ノ公債、社債又ハ株式ニ付利子又ハ配當ノ支拂ヲ受クル者ハ氏名又ハ名稱、住所
其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ヲ利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱所ニ告知スベシ

利子又ハ配當ノ支拂ノ取扱所ハ前項ノ告知ヲ爲サシメタル後其ノ支拂ヲ爲スベシ

第五十六條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ掲クル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スベシ

一 俸給、給料、歳費、費用辨償、年金、恩給、賞與、退職給與及此等ノ性質ヲ有スル給與ノ支拂ヲ爲ス者

二 公債、社債、銀行預金、産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金、商業組合貯金其ノ他預金及貯金ノ利子ノ支拂
ヲ爲ス者

三 利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ヲ爲ス法人

第五十七條中「質問スルコトヲ得」ヲ「質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得」ニ改ム

第五十八條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支
拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ又ハ納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支拂ヲ受クルノ權利
ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價格、支拂期日等ヲ質問シ又ハ之ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第六十二條第三項中「其ノ補闕員」ヲ「其ノ缺員ノ補充」ニ改ム

第六十四條第一項中「第五號及第六號」ヲ「第七號及第八號」ニ改ム

第六十六條ノ二 第六十五條ノ規定ニ依リ所得金額ノ更訂處分ヲ受ケタル者ノ翌年分當該所得ハ第十四條第一項第七號及第

八號ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ豫算ニ依リ之ヲ算定スルコトヲ得

第六十七條ニ左ノ一項ヲ加フ

第一項及前項ノ規定ハ第二十三條ノ二ノ規定ニ依ル附加所得稅ノ徵收ニ付之ヲ準用ス

第六十九條中「清算人」ノ下ニ「及清算人タリシ者」ヲ加フ

第七十五條ノ二 無記名ノ公債、社債又ハ株式ニ付利子又ハ配當ノ支拂ヲ受クルニ際シ虛偽ノ告知ヲ爲シタル者又ハ第五十

七條及第五十八條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ呈示シタル者ハ
千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十六條ノ二 調査委員又ハ審査委員ノ選舉ニ關シ當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者
ニ對シ金錢、物品其ノ他ノ財産上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與、其ノ供與ノ申込若ハ約束ヲ爲シ又ハ饗應接待、其ノ申込
若ハ約束ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ供與、饗應接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同ジ

前二項ノ行爲ニ關スル周旋又ハ勸誘ヲ爲シタル者亦第一項ニ同ジ

第七十六條ノ三 調査委員又ハ審査委員ノ選舉ニ關シ投票ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメザル目的ヲ以テ戶別訪問ヲ爲シ又ハ連
續シテ個個ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十七條 第七十四條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一

條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ
第八十四條ヲ削ル

附 則

第一條 本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 左ノ法律ハ之ヲ廢止ス

一 明治三十八年法律第十九號

一 明治四十二年法律第七號

第三條 第三種ノ所得ニ付テハ昭和十二年分ヨリ、第一種ノ所得ニ付テハ普通所得及超過所得ハ本法施行後ニ終了スル事業年度分、清算所得ハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第四條 本法施行後ニ終了スル法人ノ各事業年度分ノ所得中ニ從前ノ規定ニ依リ第二種ノ所得トシテ所得稅ヲ課セラレタルモノアルトキハ其ノ稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一種ノ所得ニ對スル所得稅額ヨリ之ヲ控除ス此ノ場合ニ於テ控除スベキ第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ第一種ノ所得計算上之ヲ損金ニ算入セズ

前項ノ規定ハ本法施行後ニ於ケル法人ノ解散ニ因ル清算所得ニ對スル所得稅ニ付之ヲ準用ス

第五條 第十四條第一項第一號ノ規定ニ依リ新ニ第三種ノ所得トシテ計算セラルベキ所得ニシテ其ノ支拂期ノ本法施行前ニアルモノ、同條第一項第五號ノ所得ニシテ本法施行前ノ收入ニ屬スルモノ又ハ第十四條ノ三第二號乃至第四號ノ規定ニ依リ利益ノ配當若ハ剩餘金ノ分配ト看做サルル金額ニシテ本法施行前ニ於ケル法人ノ解散若ハ合併ニ因ルモノハ之ヲ第三種ノ所得トシテ計算セズ

第六條 第三種ノ所得中本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル國債(外貨國債ヲ除ク)、銀行預金、産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金若ハ商業組合貯金ノ利息又ハ合同運用信託ノ利益ニ付テハ當分ノ内命令ノ定ムル所ニ依リ他ノ所得ト之ヲ區分シ利息又ハ利益ノ支拂ノ際其ノ利息金額又ハ利益金額ヲ課稅標準トシ左ノ稅率ニ依リ其ノ所得稅ヲ賦課スルコトヲ得

國債ノ利息

百分ノ四

銀行貯蓄預金、産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金及商業組合貯金ノ利息

百分ノ六

其ノ他

百分ノ七

前項ノ場合ニ於テハ第二十三條ノ二ノ規定ニ依ル附加所得稅ヲ課セズ

第一項ノ規定ニ依ル所得稅ハ其ノ利息又ハ利益ノ支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納付スベシ

第六十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 信託會社ガ其ノ引受ケタル貸付信託ノ信託財產ニ付從前ノ規定ニ依リ納付シタル第二種ノ所得ニ對スル所得稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該信託ノ利益ニ對スル第一種、第二種又ハ第三種ノ所得稅額ヨリ之ヲ控除ス

前項ノ場合ニ於テ控除スベキ第二種ノ所得ニ對スル所得稅ハ第一種、第二種又ハ第三種ノ所得計算上當該信託ノ利益ニ之ヲ加算ス

第八條 所得調査委員會、所得調査委員、其ノ補關員、所得審査委員及其ノ補關員ニ關シテハ昭和十二年九月三十日迄ハ仍從前ノ例ニ依ル

從前ノ規定ニ依ル所得調査委員及補關員ノ任期ハ昭和十二年九月三十日ヲ以テ終了ス

第九條 第三種ノ所得ニ付テハ昭和十二年分所得稅ニ限り第二十五條第一項ノ規定中三月十五日トアルハ四月三十日、第五十一條ノ規定中五月三十一日トアルハ六月三十日、第六十七條第三項ノ規定中其ノ年七月一日ヨリ三十一日限トアルハ其ノ年八月一日ヨリ三十一日限トス

所得稅法中改正法律案理由書

稅制ヲ改革シテ法人個人間ニ於ケル所得稅負擔ノ不均衡ヲ是正スルト共ニ個人所得ノ綜合課稅制度ヲ整備シ併セテ國庫ノ増收ヲ圖ルガ爲所得稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

二 所得稅についての最も重要な問題は、現行法の如く第一種と第二種と第三種との三本立てとするか又は第二種所得を綜合課稅し二本立てとするかの點である。馬場稅制は第二種所得の綜合課稅を行ひ二本立てとしたが、結城稅制は従來通りの三本立てを維持した。茲には所得稅を第一種と第二種と第三種とに分つて研究する。

第一種所得に於ては馬場稅制案は稅率を全般的に引上げた、又第二種所得廢止の爲めに稅額の控除が消滅すると共に國債利子には二割五分を控除して殘額に課稅する事となつたのである。結城稅制では第二種所得を維持してゐるから稅額の控除は従來通り之を行ひ、國債利子は七割を控除して殘額に課稅する事となつた。稅率の引上は馬場稅制案と大體に於て同様であるが、超過所得稅率の引上を行はなかつた點が異つてゐる。馬場稅制案は異常利得に課稅するのに臨時利得稅を用ひず専ら超過所得稅を尊重した。即ち従來は一割を超える利廻を第一次超過所得とし二割を超える利廻を第二次超過所得とし三割を超える利廻を第三次超過所得としてゐたのを低金利の

現狀に鑑みそれ〴〵七分、一割五分、二割五分と低くし而も稅率を高めんとしたのである。臨時利得稅は棄て難い稅法ではあるが、何分にも昭和六年以前三箇年の平均利益を標準として臨時利得を計算してゐる事でもあり、其他に時代に適應せない所を多分に含んでゐる。支那事變に關聯して生じたる異常利得を課稅の方法にて吸收し一方には財政の健全をはかると共に他方には悪性インフレーションを避け更に負擔の公平をはからんとするのが輿論となつてゐる今日の事でもあり、臨時利得稅と超過所得稅とを如何に調和するかは重大なる問題である。

第二種所得については、馬場稅制案は綜合課稅を考へてゐたのである。結城稅制は現行通り源泉課稅とし五割増徴に止め國債利子に對しては二分の稅率を以て課稅する事とした。相續稅を完備するとか、個人財產稅を創設するとかの必要があれば勿論の事であるが、所得稅の整備の上から見ても綜合課稅の方が優つてゐるのは云ふ迄もない。但し金融情勢の見極めのつかない時に第二種所得の源泉課稅を綜合課稅に急激に改める事は考慮すべきである。

第三種所得については、馬場稅制案は稅率を引上ぐると共に配當所得四割控除を廢止し(但し負債利子控除を條件として)、第二種所得と共に國債利子を綜合課稅し、免稅點を千圓に引下げ、産業組合貯金、銀行貯蓄預金利子に課稅し退職に因る一時給與を課稅する事等の劃期的の大改正を試みる筈であつた。結城稅制は此等の改正を殆んど取り止め輕度の稅率引上を行ふと共に配當所得を二割控除に止めたのである。

要するに馬場稅制案に比し結城稅制は非常に緩和せられたものであるが、前者が所得稅の地方附加稅を二割に止めたに對し後者が現狀の不統一に任せてゐる事を考慮すれば、地方的に何れが負擔を大にするものか容易に判斷を下し難いのである。

三 最後に所得稅の一種として外貨債特別稅をあげる事が出来る。外貨債とは外國通貨を以て表示する我國の國債及び地方債並に日本法人の發行したる社債であつて、内地に住所を有し又は一年以上居所を有するものが此の外貨債を有してゐると法人たると個人たると日本人たると外國人たるとを問はず原則として外貨債特別稅を納める事となつてゐる。低金利の今日に於て内國債は低利借換が出来てゐるのに外貨債は借換が困難であり、兩者の利廻に非常な開きが出来てゐる。馬場稅制案は此點に着目して外貨債特別稅を提案したが結城稅制も多少の修正を加へて之を採用した。現行法は次の内容を有してゐる。

外貨債特別稅法（昭和十二年三月三十日法律第五號）

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ニシテ外貨債ヲ所有スル者ニハ本法ニ依リ外貨債特別稅ヲ課ス

本法ニ於テ外貨債ト稱スルハ外國通貨ヲ以テ表示スル國債及地方債並ニ日本法人ノ發行シタル社債ヲ謂フ

第二條 外貨債特別稅ハ外貨債利子ニ付之ヲ賦課ス

所得稅法第三條ノ二第一項（但書ヲ除ク）及第二項ノ規定ハ信託財産タル外貨債ノ利子ニ付之ヲ準用ス

第三條 外貨債利子ハ一月一日ヨリ六月三十日迄七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ各期間中ニ於テ收入シタル外貨債ノ利子金額ニ依ル被相續人ノ收入シタル外貨債ノ利子金額ハ之ヲ相續人ノ收入シタル外貨債ノ利子金額ト看做ス

外貨債ニ付元本ノ所有者ニ非ザル者ガ利子ノ支拂ヲ受クルトキハ元本ノ所有者ガ支拂ヲ受クルモノト看做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支拂ヲ受クル者ト看做ス

第四條 左ニ掲グル利子ニハ外貨債特別稅ヲ課セズ

- 一 所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所得稅ヲ課セラレザル者ノ所有ニ屬スル外貨債ノ利子
- 二 證券ガ本邦（關東州及南洋群島ヲ含ム）内ニ在ラザル外貨債ノ利子
- 三 利率年五分以下ノ外貨國債ノ利子
- 四 利率年五分五厘以下ノ外貨國債以外ノ外貨債ノ利子
- 五 起債者ガ外貨債利子ニ對スル租稅ヲ負擔スベキ旨ノ約款アル外貨債ノ利子但シ其ノ約款ガ昭和十二年一月一日前定ラレタルモノニ限ル

第五條 外貨債特別稅ハ外貨債利子金額中外貨國債ニ在リテハ利率年五分、外貨國債以外ノ外貨債ニ在リテハ利率年五分五厘ニ相當スル金額ヲ超ユル金額ニ十分ノ七ヲ乘ジタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第六條 外貨債特別稅ニ付納稅義務アル者ハ外貨債利子金額ヲ政府ニ申告スベシ

第七條 外貨債利子金額ハ前條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ外貨債利子金額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ
第九條 外貨債特別稅ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徵收ス

一月一日ヨリ六月三十日迄ニ收入シタル利子ニ對スル分

其ノ年七月三十一日限

七月一日ヨリ十二月三十一日迄ニ收入シタル利子ニ對スル分

翌年一月三十一日限

納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サズシテ本法施行地外ニ住所ヲ移ストキ又ハ法人解散シ清算終了セントスルトキハ前項ノ納期ニ拘ラズ直ニ其ノ外貨債特別稅ヲ徵收スルコトヲ得

第十條 收稅官吏ハ調査上必要アルトキハ外貨債ノ利子ノ支拂ヲ受ケ若ハ支拂ヲ爲スト認ムル者又ハ外貨債ノ利札ノ賣却若ハ買入ヲ爲スト認ムル者ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ檢査スルコトヲ得

第十一條 前條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ外貨債特別稅ヲ逃脫シタル者ハ其ノ逃脫シタル稅金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ直ニ其ノ稅金ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第十三條 外貨債特別稅ノ調査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 第十二條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第十五條 所得稅法第十二條、第七十二條第一項及第七十三條ノ規定ハ外貨債特別稅ニ付之ヲ準用ス

第十六條 大正九年法律第十二號第三條ノ規定ハ外貨債特別稅ニ付之ヲ準用ス

朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ニハ命命ノ定ムル所ニ依リ外貨債特別稅ヲ課セズ
第十七條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ外貨債特別稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十八條 外貨債特別稅ヲ課セラルル外貨債ノ利子ニ付所得稅(第一種所得稅ヲ除ク)又ハ資本利子稅ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利子金額ヨリ外貨債特別稅相當額ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ利子金額ト看做ス

附 則

本法ハ支拂期ガ昭和十二年一月一日以後ニ在ル外貨債ノ利子ニ付之ヲ適用ス

第三 相續稅

一 我國の相續稅に課せられたる最も重要な問題は第二種所得を生み出す動産を如何にして捕捉するか這點に存してゐる。馬場稅制案は第二種所得の綜合課稅を行ふ事として以て相續稅に間接の效果を及ぼさんとしたものであつた。尙、各種の方面につき相續稅の根本的改正を企てたが將來の研究の便宜の爲めに相續稅法中改正法律案の全文を掲げる事とした。

相續稅法中改正法律案

相續稅法中左ノ通改正ス

第一條 相續開始シタル場合ニ於テ被相續人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキ又ハ本法施行地ニ相續財產アルトキハ本法ニ

依り相続稅ヲ課ス

第二條 被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ相続財產ノ全部ニ對シ相続稅ヲ課ス但シ被相続人ガ日本ノ國籍ヲ有セザルトキハ左ニ掲グル財產ニ付テハ相続稅ヲ課セズ

一 本法施行地外ニ在ル動產及不動產

二 本法施行地外ニ在ル不動產ノ上ニ存スル權利

被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ本法施行地ニ在ル相続財產ニ付テノミ相続稅ヲ課ス

相続開始前一年内ニ本法施行地ヨリ本法施行地外ニ轉シタル者ノ住所ハ本法施行地ニ在ルモノト看做ス

第二條ノ二 財產ノ所在ハ動產、不動產及不動產ノ上ニ存スル權利ニ付テハ當該動產又ハ不動產ノ所在ニ依ル但シ船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

前項ニ掲グルモノ以外ノ財產ノ所在ハ權利者ノ住所地ニ依ル

相続開始前一年内ニ本法施行地ヨリ本法施行地外ニ移シタル財產ハ本法施行地ニ在ルモノト看做ス

第三條 被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有スルトキハ相続稅ヲ課スベキ相続財產ノ價額ニ相続開始前一年内ニ被相続人ガ爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘ其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

一 公 課

二 被相続人ノ葬式費用

三 債 務

被相続人ガ日本ノ國籍ヲ有セザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被相続人ガ本法施行地外ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額

ハ之ヲ加ヘズ又左ノ金額ハ之ヲ控除セズ

一 本法施行地外ニ在ル財產ニ係ル公課

二 本法施行地外ニ在ル財產ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權、抵當權其ノ他之ニ準ズベキ擔保物權ヲ以テ擔保セラルル債務

三 本法施行地外ニ在ル財產ニ關スル贈與ノ義務

第三條ノ二 被相続人ガ本法施行地ニ住所ヲ有セザルトキハ相続稅ヲ課スベキ相続財產ノ價額ニ相続開始前一年内ニ被相続人ガ本法施行地ニ在ル財產ニ付爲シタル贈與ノ價額ヲ加ヘ其ノ中ヨリ左ノ金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課稅價格トス

一 其ノ財產ニ係ル公課

二 其ノ財產ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ擔保セラルル債務

三 其ノ財產ニ關スル贈與ノ義務

第三條ノ三 公共團體又ハ慈善其ノ他ノ公益事業ニ對シ爲シタル贈與及遺贈ハ相続稅ノ課稅價格ニ算入セズ永代借地權亦同

第四條 被相続人ノ死亡ニ因リ相続人ノ受取ル生命保險ノ保險金ニシテ被相続人ガ保險契約者タル保險契約ニ基クモノハ之ヲ相続財產ト看做ス但シ相続人ノ受取ル保險金ノ合計額ガ三千圓ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

保險契約者ガ被相続人以外ノ者ナル場合ト雖被相続人ガ現實ニ保險料ノ支拂ヲ爲スモノナルトキハ被相続人ヲ保險契約者ト看做シ前項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ簡易生命保險契約（朝鮮簡易生命保險契約ヲ含ム）ニ基ク保險金ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條ノ二 退職手當、功勞金及此等ノ性質ヲ有スル給與ニシテ被相續人ニ支給セラルベキモノガ被相續人死亡シタル爲其ノ相續人其ノ他ノ者ニ支給セララルトキハ之ヲ相續財產ト看做ス但シ給與ノ總額一萬圓ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ給與ガ相續人以外ノ者ニ支給セララルトキハ遺贈アリタルモノト看做ス

第四條ノ三 相續財產ノ價額、相續財產ノ價額ニ加算スベキ贈與ノ價額並ニ相續財產ノ價額中ヨリ控除スベキ公課及債務金額ハ相續開始當時ノ現況ニ依ル

本法施行地ニ在ル土地、建物、借地法ニ規定スル借地權、地上權（借地法ニ規定スル地上權ヲ除ク）及永小作權並ニ定期金、郵便年金又ハ此等ノ性質ヲ有スル給付ヲ受クル權利ニ付テハ政府ハ財産稅法第十三條、第十四條、第十六條乃至第十八條及第二十條ノ規定ニ依リ其ノ價額ヲ評定ス但シ地租ヲ課セザル土地及家屋稅ヲ課セザル建物ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五條第二項中「第三條」ヲ「第三條又ハ第三條ノ二ノ規定」ニ改ム

第五條ノ二 本法施行地ニ住所ヲ有スル者ノ死亡ニ因ル家督相續ニ於テ課稅價格三萬圓以下ナルトキハ相續人ノ申請ニ依リ課稅價格ヨリ相續開始當時ノ被相續人ノ同居家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具癡疾者一人ニ付千圓ヲ控除ス但シ課稅價格ヨリ贈與及遺贈ノ價格ヲ控除シタル殘額ニ相當スル金額ヲ超エテ控除スルコトナシ

前項ノ不具癡疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條ニ「家督相續ニ於テ前條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲五千圓ニ滿タザルニ至リタルトキ亦同ジ」ヲ加フ
第八條中稅率ヲ左ノ如ク改ム

家 督 相 續

課 稅 價 格	稅 率	
	相續人ガ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人ガ被相續人ノ指定シタル者、民法第九百八十二條ノ規定ニ依リ選定セラレタル者、被相續人ノ家族タル直系尊屬又ハ入夫ナルトキ
五千圓以下ノ金額	千分ノ六	千分ノ八
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ九	千分ノ十一
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十五	千分ノ二十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ三十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ四十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ五十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ六十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ六十	千分ノ八十
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八十	千分ノ百

課税價格	遺産相續		率
	相續人が直系卑屬ナルトキ	相續人が配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百	千分ノ百二十五	千分ノ百七十五
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百二十五	千分ノ百五十	千分ノ二百
四十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百七十五	千分ノ二百二十五
五十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十五	千分ノ二百	千分ノ二百五十
七十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百	千分ノ二百二十五	千分ノ三百
百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十五	千分ノ二百五十	千分ノ三百二十五
二百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百五十	千分ノ二百七十五	千分ノ三百五十
三百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百七十五	千分ノ三百	千分ノ三百八十
五百萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百	千分ノ三百三十	千分ノ四百
千萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百二十五	千分ノ三百六十	千分ノ四百五十
五千萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三百五十	千分ノ四百	千分ノ四百五十

課税價格	遺産相續		率
	相續人が直系卑屬ナルトキ	相續人が配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	
千圓以下ノ金額	千分ノ十一	千分ノ十五	千分ノ二十五
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十二	千分ノ三十五
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十四	千分ノ三十	千分ノ五十
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十二	千分ノ四十	千分ノ七十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ五十	千分ノ九十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ七十	千分ノ百十
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ七十	千分ノ九十	千分ノ百三十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ九十	千分ノ百十	千分ノ百五十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百十	千分ノ百十	千分ノ百七十五
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百三十	千分ノ百三十	千分ノ二百
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百五十	千分ノ百五十	千分ノ二百二十五
二十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ百七十五	千分ノ二百	千分ノ二百五十
三十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百	千分ノ二百二十五	千分ノ三百
四十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百二十五	千分ノ二百五十	千分ノ三百三十
五十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百五十	千分ノ二百八十	千分ノ三百六十
七十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二百八十	千分ノ三百十	千分ノ三百六十

百萬元ヲ超ユル金額	千分ノ三百十	千分ノ三百四十	千分ノ三百九十
二百萬元ヲ超ユル金額	千分ノ三百四十	千分ノ三百七十	千分ノ四百二十
三百萬元ヲ超ユル金額	千分ノ三百八十	千分ノ四百十	千分ノ四百六十
五百萬元ヲ超ユル金額	千分ノ四百二十	千分ノ四百五十	千分ノ五百
千萬元ヲ超ユル金額	千分ノ四百六十	千分ノ五百	千分ノ五百五十
五千萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五百	千分ノ五百五十	千分ノ六百

第十條中「相續稅ヲ課セラレタル後」ヲ「相續稅ヲ課セラルベキ相續開始シタル後」ニ、「五年以内」ヲ「七年以内」ニ、「七年以内」ヲ「十年以内」ニ改ム

第十條ノ二 相續人(相續人二人以上ナルトキハ各相續人)、受遺者及第三條又ハ第三條ノ二ノ規定ニ依リ相續財產ノ價額ニ加算シタル贈與ヲ受ケタル者ハ課稅價格中各自其ノ受ケタル利益ノ價額ノ占ムル割合ニ應ジテ相續稅ヲ納付スル義務アルモノトス但シ相續人ハ共同相續人、受遺者及第三條又ハ第三條ノ二ノ規定ニ依リ相續財產ノ價額ニ加算シタル贈與ヲ受ケタル者ノ納付スベキ相續稅ニ付連帶納付ノ責ニ任ス

第三條又ハ第三條ノ二ノ規定ニ依リ相續財產ノ價額ニ加算シタル贈與ノ價額ニシテ第二十三條ノ規定ニ依リ相續稅ヲ課スベキモノアルトキハ其ノ相續稅額ハ當該贈與ヲ受ケタル者ガ前項ノ規定ニ依リ當該贈與ニ付納付スベキ相續稅額ヨリ之ヲ控除ス

第十條ノ三 相續人アルコト分明ナラザルトキ又ハ相續人カ相續財產ニ付全ク處分ノ權能ナキトキハ本法中相續人ニ關スル規定ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外之ヲ相續財產管理人又ハ遺言執行者ニ適用ス

第十一條 相續人ハ相續開始ヲ知リタル日ヨリ三月以内ニ相續稅ヲ課セラルベキ相續財產ノ目錄並ニ相續財產ノ價額ニ加算セラルベキ贈與ノ價額及相續財產ノ價額中ヨリ控除セラルベキ金額ノ明細書ヲ政府ニ提出スベシ

前項ノ期間ハ遺言執行者又ハ相續財產管理人ニ付テハ就職ノ日ヨリ三月トス

被相續人又ハ相續人ガ帝國內ニ住所ヲ有セザルトキハ前二項ノ期間ハ六月トス

相續人確定シタルトキハ第一項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ又ハ其ノ確定ノ日ヨリ一月以内ニ相續人ノ相續關係ヲ記載シタル書面ヲ政府ニ提出スベシ

第五條ノ二又ハ第二十三條第二項ノ規定ニ依リ控除ヲ受ケムトスル者ハ第一項ノ書類ヲ提出スルト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スベシ

第十一條ノ二 納稅義務者本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザルトキハ前條ノ書類ノ提出、納稅其ノ他相續稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サムトスルトキ亦同ジ

第十二條中「戶籍吏」ヲ「市町村長」ニ、「收稅官廳」ヲ「稅務署長」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ
前項ノ規定ハ市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ市ニ於テハ區長ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十二條ノ二 本法施行地ニ於テ生命保險(徵兵保險ヲ含ム以下同ジ)ノ保險金ヲ支拂ヒタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書ヲ政府ニ提出スベシ

前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第十二條ノ三 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ被相續人、納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二條ノ四 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ被相續人、納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支拂フ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ又ハ被相續人、納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支拂ヲ受クル權利ヲ有スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價額、支拂期日等ヲ質問シ又ハ之ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第十三條第二項中「相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人」ヲ「納稅義務者」ニ改メ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サザルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第十四條中「相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人」ヲ「納稅義務者」ニ、「再審査」ヲ「審査」ニ、「三箇月」ヲ「三月」ニ改ム

第十六條 前條第一項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴訟ヲ爲シ又ハ行政裁判法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム

課稅スベキ相續財産ノ價額中左ニ掲グル財産ノ價額ガ其ノ二分ノ一ヲ超ユル場合ニ於テ納稅義務者ガ相續人ナルトキハ前項ノ期間ハ之ヲ十年以内トス

一 不動産

二 不動産ノ上ニ存スル權利

三 信託財産タル不動産ノ元本ノ利益ヲ受クベキ權利

納稅義務者前二項ノ規定ニ依リ年賦延納ヲ求メトスルトキハ第十三條ノ通知ヲ受ケタル後二十日以内ニ政府ニ申請スベシ但シ連帶納付ノ責アル納稅義務者ニ在リテハ其ノ一人ヨリ申請スルヲ以テ足ル

納稅義務者帝國内ニ住所ヲ有セザルトキハ前項ノ期間ハ之ヲ三月トス

第十八條中「相續人、遺言執行者又ハ相續財産管理人」ヲ「納稅義務者」ニ改ム

第十九條 削除

第二十條 削除

第二十二條中「遺言執行者又ハ相續財産管理人」ヲ削除

第二十三條 左ニ掲グル場合ニ於テ贈與ノ價額ガ千圓以上ナルトキハ遺産相續開始シタルモノト看做シ其ノ財産ノ價額ヲ課稅價格トシテ本法ニ依リ相續稅ヲ課ス但シ日本ノ國籍ヲ有セザル者又ハ本法施行地ニ住所ヲ有セザル者ノ爲シタル贈與ニ在リテハ本法施行地ニ在ル財産ニ付爲シタルモノニ限ル

一 親族ニ贈與ヲ爲シタルトキ

二 分家ヲ爲スニ際シ若ハ分家ヲ爲シタル後本家ノ戸主又ハ家族ガ分家ノ戸主又ハ家族ニ贈與ヲ爲シタルトキ

不動産又ハ船舶ノ贈與ニ付登錄稅ヲ納付シタルトキハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ登錄稅額ガ相續ニ因ル所有權ノ取得ニ付テノ登錄稅額ヲ超過スル金額ヲ前項ノ相續稅額ヨリ控除ス

第一項ノ遺産相續ニ關シテハ第十條ノ規定ヲ適用セズ

第二十三條ノ二 信託ニ因リ委託者ガ他人ニ信託ノ利益ヲ受クベキ權利ヲ有セシメタルトキハ左ニ掲グル時ニ於テ信託ノ利益ヲ受クベキ權利ヲ贈與シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ不動産又ハ船舶ノ信託ニ因ル所有權取得ノ登記ハ前條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ贈與ニ因ル所有權取得ノ登記ト看做ス

一 全部ノ利益ヲ受クベキ權利ヲ有セシメタルトキハ信託ノ時

二 元本ノ利益ヲ受クベキ權利ヲ有セシメタルトキハ受益者ガ其ノ元本ヲ受ケタル時但シ數回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

三 収益ノ利益ヲ受クベキ權利ヲ有セシメタルトキハ受益者ガ其ノ収益ヲ受ケタル時但シ數回ニ之ヲ受クルトキハ最初ニ其ノ一部ヲ受ケタル時

前項ノ場合ニ於テ受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相續人ヲ受益者ト看做シ受益者特定シ又ハ存在スルニ至リタルトキニ於テ新ニ信託アリタルモノト看做ス

元本又ハ収益ノ受益者ガ其ノ元本又ハ収益ノ全部若ハ一部ヲ受クル迄ハ元本又ハ収益ノ利益ヲ受クベキ權利ハ第一項第一號ノ規定ヲ適用スル場合ヲ除クノ外委託者又ハ其ノ相續人ノ有スルモノト看做ス

信託ノ利益ヲ受クル時ノ委託者ト受益者トノ身分關係ガ信託ノ時ノ身分關係ト異ルトキハ其ノ身分關係ハ第一項第二號及第三號ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ信託ノ利益ヲ受クル時迄存續スルモノト看做ス

第二十三條ノ三 生命保險契約(簡易生命保險契約及朝鮮簡易生命保險契約ヲ除ク)ニシテ保險金受取人ガ保險契約者以外ノ者ナルトキハ保險事故ノ生ジタル時ニ於テ保險契約者ガ保險金額ニ相當スル金額ヲ保險金受取人ニ贈與シタルモノト看做ス但シ保險契約者ノ同一ナル保險契約ニ基キ同一事故ニ因リ同一人ノ受取ル保險金ノ合計額ガ三千圓以上ノ場合ニ限ル

前項ノ規定ハ第四條ノ規定ニ依リ保險金ヲ相續財産ト看做ス場合ニ付テハ之ヲ適用セズ
保險契約者以外ノ者ガ現實ニ保險料ノ支拂ヲ爲スモノナルトキハ其ノ者ヲ保險契約者ト看做シ第一項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

前條第四項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ四 郵便年金契約ニシテ年金受取人ガ年金契約者以外ノ者ナルトキハ年金支拂ノ事由發生シタル時ニ於テ年金契約者ガ當該郵便年金ノ價額ニ相當スル金額ヲ年金受取人ニ贈與シタルモノト看做ス但シ年金契約者ノ同一ナル年金契約ニ基キ同一人ノ受取ル年金ノ價額ガ三千圓以上ノ場合ニ限ル

第二十三條ノ二 第四項及前條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ五 死亡ニ因ル相續開始後一年內ニ於テ相續人ガ相續財産ニ付爲シタル贈與ニ付テハ第二十三條ノ規定ヲ適用セズ但シ自己ノ直系卑屬ニ贈與ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條ノ二 正當ノ事由ナクシテ第十二條ノ二第一項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スベキ支拂調書ヲ提出セズ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル支拂調書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル支拂調書ニ付第十二條ノ二第二項ノ規定ニ依ル金額ヲ交付セズ

第二十四條ノ三 第十二條ノ三又ハ第十二條ノ四ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十五條中「三圓以上三十圓以下ノ罰金又ハ科料」ヲ「五百圓以下ノ罰金」ニ改ム

第二十七條 被相続人が朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有シ其ノ地ニ於ケル法令ニ依リ課セラルトキハ本法施行地ニ相続財産アルモ相続稅ヲ課セズ

第二十八條 本法施行地ニ住所ヲ有スル被相続人が日本ノ國籍ヲ有セザルトキハ左ニ掲グル財産ハ之ヲ本法施行地ニ在ルモノト看做ス

一 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在ル動産及不動産

二 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在ル不動産ノ上ニ存スル權利

第二十九條 本法施行地ヨリ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ轉ジ又ハ財産ヲ移シタル場合ニ於テハ第二條第三項又ハ第二條ノ第三項ノ規定ヲ適用セズ

第三十條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於ケル法令ニ依リ相続稅ヲ課セラルベキ相続ガ其ノ地ニ於テ開始シタル後七年又ハ十年以内ニ於テ更ニ本法施行地ニ於テ相続開始シタルトキハ第十條ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ住所ヲ有スル者が本法施行地ニ在ル財産ニ付爲シタル贈與ニハ第二十三條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ第三項ノ改正規定ハ土地、建物及借地法ニ規定スル借地權ニ付テハ財産稅法第十四條第四項ノ規定ニ依ル最初ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前開始シタル相続ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

相続稅法中改正法律案理由書

稅制ヲ改革シテ相続稅ノ負擔ノ適正ヲ期スルト共ニ國庫ノ增收ヲ圖ルガ爲相続稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

二 臨時租稅增徴法は次の二點に於て相続稅法を改正したのである。第一は稅率の引上げである。第二は相続稅を課すべき相続財産の價額中、不動産及び不動産の上に存する權利並に信託財産たる不動産の元本の利益を受くべき權利の價額の合計が相続財産の價額の二分の一を超ゆるときは、年賦延納期間を十年内に延長した事である。

然し問題は尙將來に残されてゐる。即ち第一に相続開始地が相続稅法施行地にあるときは相続稅法施行地外にある財産に對しても課稅する事である。第二に被相続人の死亡により相続人の受くる生命保險金在一定金額以上なる時は之に課稅する事である。第三に他人のなしたる契約によつて受くる生命保險金在一定金額以上なる時は之に對し課稅する事である。第四に被相続人死亡したるとき其の遺族に支給せらるる退職手當功勞金等にして一定額を超ゆるものに對して課稅する事である。第五に不動産及び船舶の贈與に對しても課稅する事である。第六に家督相続につき課稅價格が一定額以下なるときは課稅價格より相続開始當時被相続人と同居せる家族中年齡十八歳未滿の者、六十歳以上の者又は不具癡疾者一人につき相當額を控除する事である。

第四 財產稅

一 我國に於ては動的財產稅たる相続稅はあるが、靜的財產稅たる財產稅は之を缺いてゐた。財產稅は封建時代の遺物たる舊稅に止まる事もあり、近代經濟社會の新稅たる事もあるが、馬場稅制案は後者を問題としたのである。財產稅は更に之を分つて名義上の財產稅と實質上の財產稅とする事が出来るが、今問題としてゐるのは臨時稅たる實質上の財產稅でなくして經常稅たる名義上の財產稅である。次に財產稅の稅制上の地位であるが、所得稅の補充稅として收益稅の代りに置く場合もあり、又は非常時財源涵養の意味に於て、收益稅と併せ設ける場合もある。何れにしても財產稅は彈力性ある租稅なるが故に、幾多の短所あるに拘らず特に國稅として先例の少い弱味あるに拘らず、捨て難いものである。財產稅を採用するのであれば第一に財產評價を正確に行ふべく、恰も獨逸財產稅法 (Vermögenssteuergesetz) がライヒ評價法 (Reichsbewertungsgesetz) 其他の詳細なる準備工作を必要とした事を考へねばならぬ。然し第二種所得の所有者の氏名が稅務當局に明かにならない現狀であると、財產稅には餘りの期待をかけられないのである。試みに馬場稅制案の財產稅法案を掲ぐれば次の如くである。

財產稅法案

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ財產稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セザル者本法施行地ニ財產ヲ有スルトキハ其ノ財產ニ付テノミ財產稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條 財產稅ハ法人及個人ノ財產ニ付テノ賦課ス

第四條 第一條ノ規定ニ該當スル法人ノ財產ハ各事業年度ノ資本金額ニ依ル

法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額、基金又ハ豫金及積立金額ヨリ各月末ニ於ケル繰越損金額ヲ控除シタル金額ノ月割平均額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乘ジタルモノヲ十二分シテ之ヲ計算ス

第二條ノ規定ニ該當スル法人ノ本法施行地ニ於ケル財產ハ前二項ノ規定ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 本法ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ所得稅法第四條第一項ノ規定ニ依ル法人ノ普通所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

第六條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ財產ニ付財產稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第七條 第一條ノ規定ニ該當スル個人ノ財產ハ毎年一月一日ニ於テ其ノ者ノ有スル全部ノ財產ノ價額ヨリ債務金額(公課ヲ含ム以下同ジ)ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ日本ノ國籍ヲ有セザル者ニ付テハ帝國外ニ在ル動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル權利ノ價額ハ之ヲ算入セズ又左ノ金額ハ之ヲ控除セズ

一 帝國外ニ在ル財產ニ係ル公課

第三章 國稅の改革

第三編 日本租稅政略

三三四

二 帝國外ニ在ル財産ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權、抵當權其ノ他之ニ準ズベキ擔保物權ヲ以テ擔保セラルル債務

三 帝國外ニ在ル財産ニ關スル贈與ノ義務

第二條ノ規定ニ該當スル個人ノ財産ハ毎年一月一日ニ於テ本法施行地ニ其ノ者ノ有スル財産ノ價額ヨリ左ノ金額ヲ控除シタル金額ニ依ル

一 其ノ財産ニ係ル公課

二 其ノ財産ヲ目的トスル留置權、特別ノ先取特權、質權又ハ抵當權ヲ以テ擔保セラルル債務

三 其ノ財産ニ關スル贈與ノ義務

第一項ノ場合ニ於テ戸主又ハ其ノ同居家族中債務金額ガ財産ノ價額ヲ超過スル者アルトキハ其ノ超過額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ戸主又ハ同居家族ノ一人若ハ數人ノ財産ノ價額ヨリ之ヲ控除ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ場合ニ付亦同シ

第八條 個人ノ財産ノ所在ハ動産、不動産及不動産ノ上ニ存スル權利ニ付テハ當該動産又ハ不動産ノ所在ニ依ル但シ船舶ノ所在ハ船籍ノ所在ニ依ル

前項ニ掲グルモノ以外ノ個人ノ財産ノ所在ハ權利者ノ住所地ニ依ル

第九條 一月二日以後財産價額決定前ニ相續開始アリタルトキハ相續人ハ被相續人ノ財産ニ付財産稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第十條 信託財産ハ受益者ガ其ノ信託利益ノ全部ヲ享受スベキ場合ニ於テハ受益者之ヲ有スルモノト看做シ元本ノ受益者ト

收益ノ受益者トガ同一人ニ非ザル場合ニ於テハ元本ノ受益者ガ其ノ元本ノ全部又ハ一部ヲ受クルニ至ル迄ハ委託者又ハ其ノ相續人之ヲ有スルモノト看做シ元本ノ受益者ガ其ノ元本ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ受益者之ヲ有スルモノト看做ス

受益者不特定ナルトキ又ハ未ダ存在セザルトキハ委託者又ハ其ノ相續人ヲ以テ受益者ト看做ス

第十一條 郵便年金契約ニ基キ拂込ミタル掛金ハ年金支拂ノ事由未ダ發生セザル間、無盡契約ニ基キ拂込ミタル掛金ハ給付金ノ給付ヲ未ダ受ケザル間、生命保險契約(覆兵保險契約ヲ含ミ簡易生命保險契約及朝鮮簡易生命保險契約ヲ除ク以下同シ)ニ基キ拂込ミタル保險料ハ保險事故ノ未ダ發生セザル間ハ之ヲ契約者ノ有スル財産ト看做ス

第十二條 個人ノ各財産ノ價額ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外一月一日ノ時價ニ依ル

第十三條 本法施行地ニ在ル土地又ハ建物ノ價額ハ其ノ賃貸價格ニ法定ノ倍數ヲ乘ジタル金額ニ依ル

借地法ニ規定スル借地權ノ價額ハ其ノ目的タル土地ノ賃貸價格ニ法定ノ倍數ヲ乘ジタル金額ニ依ル

土地ノ上ニ存スル權利(前項ノ借地權ヲ含ム)ノ價額ハ其ノ目的タル土地ノ價額ヨリ之ヲ控除ス

第十四條 前條第一項ノ倍數ハ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ土地又ハ建物ノ時價ノ賃貸價格ニ對スル倍數ニ依ル

前條第二項ノ倍數ハ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ借地權ノ時價ノ當該借地權ノ目的タル土地ノ賃貸價格ニ對スル倍數ニ依ル

前二項ノ區域及倍數ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年不動産評價委員會ニ諮問シ大藏大臣之ヲ定ム

大藏大臣前項ノ區域及倍數ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スベシ

第十五條 各稅務監督局所轄内ニ不動産評價委員會ヲ置ク

第三章 國稅の改革

三三五

不動産評價委員會ハ大藏大臣ノ任命シタル左ノ評價委員ヲ以テ之ヲ組織ス

一 收稅官吏中ヨリ三人

二 稅務監督局所轄内ノ各府縣又ハ北海道ニ於テ地租及家屋稅合計年額百圓以上ヲ納ムル者東京府及大阪府ニ在リテハ各二人、其ノ他ノ府縣ニ在リテハ各一人、北海道ニ在リテハ四人

評價委員ノ任期ハ三年トス

不動産評價委員會及評價委員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 政府ハ第十三條ノ規定ニ依リ算出シタル土地、建物又ハ借地法ニ規定スル借地權ノ價額ヲ不相當ト認ムルトキハ之ヲ低減スルコトヲ得

第十七條 本法施行地ニ在ル地上權(借地法ニ規定スル地上權ヲ除ク)及永小作權ノ價額ハ左ノ方法ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

一 地上權

殘存期間十年以下ナルモノ

地上權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

二倍

殘存期間三十年以下ナルモノ

地上權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

三倍

殘存期間五十年以下ナルモノ又ハ存續期間ノ定メナキモノ

地上權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

五倍

殘存期間百年以下ナルモノ

地上權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

七倍

殘存期間百年ヨリ長キモノ

地上權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

十二倍

二 永小作權

殘存期間十年以下ナルモノ

永小作權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

二倍

殘存期間三十年以下ナルモノ又ハ存續期間ノ定メナキモノ

永小作權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

三倍

殘存期間五十年以下ナルモノ

永小作權ノ目的タル土地ノ賃貸價格

五倍

第十八條 第十三條、第十四條及前條ノ賃貸價格ハ地租法第八條又ハ家屋稅法第七條ニ規定スル賃貸價格トス但シ地租法其ノ他ノ法律ニ依リ一定ノ期間地租ヲ減免シタル土地ノ賃貸價格ハ命令ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 國債、地方債、社債又ハ株式ニシテ公定相場アルモノノ價額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前年中ニ於ケル公定相場ノ平均ニ依ル

公定相場ナキ株式又ハ會社ノ社員若ハ組合ノ組合員ノ持分ノ價額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該會社又ハ組合ノ純資産額ヲ拂込株式金額又ハ出資金額ニ按分シタル金額ヲ基礎トシテ計算シタル金額ニ依ル

第二十條 定期金、郵便年金又ハ此等ノ性質ヲ有スル給付ヲ受クル權利ノ價額ハ左ノ方法ニ依リ計算シタル金額ニ依ル

一 有期ノモノニ付テハ其ノ殘存期間ニ於ケル受給金額ノ總額ヲ大藏大臣ノ定ムル利率ノ複利計算ニ依リ現在價額ニ換算シタル金額ヲ以テ其ノ價額トス

二 無期ノモノニ付テハ其ノ一年ノ定期金ノ二十五倍ヲ以テ其ノ價額トス

三 終身ノモノニ付テハ目的トセラレタル人ノ年齢ニ依リ左ノ期間ニ於ケル受給金額ノ總額ヲ以テ其ノ價額トス

二十歳未満ノ者

十六年

三十歳未満ノ者	十四年
四十歳未満ノ者	十二年
五十歳未満ノ者	九年
六十歳未満ノ者	六年
六十歳以上ノ者	二年

第二十一條 郵便年金契約、無盡契約又ハ生命保險契約ニ基キ拂込ミタル掛金又ハ保險料ハ其ノ合計金額ノ十分ノ七ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ價額トス但シ契約者ガ返還請求ヲ爲シ得ル金額ヲ證明シタルトキハ其ノ金額ニ依ル

第二十二條 商品並ニ商品ニ非ザル原料品及製品(半製品ヲ含ム)ノ價額ハ其ノ原價ニ依ル但シ時價ガ其ノ原價ヨリ低キトキハ時價ニ依ル

第二十三條 元本ノ受益者ト収益ノ受益者トガ同一人ニ非ザル信託ニ在リテハ信託財産ノ價額ハ其ノ價額ヨリ収益ノ受益權ノ價額ヲ控除シタル金額ニ依ル

第二十四條 營利ヲ目的トセザル法人ニシテ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラザル者ニハ財産稅ヲ課セズ

第二十五條 個人ノ財産ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付テハ財産稅ヲ課セズ
一 地租法其ノ他ノ法令ニ依リ地租又ハ地稅ヲ課セザル土地(免租年期地、災害免租地及自作農免租地ヲ含マズ)及其ノ土地ニ生立スル竹木

二 家屋稅法其ノ他ノ法令ニ依リ家屋稅ヲ課セザル建物
三 國寶保存法ニ依リ指定セラレタル國寶、昭和八年法律第四十三號ニ依リ告示セラレタル重要美術品並ニ史蹟名勝天然

紀念物保存法ニ依リ指定セラレタル史蹟、名勝及天然紀念物

四 命令ヲ以テ定ムル範圍ノ家寶

五 恩給、勳章、年金及此等ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クル權利

六 生活ニ必要ナル家具、什器、衣服、裝身具其ノ他此等ニ準ズベキ財産

第二十六條 個人ノ財産ノ價額ガ三萬圓ニ滿タザルトキハ財産稅ヲ課セズ

戸主及其ノ同居家族ノ財産ノ價額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ財産ノ價額ニ付亦同ジ

第二十七條 財産稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

- 一 法人ノ財産 千分ノ一・五
- 二 個人ノ財産 千分ノ一

法人ノ財産ニ付前項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ年十五圓ニ滿タザルトキハ年十五圓トス

所得及積立金ナキ法人又ハ所得ナキ個人ノ財産稅ハ之ヲ免除ス前二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ法人ニ在リテハ其ノ事業年度ノ所得金額及其ノ事業年度末ニ於ケル積立金額、個人ニ在リテハ其ノ年ノ所得金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル財産稅ニ付亦同ジ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ個人ノ所得金額及免除稅額計算ノ場合ニ之ヲ準用ス

所得稅法第四條及第十四條乃至第十四條ノ三ノ規定ハ第三項ノ所得金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第二十八條 納稅義務アル法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財産價額ヲ政府ニ申告スベシ

第二十九條 納稅義務アル個人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年三月十五日迄ニ財産ノ種類及價額ヲ詳記シ財産ノ價額ヨリ控除セラルベキ債務金額ノ明細書ヲ添附シ政府ニ申告スベシ

第三十條 法人及個人ノ財産價額ハ前二條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第三十一條 法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ株式、持分、基金又ハ贈金ノ現在調査ヲ政府ニ提出スベシ記名式公債又ハ社債ヲ發行シタル者其ノ記名式公債又ハ社債ニ付亦同ジ

日本銀行ハ命令ノ定ムル所ニ依リ登録國債ノ現在調査ヲ政府ニ提出スベシ
貯金、預金又ハ此等ノ性質ヲ有スル金錢ヲ受入レタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ、貯金、預金又ハ此等ノ性質ヲ有スル金錢ノ現在調査ヲ政府ニ提出スベシ

信託ノ受託者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ各信託ニ付計算書ヲ政府ニ提出スベシ
生命保險會社、無盡會社又ハ郵便官署ハ命令ノ定ムル所ニ依リ拂込アリタル保險料、無盡掛金又ハ郵便年金ノ調査ヲ政府ニ提出スベシ

前各項ノ調査又ハ計算書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定ムル金額ヲ交付スルコトヲ得

第三十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ前條第一項乃至第五項ノ調査若ハ計算書ヲ提出スル義務アル者ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第三十三條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ニ金錢若ハ物品ヲ支拂フ義務ヲ有スト認ムル者ニ對シ又ハ納稅義務者若ハ納稅義務アリト認ムル者ヨリ金錢若ハ物品ノ支拂ヲ受クル權利ヲ有

スト認ムル者ニ對シ其ノ金額、數量、價額、支拂期日等ヲ質問シ又ハ之ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第三十四條 第三十條ノ規定ニ依リ財産價額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

本法施行地ニ住所又ハ居所ヲ有セザル納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サザルトキハ前項ノ通知ハ公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモノト看做ス

第三十五條 納稅義務アル個人ニシテ前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル財産價額ニ對シ異議アル者ハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 前條ノ請求アリタルトキハ財産稅審査委員會ニ諮問シ政府之ヲ決定ス

第三十七條 各稅務署所轄內ニ財産稅審査委員會ヲ置ク

財産稅審査委員會ハ大藏大臣ノ任命シタル收稅官吏二人及財産稅ヲ納ムル者五人ヲ以テ之ヲ組織ス
審査委員ノ任期ハ三年トス

財産稅審査委員會及審査委員ニ關スル事項ハ本法ニ定ムルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 第三十六條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十九條 法人ノ財産ニ付テハ事業年度毎ニ財産稅ヲ徵收ス

個人ノ財産ニ付テハ財産稅ノ年額ヲ二分シ左ノ二期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ申告ヲ爲サズシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移ストキハ直ニ其ノ財産稅ヲ徵收スルコトヲ得

第一期 其ノ年九月一日ヨリ末日限

第二期 翌年二月一日ヨリ末日限

第四十條 審査ヲ請求シ、訴願ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴シタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ
第四十一條 財産稅ハ納稅義務者ノ住所、住所ナキトキハ居所ヲ以テ納稅地トス但シ住所以外ニ在ル者ハ申告シテ居
所地ニ於テ財産稅ヲ納ムルコトヲ得

本法施行地ニ住所及居所ナキ者ハ納稅地ヲ定メ政府ニ申告スベシ申告ナキトキハ政府其ノ納稅地ヲ指定ス

第四十二條 納稅義務者納稅地ニ現住セザルトキハ其ノ財産價額ノ申告、納稅其ノ他財産稅ニ關スル一切ノ事項ヲ處理セシ
ムル爲納稅管理人ヲ定メ政府ニ申告スベシ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移サントスルトキ亦同ジ

第四十三條 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ其ノ財産又ハ株主、社員若ハ之ト親族、使用人等特殊ノ關係アル者ノ財産ニ付
財産稅連脱ノ目的アリト認メラルルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ此等ノ者
ノ財産價額ヲ計算スルコトヲ得

前項ニ於テ同族會社トハ所得稅法ニ規定スル同族會社ヲ謂フ

第四十四條 詐僞其ノ他不正ノ行爲ニ依リ財産稅ヲ連脱シタル者ハ其ノ連脱シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處
シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第四十五條 正當ノ事由ナクシテ第三十一條第一項乃至第五項ノ規定ニ依リ政府ニ提出スベキ調書若ハ計算書ヲ提出セズ又
ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル調書若ハ計算書ヲ提出シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ニ對シテハ其ノ提出ニ係ル調書又ハ計算書ニ付第三十一條第六項ノ規定ニ依ル金額ヲ
交付セズ

第四十六條 第三十二條又ハ第三十三條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ虛僞ノ記載ヲ爲シタル帳

簿物件ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十七條 財産ノ評價又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ評價又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナク
シテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル者ハ其ノ職ヲ失フ

第四十八條 第四十四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第

四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第四十九條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ本法施行地ニ於ケル財産ニ付テハ財産稅
ヲ課セズ

第五十條 第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太
又ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ
設立シタル法人ガ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付テハ準用ス

第五十一條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ財産稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ法人ニ付テハ昭和十二年四月一日ヲ含ム事業年度分ヨリ、個人ニ付テハ昭和
十三年分ヨリ之ヲ適用ス

昭和十三年分個人財産稅ニ限り第二十九條ノ規定中三月十五日トアルハ九月十五日、第三十九條第二項ノ規定中第一期其ノ
年九月一日ヨリ末日限トアルハ其ノ年十二月一日ヨリ二十日限トス

第十五條第二項第二號ノ家屋稅ハ昭和十三年ニ於テ不動産評價委員會ノ評價委員ヲ任命スル場合ニ限り地方稅法附則ノ規定ニ依リ賦課スル昭和十二年度分家屋稅トス

財產稅法案理由書

稅制ヲ改革シテ負擔ノ衡平ヲ期スルガ爲所得稅ニ對スル補完稅トシテ財產稅ヲ創設スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

二 經常稅たる名義上の財產稅は我國に於て決して新しい產物でない。現行の地租が土地の賃貸價格を課稅物件としてゐるに反し、從來の地租が地價を課稅物件としてゐたのが個別財產稅の例であり、更に綜合財產稅としては大正九年に臨時財政經濟調查會の稅制整理特別委員會の答申にかゝる第一案を擧げる事が出来る。本財產稅案は、第一に課稅すべき財產は收益を生ずると否とを問はざる事、第二に不動産の課稅價格には相當對酌を加ふる事、第三に稅率を累進率とする事、第四に人的關係の對酌を爲さざる事、第五に課稅最低限を設くる事との五點を考慮に入れ、次の如き一般財產稅要綱なるものを發表してゐる。

第一 納稅義務者

一 財產ノ權利者但シ法人ハ之ヲ除ク

(註) 法人ヲ除クハ重複課稅ヲ避クルガ爲ナリ

二 權利者ノ住所ガ内國ニ在ルト外國ニ在ルトヲ問ハズ但シ第二項第一號(ハ)ノ財產ニ付テハ其ノ住所ガ内國ニ在ル者ニ

限ル

第二 課稅スベキ財產

一 内國ニ在ル左記各號ノ財產

(註) 收益財產タルト無收益財產(主トシテ享樂財產)タルトヲ問ハズ

(イ) 動產及不動產

(ロ) 不動產ノ上ニ存スル權利

(ハ) 前二號ニ掲ゲタル以外ノ財產權

(註) 本號ノ財產ニ付テハ權利者ノ住所地ヲ以テ財產ノ所在地ト看做ス

二 前號ノ財產價額中ヨリ權利者ニ屬スル一切ノ債務ヲ控除ス但シ課稅外ノ財產ヲ取得スル爲ニ要シタル債務ハ之ヲ控除セズ

(註) 但書ハ理論上正當ナルベキモ實行上殆ンド不可能ナルベシ

第三 課稅外ト爲スベキ財產

一 總財產價額一萬圓未満ノ者ノ有スル財產但シ家族ノ財產ハ之ヲ合算ス

二 公共ノ用ニ供シ又ハ公益ノ爲ニ使用スル財產

三 動產中家賣、什器、書籍、家具其ノ他日用品等ニシテ營利ノ目的ニ供セラレズ又直接所得ヲ生ゼザル財產

第四 課稅價格ノ算定

一 一月一日ノ時價ヲ標準トスルコト但シ不動產ニ付テハ其ノ四分ノ三トス

- 二 時價不明ナルモノハ收益ノ十五倍ヲ標準トスルコト時價收益共ニ不明ナルモノハ評定價格ニ依ル
- 三 地上權、永小作權、定期金其ノ他特殊ノ權利ニ付テハ大體相續稅法ノ計算ニ依ルコト

第五 課稅價格ノ調査決定

(註) 大體現行所得稅法ノ規定ニ準ズ即左ノ通り

- 一 納稅義務者ハ毎年一月中ニ其ノ財産價格ヲ申告スルコト
- 二 稅務署ハ納稅義務者ノ申告及其ノ他ノ資料ニ依リ課稅價格調査書ヲ作製スルコト
- 三 調査委員會ヲ設ケ納稅義務者ノ申告及稅務署ノ調査書ヲ提出シテ之ニ付議スルコト
- 四 稅務署ハ調査委員會ノ決議ニ依リ之ヲ決定ス但シ不當ト認ムルトキハ之ヲ再調査ニ付シ尙不當ト認ムルトキハ稅務署ノ調査ニ依リ決定スルコト

第六 稅率

超過累進率トシ左記區分ニ依ル

課稅財産價格	稅率
二萬圓以下	千分ノ四
二萬圓ヲ超エ三萬圓以下	千分ノ四・五
三萬圓ヲ超エ五萬圓以下	千分ノ五
五萬圓ヲ超エ十萬圓以下	千分ノ五・五
十萬圓ヲ超エ二十萬圓以下	千分ノ六

二十萬圓ヲ超エ五十萬圓以下	千分ノ六・五
五十萬圓ヲ超エ百萬圓以下	千分ノ七
百萬圓ヲ超エ二百萬圓以下	千分ノ七・五
二百萬圓ヲ超エ五百萬圓以下	千分ノ八
五百萬圓ヲ超エ千萬圓以下	千分ノ八・五
千萬圓ヲ超エ二千萬圓以下	千分ノ九
二千萬圓ヲ超エ五千萬圓以下	千分ノ九・五
五千萬圓ヲ超ユルモノ	千分ノ一〇

第七 納期

四期ニ別テ左記區分ニ依ル

- 六月一日ヨリ同末日限
- 八月一日ヨリ同末日限
- 十月一日ヨリ同末日限
- 十二月一日ヨリ同末日限

第八

本稅施行ニ依リ徵收シ得ベキ稅額見込左ノ如シ而シテ其ノ内課ハ別記ノ通り但シ徵稅費ノ計算ハ未定

一三四、五五二、二〇五圓

稅制整理特別委員會は當時の各方面の權威者二十九氏（林博太郎、郷誠之助、高橋光威、濱口雄幸、田中隆三、藤山雷太、前田利定、神野勝之助、水町袈裟六、末延道成、神戸正雄、關田嘉一郎、黄金井爲造、濱口吉兵衛、小橋一太、井上辰九郎、星野錫、桑田熊藏、横井時敬、氣賀勘重、馬場鏝一、米山梅吉、山本悌二郎、和田豐治、三土忠造、添田敬一郎、奥平昌恭、波多野承五郎、犬塚勝太郎）より組織せられ當時の租稅收入七億二千七百八十二萬圓の中の一割八分即ち一億三千四百五十五萬圓を一般財産稅より仰がんとしてゐたのである。馬場稅制が國稅十五億圓の四分即ち六千萬圓を財産稅に仰がんとしてゐると比較すると、大正九年の一般財産稅案なるものは劃期的の計畫であつた。

經常稅としての名義上の財産稅については種々の問題が残されてゐる。第一は所得稅の補充稅としての意味を持たずか又は非常時財源を平時より涵養して置く事に存在理由を求めらるるかの問題である。大正九年の一般財産稅案は地租及び營業稅を地方に移讓する事を前提とするものであるから所得稅の補充稅たる意味を多分に有してゐる。馬場稅制案の財産稅も收益稅の地方財政調整交付金への組替を前提としてゐるから第二次補充稅の色彩を帯びると共に非常時財源としての役目を果たす事を志してゐるのである。第二は法人の財産のみに課稅するか個人の財産のみに課稅するか又は兩者に通じて課稅するかの問題である。一般財産稅案は個人の財産のみを課稅せんとし、財産稅法案は法人と個人とを通じ其の財産に課稅せんとしたのである。第三は稅率と免稅點との問題で

ある。一般財産稅案は免稅點を一萬圓とし稅率は千分の四より千分の十に達する超過累進稅率を採用した。財産稅法案は法人は千分の一・五、個人は千分の一と比例稅率を用ひ、免稅點は個人につき三萬圓と定めた。第四に評價につき單行法を設けるか否かの點である。獨逸の財産稅は評價法を單獨に作つたが、財産稅法案は稅法中に評價規定を挿入したのである。

以上、簡單ながら大正九年の一般財産稅法案の内容を説明し、昭和十二年の財産稅法案が之に比すると如何に輕微のものであるかを知る事が出来る。

三 結城稅制は財産稅法案の中の個人財産稅は之を却け法人財産稅のみを法人資本稅と名付けて之を採用したのである。稅率を千分の一・五より千分の一に緩和した點を除けば法人財産稅と内容を一にし次の如くである。

法人資本稅法

第一條 本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ハ本法ニ依リ法人資本稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ該當セザル法人ハ本法施行地ニ資本ヲ有スルトキハ其ノ資本ニ付テノミ法人資本稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條 法人資本稅ハ法人ノ資本ニ付之ヲ賦課ス

第四條 第一條ノ規定ニ該當スル法人ノ資本ハ各事業年度ノ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ヨリ各月末ニ於ケル繰越缺損金額ヲ控除シタル金額ノ月額平均額ニ當該事業年度ノ月數ヲ乗ジタルモノヲ十二分シテ計算シ

タル金額ニ依ル

第二條ノ規定ニ該當スル法人ノ本法施行地ニ於ケル資本ハ前項ノ規定ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ計算シタル金額ニ依ル法人ガ事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス

第五條 本法ニ於テ積立金額トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ所得稅法第四條第一項ノ規定ニ依ル法人ノ普通所得中其ノ留保シタル金額ヲ謂フ

第六條 合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ資本ニ付法人資本稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第七條 營利ヲ目的トセザル法人ニシテ所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ所得稅ヲ課セラレザル者ニハ法人資本稅ヲ課セズ

第八條 法人資本稅ノ稅率ハ千分ノ一トス
前項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ年十圓ニ滿タザルトキハ年十圓トス

所得金額ナキ法人ノ法人資本稅ハ之ヲ免除ス前二項ノ規定ニ依リ算出シタル稅額ガ其ノ事業年度ノ所得金額ヲ超過スルトキハソノ超過額ニ相當スル法人資本稅ニ付亦同ジ

所得稅法第四條ノ規定ハ前項ノ所得金額ノ計算ニ付之ヲ準用ス

第九條 納稅義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資本額ヲ政府ニ申告スベシ
第十條 資本額ハ前條ノ申告ニ依リ、申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第十一條 稅務署長又ハ其ノ代理人ハ調査上必要アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者ニ質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得

第十二條 第十條ノ規定ニ依リ資本額ヲ決定シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スベシ

第十三條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通知シタル資本額ニ對シ異議アルトキハ通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日內ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第十四條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得稅法ノ所得審査委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得稅法第五十二條及第六十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 前條第一項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ訴訟ヲ爲シ又ハ行政裁判法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 法人資本稅ハ事業年度毎ニ之ヲ徵收ス

第十七條 同族會社ノ行爲又ハ計算ニシテ法人資本稅通脫ノ目的アリト認メラルモノアル場合ニ於テハ其ノ行爲又ハ計算ニ拘ラズ政府ハ其ノ認ムル所ニ依リ資本額ヲ計算スルコトヲ得

前項ニ於テ同族會社トハ所得稅法ニ規定スル同族會社ヲ謂フ

第十八條 詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ依リ法人資本稅ヲ通脫シタル者ハ其ノ通脫シタル税金ノ三倍ニ相當スル罰金又ハ料科ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徵收ス但シ自首シタル者又ハ稅務署長ニ申出デタル者ハ其ノ罪ヲ問ハズ

第十九條 第十一條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿書類ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 資本ノ調査又ハ審査ノ事務ニ從事シ又ハ從事シタル者其ノ調査又ハ審査ニ關シ知得タル秘密ヲ正當ノ事由ナクシテ漏洩シタルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第十八條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第二十二條 朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ本法施行地ニ於ケル資本ニ付テハ法人資本稅ヲ課セズ

第二十三條 第六條ノ規定ハ朝鮮、臺灣、關東州又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ガ朝鮮、臺灣、關東州、樺太又ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ト合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル場合ニ付之ヲ準用ス

第二十四條 北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ法人資本稅ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得ズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

尙、立法者ノ意思を考へて見ると、法人資本稅は形式上は所謂馬場案に於ける法人財産稅の變形の如くであるが、法人企業に依る資本の集積合同に因る特別の担稅力を捕捉せんとする全く特別な租稅であると解してゐる。

第五 其他の收得稅

一 以上、收得稅中の所得稅系統に屬する所得稅、外債債特別稅、臨時利得稅を説明し、更に財産稅系統の相続稅、財産稅、法人資本稅について述べ、殘されたる問題は收益稅系統のみとなつた。收益稅系統の中で家屋稅については前章で之に觸れたから、殘す所は地租と資本利子稅と營業收益稅と取引所營業稅と礦產稅とである。以下、此等の諸稅を一瞥する。尙、臨時租稅増徴法中に特別礦產稅（金礦及び銀礦の礦產物の價格に課す）の規定あり、北支事件特別稅中に所得特別稅と臨時利得特別稅と利益配當特別稅と公債及び社債利子特別稅の規定があるが、臨時稅なるが故に凡て此等を省略した。

二 馬場稅制案は、賃賃價格の合計金額が一圓に満たざるときは地租を徵收せずとある從來の立法を改めて、賃賃價格の合計金額が五圓に満たざるときは地租を徵收せずとせんとした。次の如くである。

地租法中左ノ通改正ス

第七十三條第一項但書中「一圓」ヲ五圓ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十二年分分地租ヨリ之ヲ適用ス

地租法中改正法律案理由書

稅制ノ改革ニ伴ヒ小額ノ地租ヲ免除スルガ爲メ地租法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

本改正を結城稅制は採用しなかつたが、徵稅額と徵稅費との關係よりしても當然に行はるべきものであらう。

三 資本利子税に關する馬場稅制案は相當に突込んだものであつた。資本利子税を課すべき資本利子に銀行貯蓄預金或命令を以て定むる預金及び貯金の利子及び産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金若は商業組合貯金の利子又は合同運用信託の利益を加へた事が第一である。稅率を引上げた事が第二である。試みに資本利子税法中改正法律案を擧ぐれば次の如くである。

資本利子税法中左ノ通改正ス

第二條 資本利子税ハ本法施行地ニ於テ支拂ヲ受クル左ノ資本利子ニ付之ヲ賦課ス

甲種 公債、社債、産業債券、銀行預金(銀行貯蓄預金並ニ命令ヲ以テ定ムル預金及貯金ヲ含ム以下同シ)産業組合貯金、

輸出組合貯金、工業組合貯金若ハ商業組合貯金ノ利子又ハ合同運用信託ノ利益

乙種 第三種ノ所得ニ付納稅義務ヲ有スル者ノ第三種ノ所得中營業ニ非ザル貸金又ハ甲種ノ資本利子ニ屬セザル預金及貯

金ノ利子

所得稅法第三條ノ第一項及第二項ノ規定ハ信託財産ニ付生ズル資本利子ニ付之ヲ準用ス

本法ニ於テ合同運用信託ト稱スルハ所得稅法第三條ノ三ニ規定スル合同運用信託ヲ謂フ

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

公債、社債又ハ産業債券ニ付元本ノ所有者ニ非サル者ガ利子ノ支拂ヲ受クルトキハ元本ノ所有者ガ支拂ヲ受クルモノト看

做ス但シ利子ノ生ズル期間中ニ元本ノ所有者ニ異動アリタルトキハ最後ノ所有者ヲ以テ利子ノ支拂ヲ受クル者ト看做ス

第五條 甲種ノ資本利子ニシテ左ニ掲グルモノハ資本利子税ヲ課セズ

一 府廳、市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノノ支拂ヲ受クル利子

二 復興貯蓄債券ノ利子及元本二千圓ヲ超エザル銀行貯蓄預金、産業組合貯金、輸出組合貯金、工業組合貯金又ハ商業組合貯金ノ利子

前項第二號ノ元本ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ計算ス

第六條中「貸付信託」ヲ「合同運用信託」ニ改メ第一項ヲ左ノ如ク改ム

資本利子税ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

甲種

國債ノ利子

百分ノ二

國債以外ノ公債、銀行貯蓄預金、産業組合貯金、輸出組合貯金

百分ノ四

工業組合貯金及商業組合貯金ノ利子

百分ノ五

其ノ他

百分ノ五

乙種

第八條第二項中「翌年」ヲ「翌年以後」ニ改ム

第十八條中「質問スルコトヲ得」ヲ「質問ヲ爲シ又ハ其ノ帳簿物件ヲ検査スルコトヲ得」ニ改ム

第十八條ノ二 前條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第十九條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條
第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

乙種ノ資本利子ニ付テハ昭和十二年分資本利子稅ヨリ本法ヲ適用ス

第七條ノ規定中三月十五日トアルハ昭和十二年ニ限リ四月三十日トス

資本利子稅法中改正法律案理由書

稅制ヲ改革シテ資本利子ニ對スル課稅ノ適正ヲ期スルガ爲メ資本利子稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナ
リ

臨時租稅增徴法は第一の免稅團體縮少を取止めると共に第二の稅率引上を多少の緩和を加へて之を實行する事
としたのである。

四 馬場大藏大臣の提出したる營業收益稅法中改正法律案は次の如き内容を有してゐた。

營業收益稅法中左ノ通改正ス

第二條中第二號及第三號ヲ削リ第四號ヲ第二號トシ以下順次二號宛繰上ゲ同條ニ左ノ二號ヲ加フ

十八 湯屋業

十九 遊技場業

第三條 營業收益稅ハ左ノ純益ニ付之ヲ賦課ス

一 法人

普通純益

清算純益

二 個人

前條ニ掲グル營業ノ純益

第四條第一項中「法人ノ純益」ヲ「法人ノ普通純益」ニ改ム

第四條ノ二 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ殘餘財産ノ價額ガ解散當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額及積立金ノ合計金額ヲ
超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算純益トス

法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員ガ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立
シタル法人ヨリ合併ニ因リテ取得スル株式ノ拂込濟金額又ハ出資金額及金錢ノ總額ガ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併
當時ノ拂込株式金額又ハ出資金額及積立金ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人
ノ清算純益ト看做ス

第一項又ハ前項ノ超過金額中ニ清算期間中ニ於テ生ジ又ハ合併ニ因リ生ジタル本法其ノ他ノ法律ニ依リ營業收益稅ヲ課セ
ラレザル純益ヨリ成ル金額アルトキハ該金額ハ之ヲ清算純益ヨリ控除ス

本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ問ハズ法人ノ普通純益中其ノ留保シタルモノヲ謂フ
第七條中「營業場ニ於テ爲ス營業」ヲ「營業場ニ於ケル營業」ニ改メ第六號ヲ削リ第七號ヲ第六號トス

第三章 國稅の改革

第九條中「四百圓」ヲ「六百圓」ニ改ム

第十條 營業收益稅ハ左ノ稅率ニ依リ之ヲ賦課ス

法人	百分ノ四
個人	

純益金額千圓以下ナルトキ

百分ノ二

純益金額千圓ヲ超エ三千圓以下ナルトキ

百分ノ二

千圓以下ノ金額

百分ノ二・六

千圓ヲ超ユル金額

百分ノ二

純益金額三千圓ヲ超ユルトキ

千圓ヲ超エ三千圓以下ノ金額

百分ノ二・六

三千圓ヲ超ユル金額

百分ノ三

法人ガ各事業年度ニ於テ納付シタル地租額、家屋稅額又ハ資本利子稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該事業年度ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス

個人ガ其ノ營業用ノ土地又ハ家屋ニ付納付シタル地租額又ハ家屋稅額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ營業收益稅額ヨリ之ヲ控除ス

前二項ノ場合ニ於テ控除スベキ地租、家屋稅又ハ資本利子稅ハ純益計算上之ヲ損金又ハ必要經費ニ算入セズ

第二項及第四項ノ規定ハ法人ノ清算純益ニ對スル營業收益稅ニ付之ヲ準用ス

第十三條第二項中「翌年」ヲ「翌年以後」ニ改ム

第二十一條ノ二 第二十條ノ規定ニ依リ純益金額ノ更訂處分ヲ受ケタル者ノ翌年分純益ハ第六條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ年ノ豫算ニ依リ之ヲ算定スルコトヲ得

第二十二條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ清算純益ニ對スル營業收益稅ハ清算又ハ合併ノ際之ヲ徵收ス

第二十二條ノ二 法人解散シタル場合ニ於テ清算純益ニ對スル營業收益稅ヲ納付セズシテ殘餘財産ヲ分配シタルトキハ其ノ税金ニ付清算人又ハ清算人タリシ者連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス

第二十八條 第二十五條ノ規定ニ依ル帳簿物件ノ檢査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ違背ノ記載ヲ爲シタル帳簿ヲ呈示シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第二十九條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

個人ノ純益ニ付テハ昭和十二年分ヨリ法人ノ普通純益ニ付テハ本法施行後ニ終了スル事業年度分ヨリ、法人ノ清算純益ニ付テハ本法施行後ニ於ケル解散又ハ合併ニ因ル分ヨリ本法ヲ適用ス

第十條ノ改正規定中家屋稅ニ關スルモノハ昭和十三年分以後ノ家屋稅ニ付之ヲ適用ス

第十二條ノ規定中三月十五日トアルハ昭和十二年ニ限リ四月三十日トス

營業收益稅法中改正法律案理由書

稅制ヲ改革シテ營業純益ニ對スル課稅ノ適正ヲ期スルガ爲營業收益稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナ

その要點の第一は個人の課稅營業中銀行業及び無盡業を削り（銀行法及び無盡業法により個人は無盡業又は銀行業を營むを得ない）湯屋業、遊技場業とを加へた事である。第二に法人の純益計算を改め普通純益と清算純益としたのである。第三に個人營業收益稅の課稅最低限を四百圓より六百圓に引上げる事とした。第四に個人の稅率一千圓以下を引下げ三千圓を超える分を引上げた。第五に法人の稅率を引上げたのである。

結城稅制は第五の法人の稅率の引上以外は馬場稅制案を全部取りやめる事とした。

五 取引所稅は取引所營業稅と取引所取引稅とに分れるが、收得稅として論ぜられるのは特殊營業收益稅たる取引所營業稅である。馬場稅制案は取引所稅法の第一條の「取引所ニハ賣買手数料收入金額百分ノ十五ノ割合ニ依リ取引所營業稅ヲ課ス」の「百分ノ十五」を「百分ノ十六・五」に改めんとしたのであるが、此點に於ては臨時租稅増徴法も同様である。

六 特殊營業收益稅として最後に鑛業稅を一瞥したい。馬場稅制は次の如き鑛業法中改正法律案を提出したのである

鑛業法中左ノ通改正ス

第八十一條第二項中「金鑛、銀鑛、鉛鑛及」ヲ削ル

第八十二條中「營業稅及」ヲ削ル

第八十三條 試掘鑛區稅ハ鑛區千坪毎ニ一試掘期間五十錢トス

探掘鑛區稅ハ鑛區千坪毎ニ一箇年八十錢トス

鑛區坪數ニ千坪未滿ノ端數アルトキハ鑛區稅ノ計算ニ付テハ之ヲ千坪ト看做ス

第八十四條 試掘鑛區稅ハ試掘權ノ設定ノ登錄ヲ受クル際之ヲ納付スベシ但シ増區其ノ他ニ依リ鑛區ノ坪數増加シタルモノ

ニ在リテハ其ノ登錄ヲ受クル際之ニ對スル鑛區稅ヲ納付スベシ此ノ場合ニ於テ納付スベキ鑛區稅ハ試掘權ノ殘存期間ニ應

ジ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

探掘鑛區稅ハ毎年十二月中ニ翌年分ヲ前納スベシ但シ第三十五條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外探掘權ノ設定ヲ爲シ

タルモノ又ハ増區其ノ他ニ依リ鑛區ノ坪數増加シタルモノニ在リテハ之ニ對スル鑛區稅ニシテ其ノ登錄ノ年ニ係ル分ヲ直

ニ納付スベシ此ノ場合ニ於テ納付スベキ鑛區稅ハ月割ヲ以テ之ヲ計算ス

第八十五條第一項ヲ左ノ如ク改ム

鑛產稅ハ鑛產物ノ價格ノ千分ノ六トス但シ金鑛ニ付テハ千分ノ十二トス

第八十八條第一項中「鑛產稅 千分ノ二百」ヲ「鑛產稅（金鑛 千分ノ百 其ノ他 千分ノ二百）」ニ、「鑛產稅 千分ノ千二百」ヲ「鑛產稅

（金鑛 千分ノ六百 其ノ他 千分ノ千二百）」ニ改メ第三項ヲ左ノ如ク改ム

前二項ノ規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

試験鑛區稅ニ付テハ試験鑛權ノ設定又ハ變更ノ登録ガ本法施行後ニ屬スル分ヨリ、鑛產稅ニ付テハ昭和十二年分ヨリ本法ヲ適用ス但シ本法施行前ニ產出シタル金鑛、銀鑛及鉛鑛ニハ本法ヲ適用セズ

砂鑛區稅法第二條中「鑛區稅」ヲ「探掘鑛區稅」ニ改ム

鑛業法中改正法律案理由書

稅制ノ改革ニ伴ヒ鑛業稅ノ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲メ鑛業法中改正等ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

鑛業稅は鑛業法中に規定せられ鑛產稅と試験鑛區稅と探掘鑛區稅とに分れる。

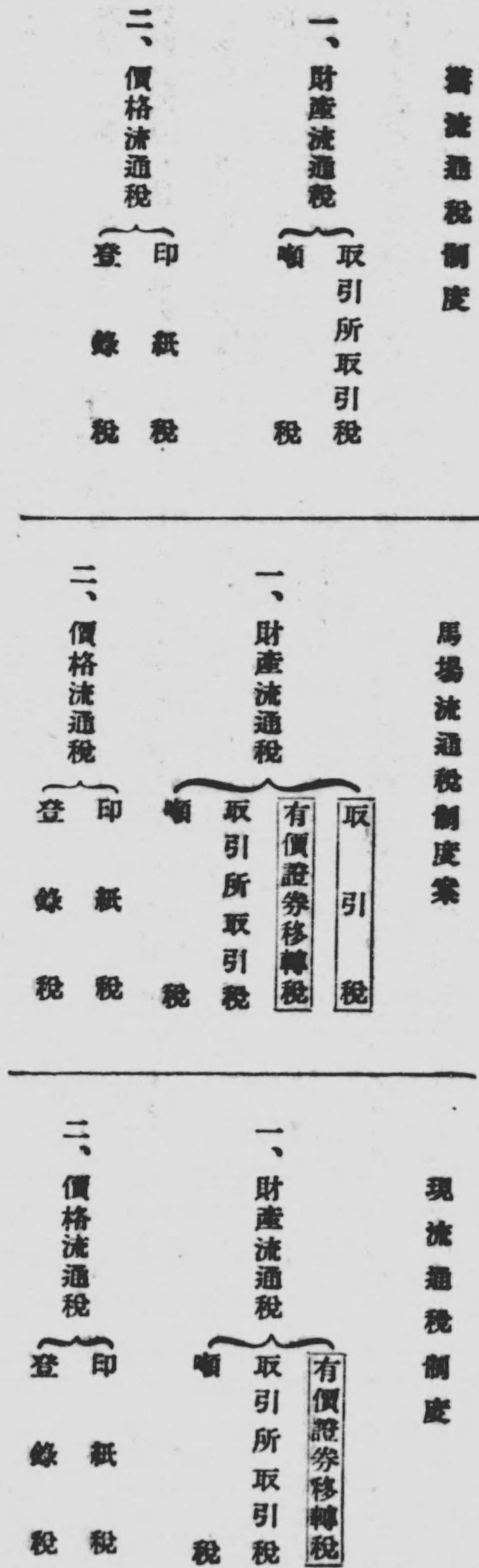
鑛產稅については馬場稅制案は稅率を引上げると共に金鑛、銀鑛、鉛鑛にも課稅する事とした。臨時租稅増徴法は稅率を千分の五より千分の六に引上げた事は同様であるが、鉛鑛の課稅は取り止める事となつた。而して金鑛及び銀鑛については千分の十三の特別鑛產稅を課する事としたのである。

馬場稅制案は試験鑛區稅を一期分一時に徵收せんとし更に探掘鑛區稅の稅率を引上げんとしたが、臨時租稅増徴法は凡て此等の改正を見合はしたのである。

第三節 流通稅の改革

第一 概 說

一 舊流通稅體系は極めて幼稚なるものであつたが現制度は之に比し一段の進歩を遂げたのである。馬場國稅制度案は更に一步を進めたものであつたが、遂に實現を見なかつたのである。以上の三者を比較すると次の結果を得る事が出来る。(□は新稅)



二 我國の流通稅系統は收得稅系統と消費稅系統とに比し格段の見劣りがある。負擔公平の爲めにも増收の爲めにも今後にわたり培養して行く必要がある。印紙稅と云ひ登録稅と云ひ取引の補助行爲に課稅してゐる價格流通稅が收入の殆んど全部を占め、取引自體に課稅してゐる財産流通稅は取引所取引稅と噸稅とがあるのみであつた。結城大藏大臣が有價證券移轉稅を採用した事は此の意味に於て大なる進歩とするに足る。

現存の印紙稅と登録稅とは之に改正を加へる必要がある。殊に不動産移轉の際の登録稅は之を輕減せねばならぬ。然し流通稅で最も重要なものは何と云つても取引稅である。

取引稅は財産稅同様に非難の高い租稅であるが、財政收入を多額に齎し且つ弾力性を有するものとして世界三十數ヶ國に採用せられ財政上に於て重きをなしてゐる。取引稅は低率の比例稅たると共に消費稅の如く轉嫁する事なき様にする必要がある。又、多數當事者の手を通る回轉度數の多き商品と一貫産業の下に於て回轉度數の少き商品との課稅の釣合につき適當なる考慮を必要とする。次に、取引稅を一たび課せられたる物件に對しては、たとへ其れが價格流通稅たると財産流通稅たるとを問はず取引稅を免すべく、二重課稅たる事を避けねばならぬ。取引稅は財産稅と同様に非常時に用ゐられる傳家の寶刀であつて、平時は極めて少額の收入で満足すべきである。非常事件が勃發し國家經費の膨脹するに反し國家收入が一向に伸びない時に至り、始めて稅率を動かして増收をはかる爲めに之を用ふべきである。馬場財政は取引稅を採用せんとして失敗に歸した。賀屋財政の北支事件

特別稅法中の物品特別稅は將來に伸びて取引稅となる運命を有してゐる。

以下、價格流通稅として印紙稅と登録稅とを論じ、次に財産流通稅として取引所取引稅と有價證券移轉稅と取引稅とに言及したい。

第二 印紙稅と登録稅

一 印紙稅法については馬場稅制は次の如き印紙稅法中改正法律案を提出したのである。

印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條第一項ヲ左ノ如ク改ム

左ニ掲グル證書、帳簿ニ關シテハ證書ハ一通毎ニ、帳簿ハ一冊一年以内ノ附込ニ對シ左ノ印紙稅ヲ納ムベシ	
一 不動産、鐵道財團、軌道財團、自動車交通事業	記載金高五十圓以下ノモノ
財團又ハ船舶ノ所有權移轉ニ關スル證書	同百圓以下ノモノ
二 消費貸借ニ關スル證書	同五百圓以下ノモノ
三 請負ニ關スル證書	同千圓以下ノモノ
四 運送ニ關スル證書	同十萬圓以下ノモノ
	三錢
	五錢
	二十錢
	四十錢
	一圓
	三圓

五 船舶契約書
六 約束手形

七 爲替手形
八、委任狀

九 銀行預金證書

十 産業組合又ハ産業組合聯合會ノ發スル貯金證書

十一 産業組合聯合會、漁業組合、漁業組合聯合會、
商工組合中央金庫、工業組合、工業組合聯合會、
商業組合、商業組合聯合會、輸出組合又ハ輸出組
合聯合會ノ發スル出資證券

十二 船荷證券

十三 運送貨物引換證

同十萬圓ヲ超スルモノ
記載金高ナキモノ
記載金高百圓以下ノモノ
同五百圓以下ノモノ
同千圓以下ノモノ
同一萬圓以下ノモノ
同一萬圓ヲ超ユルモノ
同百圓ヲ超ユルモノニシテ滿期カ日附後七日以内ナルモノ

五圓
五錢
三錢
十錢
二十錢
五十錢
一圓
三錢

十四 倉庫證券

十五 保險證券

十六 株券

十七 債券

十八 相互保險會社ノ發スル基金證券

十九 株式申込證

二十 社債申込證

二十一 地上權、永小作權又ハ地役權ニ關スル證券

二十二 使用貸借、賃貸借、履借、寄託又ハ定期金
ニ關スル證券

二十三 信託行爲ニ關スル證券

二十四 無盡ニ關スル證券

二十五 定款又ハ組合契約書

二十六 權利ノ變更ニ關スル證券

二十七 遺贈又ハ承認ニ關スル證券

二十八 物品切手

二十九 受取書

- 三十 質權又ハ抵當權ニ關スル證書
- 三十一 前各號以外ノ證書
- 三十二 預金通帳
- 三十三 前號以外ノ通帳
- 三十四 判取帳

十錢
一圓

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前作成シタル證書又ハ帳簿ノ印紙稅ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

印紙稅法中改正法律案理由書

稅制ノ改革ニ伴ヒ印紙稅ノ負擔ノ衡平ヲ期スルガ爲印紙稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

改正ノ要點ノ第一ハ稅率を一般的に引き上げた事である。第二は從來の定額印紙稅率を變更して約束手形と爲替手形とに變動印紙稅率を用いた事である。第三は從來の變動印紙稅率の刻みを多くした事である。

結城稅制は印紙稅については何等の改正をも試みなかつたのである。

二 登録稅に關しては馬場稅制は次の登録稅法中改正法律案を提出したのである。

登録稅法中左ノ通改正ス

第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ

- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ三
- 二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ三十五
但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ガ無償名義又ハ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ
- 三 前各號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格 千分ノ二十
所有權ノ保存 不動産價格 千分ノ二十五
- 四 共有物ノ分割 分割ニ因リテ受クル不動産ノ價格 千分ノ三
- 五 地上權、永小作權又ハ賃借權ノ取得 不動産價格 千分ノ一
存續期間十年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ二
同二十年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ三
同三十年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ五
同五十年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ七
同七十年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ十
同百年以下ノモノ 不動産價格 千分ノ十五
同百年ヲ超ユルモノ 不動産價格 千分ノ一
- 六 存續期間ノ定ナキモノニシテ民法第二百六十八條若ハ第二百七十八條ノ規定ノ適用アルモノ又ハ借地法第二條第一項ノ存續期間ノ定ナキモノ 不動産價格 千分ノ一

第三編 日本租稅政策

- ノ規定ノ適用アルモノ
不動産價格 千分ノ三
- 相続ニ因ル取得ニシテ存続期間三十年ヲ超ユルモノノ不動産價格 千分ノ三
- 權利移轉ニ因ル取得ノ場合ニ於テハ既ニ經過シタル期間ヲ存続期間ヨリ控除シ其ノ殘期間ヲ以テ存続期間ト看做ス
- 七 地役權ノ取得 要役地價格 千分ノ一
- 八 華族世襲財產ノ設定 不動産價格 千分ノ二十
- 九 先取特權ノ保存又ハ取得 債權金額又ハ不動産工事費用豫算金額 千分ノ五・五
- 十 質權、抵當權ノ取得 債權金額 千分ノ五・五
- 十一 信託ノ登記 不動産價格 千分ノ三
- 所有權ニ付テハ 不動産價格 千分ノ一・五
- 所有權以外ノ權利ニ付テハ 債權金額 千分ノ五・五
- 十二 讓賣、強制管理ノ申立 債權金額 千分ノ四
- 十三 假差押、假處分 債權金額 千分ノ五・五
- 十四 抵當アル債權ノ差押 債權金額 千分ノ五・五
- 十五 相續財產ノ分離 不動産價格 千分ノ四
- 所有權ニ付テハ 不動産價格 千分ノ一
- 所有權以外ノ權利ニ付テハ 不動産價格 千分ノ一
- 十六 滯納處分以外ノ原因ニ因ル權利ノ處分ノ制限ニシテ特ニ掲ゲザルモノ

十七 抹消シタル登記ノ回復

債權金額

千分ノ四

十八 假登記

不動産每一箇

金四十錢

十九 附記登記

不動産每一箇

金二十錢

二十 登記ノ更正、變更又ハ抹消

不動産每一箇

金二十錢

但シ一件ニ付稅額金二圓ヲ超ユルトキハ二圓トス

前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テ共有物持分ノ取得ニ係ルモノハ其ノ持分ノ價格ニ依ル

本法ニ於テ不動産價格トハ土地又ハ建物ニ付テハ財産稅法第十三條第一項及第十四條ノ規定ニ依リ算出シタル金額ヲ謂フ

但シ登記所ガ其ノ金額ヲ著シク不相當ト認ムルトキハ之ヲ低減スルコトヲ得

財産稅法第十八條但書ノ規定ニ該當スル土地及同法第二十五條第一號又ハ第二號ニ掲グル土地又ハ建物ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ登記ヲ受クルトキノ時價ヲ以テ不動産價格トス

土地又ハ建物ノ上ニ第三者ニ對抗スルコトヲ得ベキ權利存スルトキハ之ヲ斟酌シテ其ノ不動産價格ヲ定ムルコトヲ得

第三條第一項第一號乃至第八號ヲ左ノ如ク改ム

- 一 相續ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ二
- 二 遺言、贈與其ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ三十
- 三 前各號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得 船舶價格 千分ノ二十

第三章 國稅の改革

- 四 委付
- 五 所有權ノ保存
- 六 賃借權ノ取得
- 七 抵當權ノ取得
- 八 信託ノ登記

- 船舶價格
- 船舶價格
- 船舶價格
- 債權金額

千分ノ二
 千分ノ二
 千分ノ一
 千分ノ五・五

所有權ニ付テハ

船舶價格

千分ノ二

所有權以外ノ權利ニ付テハ

船舶價格

千分ノ一

第三條ノ二 委託者以外ノ者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託ニ因リ信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ委託者ヨリ受託者ニ移
 ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムベシ

不動産價格

千分ノ三十五

不動産

不動産價格

千分ノ三十五

船舶

船舶價格

千分ノ二十

第三條ノ三 前條ニ該當セザル信託ニ因リ不動産又ハ船舶ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テ
 ハ登録稅ヲ課セズ但シ信託ノ登記事項ヲ變更シタル爲前條ノ信託ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ變更ノ登記ヲ以テ受託
 者ノ所有權取得ノ登記ト看做シ前條ノ規定ニ依リ登録稅ヲ納ムベシ

第三條ノ四 信託財産タル不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ左ノ區別ニ從

ヒ登録稅ヲ納ムベシ但シ第三條ノ二ニ規定スル信託、委託者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託及委託者ガ元本ノ受益者ニ
 シテ委託者以外ノ者又ハ委託者ト委託者以外ノ者トガ収益ノ受益者ナル信託ニ因リ不動産又ハ船舶ヲ受託者ヨリ受益者ニ
 移ス場合ニ於ケル所有權取得ノ登記ニ付テハ登録稅ヲ課セズ

不動産

不動産價格

千分ノ三十五

但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ガ元本ノ受益者ナルトキハ

船舶

船舶價格

千分ノ二十

第六條中「千分ノ五」ヲ「千分ノ七」ニ改ム

第七條中「二十圓」ヲ「五十圓」ニ改ム

第八條中「二十圓」ヲ「五十圓」ニ、「十二圓」ヲ「三十圓」ニ改ム

第九條中「十五圓」ヲ「二十五圓」ニ、「十圓」ヲ「十五圓」ニ、「六圓」ヲ「八圓」ニ、「四圓」ヲ「五圓」ニ、「二十圓」
ヲ「五十圓」ニ改ム

第十四條中「百圓」ヲ「百五十圓」ニ、「四十五圓」ヲ「六十圓」ニ、「二百圓」ヲ「三百圓」ニ改ム

第十五條中「十五圓」ヲ「二十圓」ニ改ム

第十五條ノ三 相續ニ因リ信託財産ノ元本ノ受益者又ハ信託利益ノ全部ヲ受クベキ者ニ變更アリタルトキハ其ノ變更ノ登記
 又ハ登録ヲ以テ相續ニ因ル財産權取得ノ登記又ハ登録ト看做シ登録稅ヲ課ス

第十六條中「千分ノ三」ヲ「千分ノ二」ニ改ム

第十九條中「第十四號乃至第十六號」ヲ「第十四號乃至第十七號」ニ改メ同條ニ左ノ一號ヲ加フ
十七 政府ノ引受ニ係ル社債償換ノ爲發行スル社債ノ登記

第十九條ノ二 信託ニ因ル財産權取得ノ登記又ハ登録ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニハ登録稅ヲ課セズ

一 委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル財産權取得ノ登記又ハ登録但シ委託者以外ノ者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託ニ因ル場合ヲ除ク

二 委託者又ハ委託者以外ノ者ガ信託利益ノ全部ヲ受クベキ信託ニ因リ受託者ヨリ受益者ニ信託財産ヲ移ス場合ニ於ケル財産權取得ノ登記又ハ登録

三 信託ノ受託者更迭ノ場合ニ於ケル新受託者ノ財産權取得ノ登記又ハ登録

前項第一號但書ノ信託ニ該當セザル信託ニ付信託ノ登記又ハ登録ノ事項ヲ變更シタル爲前項第一號但書ノ信託ニ該當スル

ニ至リタルトキハ其ノ變更ノ登記又ハ登録ヲ以テ受託者ノ財産權取得ノ登記又ハ登録ト看做シ登録稅ヲ課ス

第一項第一號、第二號及前項ノ規定ハ不動産又ハ船舶ノ所有權取得ノ登記ニ付テハ之ヲ適用セズ

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第三項乃至第五項ノ改正規定ハ財産稅法第十四條第四項ノ規定ニ依ル最初ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

第三條ノ三、第三條ノ四及第十九條ノ二ノ改正規定ハ信託財産ヲ委託者ヨリ受託者ニ移ス場合ニ於ケル受託者ノ財産權取得

ニ付從前ノ規定ニ依リ登録稅ヲ課セラレタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

辦理士法第七條中「二十四」ヲ「五十四」ニ改ム

登録稅法中改正法律案理由書

稅制ノ改革ニ伴ヒ登録稅ノ負擔ノ適正ヲ期スルガ爲登録稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

登録稅法については印紙稅法と同様に結城稅制は一切手を觸れなかつたのである。登録稅法改正につき種々の問題が考へられるが、最も重要なのは不動産賣買等の場合の登録稅を輕減する事である。不動産賣買等の場合の登録稅は不釣合に高率にして流通稅と云ふよりも寧ろ相續稅の如き觀を呈し其の改正は從來より懸案となつてゐたのである。但し區裁判所が登記價格を賣買價格の半額位に定めて僅かに其の缺點を救濟してゐたのであるが、近頃は登記價格が賣買價格に接近し往々にして賣買價格を超える場合があり益々稅率輕減の必要が痛感せられる事となつてゐる。

第三 取引所取引稅と有價證券移轉稅

一 取引所稅の中で取引所營業稅については收得稅に於て之を述べたから、流通稅としては取引所取引稅のみが問題となる。馬場稅制案の取引所稅法改正法律案は次の内容を有してゐた。

取引所稅法中左ノ通改正ス

第一條中「百分ノ十五」ヲ「百分ノ十六・五」ニ改ム

第三章 國稅の改革

第五條第一項中「取引税」ヲ「取引所取引税」ニ、同項第二種中「萬分ノ一・五」ヲ「萬分ノ三」ニ、「萬分ノ二・五」ヲ「萬分ノ三・五」ニ改メ同項第三種ヲ左ノ如ク改ム

第三種 商品ノ賣買取引

- 甲 銘柄又ハ等級別ニ相對賣買ノ方法ニ依リテ行ヒ履行期ニ於テ
 - 米穀 萬分ノ一・二五
 - ノミ差金ノ授受ニ依リテ決済ヲ爲シ得ル取引ニ屬スルモノ
 - 米穀以外ノ商品 萬分ノ一・五
 - 米穀 萬分ノ二・五
 - 米穀以外ノ商品 萬分ノ三
- 乙 其ノ他ノモノ

第七條、第八條第一項、第十條第一項、第十一條及第十二條中「取引税」ヲ「取引所取引税」ニ改ム

第十四條中「又ハ會員」ヲ「若ハ會員又ハ取引所ニ上場セラルル有價證券若ハ商品ノ販賣者若ハ仲立人」ニ改ム

第十七條第一項及第十七條ノ二第一項中「取引税」ヲ「取引所取引税」ニ改ム

第十七條ノ三 取引所ノ取引員又ハ會員ニ非ズシテ取引所ニ上場セラルル有價證券又ハ商品ニ付差金ノ授受ヲ目的トスル賣買取引ノ委託ヲ受ケ又ハ委託ノ取次ヲ約シ取引所ニ依ラズシテ之ニ依リタルト同一又ハ類似ノ計算ヲ以テ委託者ニ對シ其ノ決済ヲ爲シタル者ハ取引所取引税ニ關シテハ取引所ニ於テ賣買取引ヲ爲シテ脱税シタルモノト看做シ其ノ税金五倍ニ相當スル罰金ニ處シ直ニ其ノ税金ヲ徴收ス但シ税金二十圓未滿ナルトキハ罰金額ヲ百圓トス

前項ノ場合ニ於ケル税額ハ委託者ニ對シ約定金高トシテ計算シタル金額ヲ以テ賣買各約定金高ト看做シ計算ス

前二項ノ規定ハ取引所ノ取引員又ハ會員ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ノ行爲ニシテ取引員又ハ會員ノ業務ニ關スルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第二十條 第十五條、第十六條、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項、第十七條ノ三第一項又ハ第十八條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セズ

第二十一條中「又ハ會員」ヲ「若ハ會員又ハ取引所ニ上場セラルル有價證券若ハ商品ノ販賣者若ハ仲立人」ニ改ム

第二十二條中「取引所ノ業務ニ對シ」ヲ「取引所ノ業務ニ對シ又ハ取引所ニ於ケル賣買約定金高若ハ其ノ差金額ヲ標準トシテ」ニ改ム

附 則

本法ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前ノ賣買取引ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

取引所稅法中改正法律案理由書

稅制ノ改革ニ伴ヒ取引所稅ノ負擔ノ適正ヲ期スル等ノ爲取引所稅法中改正ヲ要スルモノアリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

臨時租稅増徴法は取引所取引税の稅率の引上げを緩和した。即ち「第二種有價證券の賣買取引に對する取引税」のみを八割増徴し甲を萬分の二・七とし乙を萬分の四・五に引上げたのである。

二 有價證券移轉税は馬場稅制案にも現はれたものであるが、結城稅制は之を修正して次の有價證券移轉稅法を定めたのである。

有價證券移轉稅法